

第4回共同シンポジウム 法情報データベースの社会的役割-講演要旨集-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」, サイバー法研究会, 法情報学研究会 公開日: 2015-12-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 夏井, 高人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17722

第4回共同シンポジウム
法情報データベースの社会的役割

Social Roles of Legal Information Database

— 講演要旨集 —

共同主催

明治大学学術フロンティア推進事業

社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト(SHIPプロジェクト)

サイバー法研究会

法情報学研究会

後援

明治大学情報科学センター

日時・場所

2001年5月19日

明治大学駿河台校舎リバティタワー

SHIP
PROJECT

第4回共同シンポジウム講演要旨集目次

1	開催プログラム	p.3
2	開会挨拶	
	明治大学学長 山田雄一	p.4
	明治大学社会科学研究所長 清水哲之（明治大学政治経済学部教授）	p.5
	明治大学情報科学センター所長 下坂陽男（明治大学理工学部教授）	p.6
3	講演要旨集	
	夏井高人（明治大学法学部教授）	p.7
	学術系法情報データベースの社会的役割 Social Functions of Academic Legal Database System	
	山本順一（図書館情報大学大学院教授）	p.26
	法情報分野における図書館の社会的役割 The Library's Function in the Legal Information Environment	
	Peter W. Martin（コーネル大学ロースクール教授・LII 共同主任）	p.36
	The Legal Information Institute (LII) - Providing Catalysis, Innovation, and Integration in a Complex Legal Information Environment	
	Graham Greenleaf（ニューサウスウェールズ大学教授・AustLII 主任）	p.53
	法情報への自由なアクセスについて：その哲学，実際そして将来 ーオーストラリアン法情報研究所の紹介を通してー AustLII and the achievement of free access to the law	
4	ディスカッション	
	「法情報データベースの社会的役割」	p.67
	司会：指宿 信（鹿児島大学法文学部教授） パネリスト：Peter W. Martin, Graham Greenleaf, 山本順一, 夏井高人	
5	資料	
	第1回共同シンポジウム予稿・資料集目次	p.82
	第2回共同シンポジウム予稿・資料集目次	p.83
	第3回共同シンポジウム予稿・資料集目次	p.84
	SHIP プロジェクトメンバーリスト	p.85

第4回共同シンポジウム開催プログラム

09:45-10:00 (ご挨拶)

明治大学学長	山田雄一 (明治大学経営学部教授)
社会科学研究所長	清水哲之 (明治大学政治経済学部教授)
情報科学センター所長	下坂陽男 (明治大学理工学部教授)

* 午前の部の総合司会：和田 悟 (明治大学政経学部講師)

10:00-11:00 夏井高人 (明治大学法学部教授)

学術系法情報データベースの社会的役割
Social Functions of Academic Legal Database System

11:00-12:00 山本順一 (図書館情報大学大学院教授)

法情報分野における図書館の社会的役割
The Library's Function in the Legal Information Environment

12:00-13:30 (昼 食)

* 午後の部の総合司会：丸橋 透 (ニフティ株式会社 企画・CS統括部 法務・海外部)

13:30-14:30 Peter W. Martin (コーネル大学ロースクール教授・LII 共同主任)

The Legal Information Institute (LII) - Providing Catalysis, Innovation, and Integration in a Complex Legal Information Environment

14:30-15:30 Graham Greenleaf (ニューサウスウェールズ大学教授・AustLII 主任)

法情報への自由なアクセスについて：その哲学，実際そして将来—オーストラリアン法情報研究所の紹介を通して—
AustLII and the achievement of free access to the law

15:30-15:45 休憩 (コーヒーブレイク)

15:45-17:30 パネルディスカッション「法情報データベースの社会的役割」

司会：指宿 信 (鹿児島大学法文学部教授)
パネリスト：Peter W. Martin, Graham Greenleaf, 山本順一, 夏井高人

18:00-20:00 レセプション

(同時通訳) 久保悦子, 小沼順子, 三原恵子 (株式会社インターグループ)

挨拶

明治大学学長
山田雄一

みなさんおはようございます。ようこそ明治大学へ。明治大学学長の山田雄一です。

我が大学のリバティールームにてSHIPプロジェクト第四回共同シンポジウムを開催することは、私達にとって大変名誉であり喜ばしいことです。ご来場の皆様、講演者やパネリストの方々、そして関係者の方々、特に遥々海外から起こし頂いたコーネル大学のピーター・マーチン教授とニューサウスウェールズ大学のグラハム・グリーンリーフ教授に感謝の意を表したいと思います。

このプロジェクトは我が大学にて1998年に始まり、それから年々発展して参りました。第四回共同シンポジウムでは、学術サイトの役割と法情報データベースの役割について議論されることでしょう。

みなさんも知ってのとおり、我が大学には既に法律の大学院があります。その他にも、明治大学では2004年のロー・スクール創設に向け、現在準備を行っております。この状況において、参加者全員がハイレベルな知識を分かち合えるようなこのシンポジウムを開催することは私達にとって大変意味のあることなのです。

この第四回共同シンポジウムでの皆様のご成功を心よりお祈り申し上げます。ご清聴を感謝します。ありがとうございました。

国際シンポジウム挨拶

明治大学社会科学研究所長
清水哲之（政治経済学部教授）

明治大学社会科学研究所が、学術フロンティア推進事業として SHIP プロジェクトの研究を開始して本年度で3年目を迎えます。

この間に大阪大学でのシンポジウムを含め3回の共同シンポジウムを開いておりますが、毎回大変好評を得てまいりました。

研究期間の半ばを迎えた本年度は、今日までの研究の成果を広く社会に還元し、また今後の研究を更に深化させるため、世界的に著名なマーチン教授とグリーンリーフ教授をお招きし、国際シンポジウムを開催することとしました。

このプロジェクトは、本学をはじめ学外の研究者を多く擁する共同研究プロジェクトであります。その研究は非常にユニークで、各界から大変に興味をもたれ非常に注目されております。周知のように、コンピュータによる「グローバル化」と「情報化」が進展している現代社会においては、インターネットの普及は経済活動をはじめ我々の日常生活のさまざまな面にも極めて大きな変化と便利さをもたらしております。しかし、その便利さの反面、前例のない未知の問題が生じ、また既存の考えをそのまま当てはめたのでは、妥当な結論を得ることができない場合も頻繁に生じてくることが予想されます。

学術フロンティア事業として行われている SHIP プロジェクトの意義は、法情報におけるデータベースの整備により社会的役割を果たすことにあるように思われます。

国際シンポジウムの講師としてご来校いただきましたマーチン教授とグリーンリーフ教授、さらに国際シンポジウム開催の労を取られた夏井先生ならびに本日も参集いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

SHIP プロジェクトの研究が今回の国際シンポジウム開催を含め、研究所の設置目的でもある「学術の進歩発展に寄与する」すばらしい成果をあげられるよう一層のご支援とご協力をお願いして、私の挨拶とさせていただきます。

挨拶

情報科学センター所長
下坂陽男(明治大学理工学部教授)

ご紹介ありがとうございました。

明治大学情報科学センターを代表して SHIP プロジェクトの第4回共同シンポジウムで挨拶申しあげる機会を頂けて大変感謝しております。

情報科学センターの主たる業務は、情報基礎教育の実施にあります。また、大学全体の情報関連全般にわたる企画・立案などもあります。これらの活動を通じて、豊かな情報にかかわる技術の蓄積を持っています。明治大学では、この SHIP プロジェクトの他にも様々なプロジェクトが活動しています。それぞれのプロジェクトに対して、情報科学センターは、これまでに蓄積してきた情報関連の技術ノウハウを供与し、プロジェクトが円滑に動けるよう協力してきています。

夏井先生の SHIP プロジェクトは、法情報データベースプラットフォームを構築することを目的とするとうかがっています。まさに情報の利活用技術を駆使してこのプロジェクトが推進されていること、情報科学センターのスタッフもこのプロジェクトに参加していること、情報科学センターやネットワークの運用管理に対する夏井先生の献身的な協力などから明治大学の他のプロジェクトに対するよりも特別親しみを感じています。

日本の裁判制度は、結審するまでに時間がかかりすぎると批判されているとうかがっています。SHIP プロジェクトの成果によって法曹業務がスピードアップされることが期待されます。本日のシンポジウムに参加されている方々の活動によって、わが国の紛争処理制度が誰にも使いやすい、誤りの少ない制度に改善されていくことを祈っています。

本日は、国際シンポジウムであるとうかがっています。外国からの参加者もいらっしゃいます。私は、機械技術者ですのもともとボーダーレスの世界で育っています。科学技術分野だけでなく、法律の分野まで国境がなくなっているという実感を得ました。ボーダーレス社会では、人のつながりが非常に大事になります。参加者の皆様全員が、このシンポジウムをエンジョイされ、十分な情報交換をし、皆さんのヒューマンネットワークの輪が広がることを祈念いたします。

どうもありがとうございました。

学術系法情報データベースの社会的役割

Social Functions of Academic Legal Database System

明治大学法学部教授・弁護士

夏井 高人

はじめに

我々の SHIP プロジェクトでは、単にデータベースの技術開発だけではなく、法律データベースを作っていく上で発生するだろうと思われる法律上の様々な問題についても多角的に研究を重ねてきた。

今回の第4回共同シンポジウムでは、学術系の法律情報データベースを作っていくということの社会的意味について、私なりの考えを申しあげたいと思う。また、アメリカ合衆国からは Peter Martin 教授、オーストラリアからは Graham Greenleaf 教授にご参加いただいた。この問題について、3カ国のそれぞれの立場で意見交換をし、大きな成果をあげたいと思う。

第1 法情報の機能

まず、法情報の機能としてどのような機能があるかについて考えてみたい。1番目は、認知する機能(recognition function)。2番目は、記憶としての機能(storage function)。そして、3番目は、社会的な道具としての機能(function as social tools)である。

1 認知機能

人が「法」の存在を認識するためには、何らかのシンボルが必要である。そのシンボルにはいろいろあるが、「法」を認知するためのシンボルは普通、「法情報」(Legal Information)と呼ばれている。

Legal Information は、口頭で伝達されることもあるが「文字」やその他のものによっても伝えられる。太古の社会においては、ほぼすべての場合においてそうであったろうと推測される。「おふれ」や「お達し」というような用語は、このような歴史に根ざす用語の一つだろう。

法情報は、固定的な媒体に「文字」によって記録され伝達される場合がある。例えば、古代バビロニアのハムラビ王の法典がその例である。記憶される媒体は、石碑や磨崖碑文のようなものだけではなく、粘土板、青銅器、羊皮紙、竹簡、木簡、紙など、多種多様なものがある。今日最も多用されているのは、紙又は紙を束ねた本である。しかし、このような媒体の材質及び形状の相違にもかかわらず、文字というシンボルによって法情報が記録され伝達されているという事実には、質的な相違点が全く存在しない。

今日、電子的な道具によってシンボルの交換がなされるようになった。そこでもまた、人がそのシンボルを認識するためにその道具が存在しているのである限り、普通の文字による記録・伝達と何ら異なることはない。

これは、人間がシンボルを通してしか、ものを認識できないということに基づくものである。現在の法理論は、大陸法系の法理論 (European Legal Theories) であってもアメリカ合衆国の法理論とりわけコモンロー (U.S. Legal Theories; Common Law) であっても、「人間の意思」というものを中心に組み立てられている。これは何らかのシンボルを通して形成される意思である。

しかし、将来、人間の意思とは関係のないソフトウェア・エージェント (Software Agent) とソフトウェア・エージェントとの間の契約というものが実現されるようになると、意思というものがなくなるかもしれない。そうすると、法情報は人間にとって認識可能でないものであって良いようになるかもしれない。私はそのような人間の意思を介在しない法システムのことを「処理主義理論」(processing theory)と命名している。現時点では、人間の意思が存在しなければ何らかの法的効果を発生させてはならないと考えるのが普通の考えであるから、software agent を使った契約であっても最後は人間の意思に戻る。しかし、未来の時点では純粋なソフトウェアの間の契約というものが成立するかもしれない。その時には、そこで用いられるシンボルは人間にとって認識可能なものでなくても良い時代になるだろう。

2 記憶としての機能

次に、法情報は記憶される。人間の記憶には短期(short-term)の記憶と長期(long-term)の記憶の2つがある。短期記憶は、通常は、人の脳の中だけで処理されて終わりになる。これに対し、長期記憶は、多くの場合、人の脳に対して外部記憶として存在している。しかし、同じ人間であっても、記憶は次第に薄れてゆく。また、その人間が死ねば、脳の中にあった記憶は失われる。従って一定の長期間、記憶を保存するためには人間の脳の外にあるメディアに記録することが必要になる。そこで、人は、長期記憶の機能を利用して、異なる時代、異なる空間にある個体間での意思疎通を可能なものとしてきた。そして、それによって、文化が成立可能となった。

長期記憶のために用いられるのは、文字だけとは限らない。現在でも解読されていない線文字やマヤの碑文等に用いられている記号とも符号とも識別不能なシンボルもある。現代でも、数学の公式等では、記号だけが用いられることがある。この場合、文字と同じかたちのシンボルが用いられていても、そのシンボルとしての使用目的は、文字としての機能を利用していない場合が多い。だが、人類は、記録するための一般的な方法として、文字を使ってきた。法情報データベースは、法情報を示すための文字というシンボルの集合体である。法令集や判例集がそうである。また、判例集 (Casebook) をデジタル化した判決データベースでもそうだ。

しかし、法情報に関しては、当該環境の下における社会的システムの一部として「法」が機能するのでなければ意味がないことから、一定の社会的行動と結びつく「概念」を喚起するものとしての「文字」というシンボルが用いられることが多い。ここにおいて機能するコンテクストは、あくまでも個人的なものに過ぎないが、コンテクストの理解に関する一種の共同幻想に基づいて、全ての社会は維持されている。

3 社会的な道具としての機能

このように、法情報は、文字として認識可能な何らかのシンボルの集合体であって、そのシンボルが人間の脳に訴えかけるものである。だから、その反作用として、社会的行動の決定要因となるものである。その文字列集合が、「集合体であること」それ自体の機能と

して、一定の社会的コンテクストを前提とする行動決定（意思決定）へと機能することになる。従って、法情報は、当該文字列の集合体の中にあるのではなく、文字列の集合体によって機能する人の脳内の世界に存在するものといわなければならないが、その法的世界が一定程度の大きさをもっている場合には、外部記憶として存在する法情報の集合体というものなしには、人の社会が機能することはない。そうすると、法情報は、それ自体の本質的な機能として社会的な道具としての機能を有していることになる。つまり、法情報は単に情報として存在していて、それを誰かが認識するというのではなく、社会全体の中で社会をコントロールするための仕組（ツール）であると考えられる。

ここで「社会的に法情報が機能する」ということは、どの時代においても、どの場所においても、誰に対しても常に機能するということを意味するのではない。一定の環境、(environment)が必要だ。ある環境の中においてだけ特定の、ワンセットの法情報が機能(function)する。その法情報が機能すべき環境がマッチしている場合においてのみ機能するのである。例えば、中国古代の殷において行われたト占による政策決定は、その当時においては、法的ルールを導出するための社会的システムとして機能していた。しかし、現時点では、その痕跡としての甲骨文を読んで、何らの社会的作用も生ずることはない。それは、甲骨文に書かれていること、あるいは、甲骨文によって法的ルールを導出することを機能させるための環境が現在では失われてしまっているからである。そこに存在するのは、過去の特定の時代に機能した特定の社会システムの痕跡のみである。現在では、動物の骨を焼いてそのひび割れによって何かを信じるという環境が存在しないから、そのような法システムは機能しない。同じように、現在機能している様々な法システムが未来の社会において機能するかどうかは分からない。

このことは、現代に存在する現代の法的ルールでも当てはまる部分がある。例えば、現在信じられている適正手続の保障(due process)その他諸々のルールは、現在の環境の中では機能している。しかし、将来の環境では機能しないかもしれない。つまり、法はそれ自体として機能するのではなく、一定の社会的コンテクストの中で環境と組みになって社会的に機能するものだと考えられる。例えば、国内法(domestic laws)は、当該国家の内部においてのみ機能する。通常、法学者は、国家主権の問題としてこのことを理解する。しかし、情報論の立場では、特定の仕組みが機能するための環境の（又は、その環境の相違の）問題として理解するだろう。同一の国の内部においても、一定のローカルな領域では、例えば、「やくざ」や「マフィア」の社会内では、主要な国家法の多くが無視され全く機能しないかもしれないし、その逆もまた真である。中央集権的な国家権力が確立されていない国や連邦国家あるいは他民族国家では、このことが相互に正当性を主張し合える状況にあるものとして出現する。そのようなローカルなシステムは、我々すべてに対して意味のあるものではないが、彼らの中では法システムとして機能している。

要するに、法情報は、社会的な道具として機能するものであるから、それが機能するための環境がマッチしていなければ、単なる文字列集合であるのに過ぎない。我々が法情報データベースを作る意味は、ここにある。法律情報データベースの構築は、これらの法情報が持っている社会的コンテクストと関連する機能(Social context relating functions)を良く考えたところからスタートする必要があると考える。

第2 法源とは何か？

法情報をデータベースに入れる作業をする上では、次に、何がオリジナル・データ(Original date)であるか、何が法源(Source of law)であるかを、きちんと考える必要が出てくる。ここ

ではまず、「オリジナルとは何か」ということを考えたい。第2に、そこから導き出される第2次的なデータ(Secondary data)について検討する。最後に、データに対するコメントや用法の問題を述べる。

1 オリジナル・データ

まず、法それ自体を抽象的に考えてみる。

何が「法」であるのかを知るためのシンボルは、「法源」と呼ばれる。「法源」は、法情報というジャンルに属するシンボルの認知を通じて人に認識される。従って、法情報は、法源それ自体を示すシンボルであることになる。ここで、「正しい法」のみが法であり、「法源」は正しい法についてのみ存在し得るとい立場があり得る。この正しい法というのは、現時点において社会的に正当なものとして機能する法ということの意味する。

多くの法学者はこのように考えている。

法源となる法情報は、「メートル原器」と同じような意味で、公的に信頼性を保障された唯一のものが存在しなければならないとされている。最終的に拠りどころになる基準(Standard)であるということになる。

例えば、「殺人行為が違法な行為であり刑罰をもって応答される」という法的ルールの法源は、日本国刑法第199条(Japan Penal Code article 199)である。この第199条の条文は、特定の文字フォントや文字の大きさによって左右されることのないもので、ある意味では、抽象的なものである(日本国刑法典を制定した明治憲法下の帝国議会の議事録や法律案を記載した文書が消失してもなお、抽象的な存在としての第199条の条文それ自体は存続し続ける)。しかし、これは、観念的にはそうであるというだけのことで、実際には、特定の法情報は、コピーも含め複数の媒体上から入手することが可能である。

例えば、世の中には、日本国の「六法」¹と呼ばれる法律集を含め、多数の法律条文を印刷した本が出版されている。これらの法律集には異なるバージョンがたくさんある。何万という同じ条文が、何万という本の中で印刷されて出版されている。それにも関わらず、刑法199条は1個しか存在しない。それから、この法情報を手に入れるためには、複数のチャンネルから入手可能だ。複数の情報というのは、紙であれば複数の出版物から手に入れることができる。Webであれば、異なるHTMLや異なるデータベースから手に入れることができる。これは抽象的に条文として理解される条文だ。だから、異なる法律集の中で、異なるフォント、文字の大きさ、色、どのような形によって印刷され、出版されていても関係なしに、条文それ自体として抽象的に存在する。その意味で、そもそも法源というものは、物体とは関係なしに存在し得るもので、ただ物体を通して認識されるものだと考えるべきだろう。そうでなければ、一定程度以上の大きさがあり、一定規模の官僚機構や司法システムをもった社会では、法情報が法情報として機能することが困難となるに違いない。

これら異なる表現形式を有する法情報は、1個のオリジナルから派生してきた。

¹ 「六法」は、基本となる6種類の法典(憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法)又はこれらを収録した書籍(法律集)を示す名称である。これは、明治維新の後、イギリス、フランス等の西欧諸国との間の不平等条約を解消するため、当時の日本国が基本的な法典を急いで導入する必要があったことから生じた。このような歴史的背景に基づいて成立した「六法」という名称の法令集は、日本国などごく少数の国家においてのみ存在する。なお、現在の「六法」には、これら6種類の基本法典意外の法令も多数収録されており、いわば紙の法律情報データベースとして機能してきた。

電子的な道具によって法情報が伝達されるようになった現代でもなお、オリジナルのデータが最も信頼性が高いという信仰は失われていない。しかし、派生するプロセスの中で、バグやミスタイプが含まれることは避けられない。むしろ、電子的なものであるがゆえの問題もあり得る。例えば、法情報を記述するために用いられている文字コードと文字フォントとが一致しているかどうかを当該テキストそれ自体から判別することは困難である。フォントの違いによって、そのHTMLの作者が意図したものと違う文字がブラウザ上に表示されることもある。XMLでは、その言語としての仕様それ自体から、この問題がやや緩和されている。Unicodeを利用できる環境では特にそうだろう。HTMLでも、タグの中で、明示で文字コードの種類とフォント・セットを指定することによりこの問題を回避できる場合がある。しかし、このような機能が利用可能であるということは、クライアント・マシン側に必要なフォント・セットを持っていない場合にまで、コードとその表現形との一致が確保されるということを含く意味するものではない。いわゆる「外字」²が用いられている場合には、この問題は、恐ろしく深刻なものとなるだろう。そうすると、Web上のデータベースの中に仮にオリジナルなものがあったとしても、それがオリジナルであるということが保証されているかどうかは分からない。

このように、紙の媒体であっても、Web上の媒体であっても、何がオリジナルであるかということは、これからもずっと考えられ続けなければならないことになる。現代でもなお、「オリジナルのデータはどのような存在か」という意味での法源の探求は終わっていないし、ますますもって困難の度を深めているかもしれない。このことは、次の2次的データとの関係で考えると、より一層難しい問題を含んでいる。

他方において、オリジナルのデータを供給することができるのは、それを生成した者又は保有する者だけである。一般に、国家と呼ばれている組織体においては、このような生成又は保有の機能を有するのは、立法機関と司法機関だけである。但し、国によっては、これらの機関が独立した機関ではなく、その機能を同一の政府機関が営んでいることもある。しかし、国家権力として、立法機能又は司法機能を有するとされている機関のみがその生成者であり保有者であり得るという事実には相違はない。従って、それ以外の組織体、例えば、WESTLAWやLexis-Nexisといった法情報企業も、明治大学法学部やLIIやAustLIIといった学術団体も、いずれも、オリジナル・データの生成者になることはない。保有者になることはない。これらの組織体は、オリジナルから派生した2次的なデータの保有者となり得るだけに過ぎない。

2 2次的データ

現在、我々が入手可能な法律データはほぼすべて2次的なデータである。法令で言えば、日本の「六法」や法令集は、官報の記載を転写し編集を加えて印刷した2次的データである。市販の判決集に搭載されている判決も2次的データである。公式判例集に搭載されている判決文も、オリジナルのテキスト（判決原本）に編集を加えたものであり、その意味でオリジナル・データではない。Web上の法令集や判決集は、ほぼ全部が2次的データである。官報でさえ、日本国の国会で制定された条文を書き写して編集した2次的なデータに過ぎないので、厳密には、オリジナル・データであるということができない。要するに、ほぼ全ての国民は、オリジナル・データによって法源を探するための手段を与えられていない。つまり、日本国においては、法律が一般に公開されるその時点で、既にオリジナルでないものしか提供されていないということになる。このような事情は、米国でも同じであ

² http://www.watch.impress.co.jp/internet/www/column/ogata/part1_2.htm

り、WESTLAWのような大手出版社を通じて2次的データの供給を受けるのが普通である。いずこの国においても、真のオリジナル・データにアクセスする方法は、極めて限定されたものとなっている（裁判所での判決原本の閲覧、議会図書館や公文書館での立法関連資料の閲覧など）。にもかかわらず、ほとんどすべての法律家や弁護士は、官報に印刷された文字列がオリジナルであると考えて疑わない。しかし、それは最初からオリジナルではない。

2次的データの多くは、その信頼性を何によって担保しているのだろうか？

まず、大手の法律出版社である、有名大学のプロジェクトにより刊行されているものである、といった類の「社会的評価」という要因をあげることができる。これらは過去の実績に基づいて信頼を確保していることになる。それゆえ、現在のカレントなデータについて信頼性が確保されているということの保証は何もないのと同じことになる（明日は今日と同じ風が吹くとは限らない。）。日本国の著名な出版社の法令集に誤植があったために、その誤植に気づかないで、法令適用の誤りを内在する判決がなされてしまい、後に上訴審で破棄されたという例があるということである。

では、公式判例集のような国家機関から刊行される出版物の場合にはどうだろうか？

この場合にも、誤植や編集ミスはあり得る。そもそも日本の官報でも、官報編纂者による誤植が存在しているということが知られている。それだけではなく、制定された法律それ自体に最初から誤植やミスが混在していることがある。官報内に印刷された条文にもそのような例が散見される。コーネル大学LIIのデータベースに収録されている条文データの中には、最初から存在しているミスタイプ等について、「誤植と思われる」というようなコメントが付されているものがある。

では、裁判所の判例集はどうだろうか？

裁判所の判例集に記載されているものは、オリジナルのドキュメントから編集された印刷文字だ。日本国の公式判決集として「最高裁判例集」という出版物がある。これは、オリジナルと同じ価値を与えられている。しかし、それは、オリジナルとしての評価を与えられているというだけだ。本当のオリジナルは、裁判官がサインをした「判決原本」という1個の文書しかないはずだ。それがオリジナルであって、最高裁判例集に収録された判決はオリジナルではなく、2次的なデータだ。しかし、最高裁から「これが判決である」と保証されて出版されるものは、最高裁判例集が最初のスタートになる。ここでもやはり、オリジナルと考えられているものが、実は最初から2次的データであるということが言える。米国では、WESTLAWなどの出版社から1番最初にデータが出ることもあるが、この場合でも、裁判官がサインをした最初のドキュメントが本当のオリジナルであって、WESTLAWで印刷されるものは、オリジナルとしての評価は与えられるかもしれないが、それは2次的なデータになるだろう。

判決の例で考えると、さらに難しい問題がある。判決も人間が作成する文書である以上、ミスタイプがある。日本国の法律では、ミスタイプがあったときには、それを修正するための更正決定をすることができることになっている。ここで大事なことは、エラー修正がなされる前のドキュメントと、エラーを修正するためのドキュメントを2つミックスして、その結果どうなるか考えられた文書がオリジナルであって、2つの文書は物理的に結合されるわけではないから、真のオリジナルは観念的にしか存在しないということだ。世の中ではオリジナルというものは物体として存在していると信じられているが、この例を見ると実は、「物体として存在しないオリジナル」が「存在する」ということになる。

次に、諸外国の例を見ると、判決に幾つかのバージョンが存在する場合があります、どの時点のどのバージョンのテキストであるかを確定した上でないと、オリジナルとしての批評ができない場合もある。このような例では、そのどのバージョンもオリジナルであり、し

かも、同一の「判決」である。この場合、オリジナルとは、どれを指すことになるのだろうか。このような例では、判決というデータのIDは、事件番号だけではなく、バージョン番号を組み合わせたものでなければならないことになる。

このことは、法律でも実は同じだ。1番スタートラインにある法律の条文を、次の改正法によって改正した場合、改正法の条文はすべて書き換える法律であったとしても、実は観念的に生成 (generate) される新しい条文がオリジナルになる。例えば、2つの条文を持っている法律があると仮定する。次の改正法によって、第2条を削除する、それだけの改正法があるとする。そうするとスタートラインでは2つの条文を持った法律があったはずなのに、2番目の第2条を削除するという情報しかない改正法によって、真のオリジナルは第1条しかない法律にジェネレートされる。しかし、第1条だけ書いた法律のドキュメントは存在しない。これは頭の中でジェネレートされるだけであって、ドキュメントとしては存在しない。考えて作ることはできるけれども、物体は存在しない。だから、真の意味でのオリジナル・ソースはないことになる。これは非常に珍しい例かというところではなく、よく考えてみると、非常に多くの法律がそうだ。世の中の法律の中で改正されていない法律というのは、むしろ珍しい。何十回も改正されている法律の方が多い。そうすると、物体としてのオリジナルは実はないものが圧倒的多数である。これらはどういうことになるかというところ、2次的に観念的に生成されるものが実は真のオリジナルになるということだ。そうすると、判決の場合と同様に、法律の場合でも、法律番号だけではオリジナルを特定するIDとすることができず、バージョン番号を組み合わせたものが必要となるだろう。

さらに、デジタル・コンテンツの場合には、もっと難しい問題がある。途中でエラーが混入しない限り、コピーされる元のデータとコピーされた後のコピーされたデータとは全く同じ文字列になるだろう。そうすると、オリジナルのデータと2次的なデータとの間で、どちらがより確実らしいかという評価、それ自体としてはどちらが正しくどちらが正しくないという判断がつきにくい。

このようにしてみると、実は、現在流通している法情報データのほぼすべてについて、実は、オリジナルと同価値であることの保証がないかもしれない、ということを理解することができる。

ここまで述べてきたように、最初からオリジナルがないものが多いだけでなく、デジタルの世界では何万回でもコピーされたものがすべて、実際には同じ価値を持っている。上述のようなフォントの問題等を捨象して考えると、デジタルデータの完全なコピーは、コピー元のデータと同じものになるはずであるから、コピー元とコピー先との間で価値的な相違が存在しないことになる。そのような環境の下においては、オリジナル・データと2次的データないし派生データとの間の相違を論ずることが意味をもたないことがあり得る。もちろん、途中でエラーやバグが入ることがあるが、通常はすべて同じ価値をもっている。これまでの世界では、最初にサインされた契約書は1つしかないから、それは非常に大きな証拠価値をもっていて、そのコピーは証拠価値がない。あるいは、その契約書を見て記憶した内容は不正確だから、証拠価値がないというような様々な証拠法上のルールがあったが、デジタル環境においてはそういうことがあまり言えなくなってくる。このことは、例えば、証拠法の領域でも、伝聞証拠 (hear say evidence) であるかどうかがかつ問題となる場面にも大きな影響を与えるだろう。換言すると、原本と複製との間の法的評価の相違が消滅する場面が出てきていることになる。場合によっては、複製から派生した法情報データのほうが適切に誤植等の修正が施され、信頼性の高いものとなっている場合さえある。商用データベース内に収蔵されている法情報の中には、そのような例が少なからず見られる。最良証拠原則 (Best Evidence Rule) が少し修正されつつあるのかもしれない。

そうすると、そもそも法源の探索のための信頼性の識別基準それ自体を考え直す必要が

あるのかもしれない。定式化して言うと、手の上にあるデータがオリジナル・データと同価値であるという信頼性を「誰か」が認証するという社会的仕組み、その認証する「誰か」の信頼性の度合いを更に測定・評価・認証する他の「誰か」という社会的仕組みが必要であることになるだろう。Web上のコンテンツの場合には、より一層強い論拠をもって、このことを主張することが可能と思われる。社会的にその信頼性を保証する誰か、あるいは何らかのシステムというものが必要となる。単に「政府が出版した出版物」あるいは「最高裁が出版した出版物」だというだけでは、確からしさの保証にはならないかもしれない。

3 データの注釈と用法

法律の文章は専門用語、あるいは法律家の間でだけで理解できる用語の塊だ。ジャーゴンの集合であると考えてもいいだろう。しかし、そのようなエジプトのヒエログリフのような、普通の人には理解できない文字列の集合が、社会的に機能しているのは何故か？

法が社会内で機能するためには、法情報が人によって認知可能なシンボルとして機能する環境が準備されていなければならない。従って、法情報が法情報として機能するためには、何らかの方法で、注釈と用法上の支援という社会システムが準備されていなければならない。

最初に、法が法として機能するためには、ある一定の「環境」が必要だと言った。この環境というのは、抽象的に環境が存在しているのではなくて、法が法として機能するための様々な仕組みの集合体が環境として評価されるということになるかもしれない。このような支援は、これまでどのようにしてなされてきたのか。

大学では私のような学者の講義によってなされてきたかもしれないし、教科書の中に書いてあったかもしれない。また、政府機関によってそのような機能が果たされてきたかもしれない。例えば、日本国の場合だと、新しい法律が立法されると、その立法に関係した政府機関の職員によって解説書が書かれ、出版される。立法に関係した職員だから、その法律について1番最初に最も詳細な解説書を書けるのは当たり前なことだ。ここでの問題は、1番詳細で1番詳しい解説書なのだが、それは既に解釈が入っているということになる。法律は何らかの目的で立法される。大抵の場合、非常に具体的な立法目的を持っている。経済的な目的である場合もあるし、財政的な目的もあるし、軍事的な目的もあるし、様々な目的で立法される。立法に関与した政府の担当者はそのような目的を肯定的に捉える人が多いのは当たり前だし、その目的を遂行するために解説書が書かれる。しかし、その目的自体が正しいかどうかは、法律それ自体からは分からない。政府の政策それ自体が間違っている場合には、目的それ自体が間違っているのだから、法律も正しくないかもしれない。当然、その法律が正しいという前提で書かれている解説書も正しくない。しかも、そのような解説書等は、全ての法令について作成されるわけではない。立法機関又は政府機関としての一方的な見解が示されているだけであるので、その法令の正しい注釈であるという保証は存在しない（特に、法令それ自体の欠陥について自認するような記述がなされることは、まずないと言ってよい）。だが、社会の多くの人々は、立法に関係した担当者が書いた解説書は、信頼性が高く、信用すべきものだとは普通は評価するだろう。このような問題がある。

判決の場合はどうか。判決は、判決理由（Court opinion）というものをつけないといけないことになっている。しかし、裁判官は判決の中でだけ、判決の根拠を示さなければならないというルール（「裁判官は弁解せず」というルール）が存在するために、その判決を生成した裁判官自身が何らかの解説や注釈を加えるということが非常に少ない。判決の外で自分の判決を正当化してはならない。私自身は、かつて裁判官をやっているときにたくさん判決を書いた。しかし、それを自分で正当化するための説明をすることは、裁判官を

している当時は許されなかった。もしかすると、現在も許されていないのかもしれないが、分からない。多分、許されていると信じたい。

では、今度は国会の方を考えてみたい。おそらく日本でもオーストラリアでも、国会議員が法律を作るのではなく、政府が法律の原案を考え、国会議員が提案しているだけ、という場合が多いのではないかと思う。アメリカの場合は良く分からない。しかし、大統領がある目的で法律案を作りたいと考え、大統領を支持する議員が、大統領が考えているような法律案を提案するようなことは、しばしばあるようだ。日本とアメリカでは、国のシステムが違うので、簡単には比較はできないが、日本で政府が営んでいる機能をアメリカでは大統領が営んでいるのではないだろうか。

このような注釈や用法上の支援は、オリジナル・データを生成した者によってなされることを期待するのは、むしろ難しいのかもしれない。特に、国会議員は、選挙によって交代することもある。例えば、ある提案された法律が議会で可決されたらと仮定する。可決された法律案について最も良く知っているのは、形式的・名目的には、その法律案を提案した議員のはずだ。しかし、彼らは良く分からない、提案しているだけだ。しかも、一般に、自分が提出した法案でさえ、それが可決された後には詳細な内容を忘却してしまうのが通例だ（国会議員は、それほど暇ではない。次の仕事が残っている。）。従って、誰か第三者がやはり法律の使い方、あるいは法律を機能させるための支援の仕組みを作っていかなければならない。

今まで述べたオリジナルの確定は容易ではないということ、それから、2次的データの信頼性評価も容易ではないということ、それから、データとしての法律はそれだけでは機能しないということ、これら3つの要素は、法律データベースを作る上で非常に重要なポイントになると考える。つまり、何がオリジナルであるかという問題はそもそも、非常にあいまいな要素を含んでいる。そして、オリジナルであること、正しいテキストであることは、誰かによって保証されなければならないということだ。そして、単にテキストの正しさが保証されるだけでなく、それが社会の中で正しく機能するための支援を誰かがしなければならぬということでもある。この3つの要素は、一体誰が果たすべきなのだろうか。私は、学術情報データベースの果たすべき任務の1つではないか考える。

第3 ネットワーク環境における法情報データベースの機能

次に、ネットワーク環境というところだけに着目して法情報データベースの機能を考えてみたいと思う。

ネットワーク環境において、法律情報データベースが果たすべき役割、形式的な機能だけを見てみると、第1に検索のための機能、第2に教育のための機能、第3に社会運営のための機能、そして、最後に経済戦略ツールとしての機能がある。ネットワークの上の機能としては、これらのものを特に考えるべきだと思う。

1 検索のための機能

まず、検索のための機能について述べる。

検索をするという人間の行動は、一体どういう行動なのか、それを考えてみた。簡単に考えると、YahooやAustLIIやLIIのシステムで、検索のためのキーワードを入力して、コンピュータシステムが処理してくれたアウトプットを手に入れることが検索だと考えるかもしれない。しかし、それは「検索」なのだろうか？

人は、特定のシンボルによって思考する動物である。そして、法情報の多くは文字列集合として存在する。この文字列集合へアクセスし、人の脳内に展開されている世界のどこかにマッピングし又は位置付ける作業を経て、人は法情報を認知し認識する。これは、「法」が何らかの法情報として存在し、流通し、そして、社会内で機能するものである以上、必然的なことである。このようなアクセスが一定の「意図」の下に実行される場合、それを「検索」として理解することができる。検索は、模索ではない。従って、検索結果は、検索結果が提供される前に(仮説として)予期されたものとなっている。検索結果が予期できないものであった場合であっても、後から新たな関連付けが実行され、自己の世界内に取り込まれるのであれば、それは、検索である。しかし、検索結果が予期できないものであり、しかも、理解できないものである場合には、それは、検索ではない。

私は、いつも学生に対してこのことを話すのだが、なかなか理解してもらえない。それは、検索というものを理解するための世界をまだ持っていないからだ³。検索というものを理解するためには、検索結果がアウトプットとして得られるだけでなく、インナーワールドに取り込まれるというプロセスも考えるということも必要で、そのためには自分の心の中、脳の中に、アウトプットを受け入れるためのマップが最初から用意されていなければならない。このことは、非常に重要ではないかと私は考える。つまり検索というのは、結果を予め知っていなければ、実は検索できない。通常これは、仮説といわれている。本当にそのような結果が現れるかどうかは誰にも分からない。しかし、いくつかの仮説中のどれかが手に入った場合でなければ、検索結果を理解することができない。答えのオプションが最初から心の中にいくつか用意されていなければ、正しい検索結果が含まれていても、それが正しい検索結果が含まれているということを理解することができないということになる。つまり、検索という行動は、単にキーワードを入れて、何らかのアウトプットの塊を取り出す行為ではなくて、機械よって処理されたアウトプットとしての文字の塊の中から、自分の持っている仮説のどれかとのマッチングをする行為だということになる。自分の中に既にマップがなければ、マッチングをするという行為はできない。だから、仮説という名前の答えが既に用意されている場合にのみ、検索は実現可能であると考えられる。

文字列は文字に過ぎない。私はかろうじてマーチン教授やグリーンリーフ教授の書いた英語の文章を読むことができる。それはこれまで何回もアルファベットを見て知っているから、使い方も自分の体験の中で知っているから読むことができる。しかし、ユカタン半島にある石に刻まれたマヤの象形文字のようなものは全く理解できない。当時の彼らは理

³ 2001年5月12日に開催された法社会学会で、名古屋大学の加賀山教授と会った。彼と私は10年ほどずっとある議論してきた。「教育は可能か」という議論だ。私は、教育はできないという説を10年間主張してきた。彼は、教育できるという説をずっと主張していた。しかし、この法社会学会の折に、私と彼の意見は、ようやく一致を見た。つまり、「学生の頭の中にある世界はどうやっても広げることにはできないが、自分の持っている世界を自分で知らない学生に、君はこんなに素晴らしい世界を持っていると気づかせることはできる。しかし、教授が学生にどんなにトレーニングしても、インナーワールドそれ自体を拡張することはできない」という点で意見が一致したのだ。「何か効果的なトレーニングの方法さえあれば学生の脳の中の世界がどんどん広がっていくというようなことはあり得ない」という点で意見が一致し、10年の論争がやっと終わりになった。いま私は逆説的な表現を使っている。つまり、軍隊のようにトレーニングしてスキルを覚えさせることが教育ではないということを言いたいのだ。学生が皆持っている素晴らしい世界に気づかせ、その世界を自分で耕せるようにすることが、教師の仕事だろうと思っている。

解したはずだ。理解していなければ、社会が成り立たない。ジャガーの形や太陽の形のような模様のようなものが、実は文字だ。だが我々は理解できない。文字というのは、ただの形に過ぎない。その形の集合体がどうして人間として何かアクションを起こすためのトリガーになったりエレメントになったりするかということ、人間は文字を通して、あるいは文字を引き受けたことによって、何かそれに意味を与えることができるからだ。私が先ほどから言っているインナーワールドというのは多分、意味のネットワークとシンボルとを結合するためのシステムだろうと考える。

ネットワーク環境における法情報データベースの機能として着目すべきことは、このような意味での検索のプロセスの一部を人の脳内の作業から外部の作業へと移行させることが可能となってきたことである。例えば、ロボットによる検索や、収集したデータをフィルタ用のソフトウェアによって自動仕分けすることなどがその萌芽であると評価することができる。

しかし、このような脳内の作業の一部を脳の外部へと置き換えることについては留意すべき点がないわけではない。まず、自動的になされる作業は、大量のデータを処理することが可能である場合が多いために、外部作業のためのアルゴリズムが適切であるかどうかのチェックが見落とされたり、あるいは、それが不適切であっても量の大きさによって隠蔽されてしまったりする危険性がある。次に、マッチングは「意味」を含まないという点をあげることができる。「意味」は、コンテキストとの関係で機能する仕組みであって、コンテキストを処理できないシステムでは、「意味」という要素を処理することができない。しかも、「意味」は、各人にとって固有のものであり普遍性を持たない。通常のネットワーク検索は、ネットワーク上に所在する文字列のコードのマッチングしか実行されていないので、このような意味における「意味」の検索は実行されていない。にもかかわらず、その幻惑的な要素によって、意味を習得したと錯覚させる効果はある。

そして、検索それ自体は、検索対象データの信頼性評価を伴わない。この問題は、将来的には、信頼性認証との組み合わせ等によって解消されるかもしれない。しかし、現時点では、信頼性の度合いを無視した文字列マッチングのみが実行可能である。

2 教育のための機能

このように、ネットワーク環境における特有の問題はある。それらの多くは、ネットワーク上のデータに対して、短時間に大量のデータ処理が可能となっていることに由来する幻惑的な要素からもたらされるものである。その弊害は、とりわけ、法学教育の現場において発生しているかもしれない。例えば、日本国でも米国でも、多くの学生がインターネット上に存在する情報のみが世界を構成する情報であると誤解してしまっているかもしれない。そのような学生の多くは、公式判例集の存在を知らず、WESTLAWやLexis-Nexisのみで法情報が構成されていると信じてしまっているかもしれない。このことは、WESTLAWやLexis-Nexisが非常によくできたシステムであり、教育上も非常に有益なツールであるということそのこと自体によって倍化されているかもしれない。今後、例えば、日本国の総務省の「法令データ提供システム」⁴や米国の連邦議会図書館の「Thomas」⁵のような優れた公的法情報提供システムが完備されれば完備されるほど、このような状況が深化又は悪化する可能性はある。

他方では、学生の多くが図書室へ足を運ぶことを億劫に思うようになり、あるいは、無

⁴ <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

⁵ <http://thomas.loc.gov/home/thomas2.HTML>

用なことだと誤解するようになってきているかもしれない。しかし、情報は、特定の環境の下でのみ機能する。その環境が一定の限定されたものである場合、その情報は、機能しているとしても本来機能すべき部分の多くを切り捨てているのかもしれない。加えて、必要なときに検索すれば足りるという安易な思考は、自分の脳内の世界を拡張しようという努力をする気持ちを減少させてしまうかもしれない。だが、ルールの構造体を脳内に持たない者や検索結果を仮説として予見できない者が「検索」を実行することはできないというパラドックスが存在することは既に述べたとおりである。このように、教育という場において、法情報データベースがもたらしている問題性には、非常に大きなものがある。

それにもかかわらず、ネットワーク環境において法情報データベースが果たしている有用性は非常に大きい。教育のためになされるネットワーク環境での法情報の提供は、非常に便利なものだ。しかし、ここでもまた、検索それ自体の意味とインナーワールドの重要性を考えながら、いくつかの点を指摘したいと思う。

形式的なところから順に本質的なところまで、いくつかの要素を挙げる。

第1に、自前の書齋を必要としない。このこと自体は欠点かもしれない。しかし、全ての学生が分厚い判例集や法令集を全部揃えることは無理なことだし、意味のないことかもしれない。ネットワーク環境の中でデータベースを利用することによって、自前の書齋はいらなく。

第2に、学生が何を検索したのかを記録したログを解析することによって、教員は、個々の学生の理解度等をより正確に測定することができるようになった。このことは、教育効果の測定という非常に難しい作業のための強力なツールが提供されているということの意味する。教師の立場でいうと、学生が何を検索したのか、キーワードのログを見ることによって（学生が勉強をさぼっているかどうかも含め）いろいろと統計調査をすることができる。少なくとも、これによって、評価をするための確実な根拠を手に入れる事ができる。これは、学生にとっては不幸なことかもしれないが、教師にとっては有り難いことだ。

第3に、とりわけ分散型データベースの場合には、それらを相互に関連させることによって、それ自体の機能上の限界を超えて、より高度な機能を営むように利用することができる。紙媒体でのクロスリファレンスとしては絶対に実現できないことがほぼ自動的に処理可能である。これは、やや意味のある機能だと思う。紙の書籍だけの世界で教授が教科書を書いても、それは孤立した世界だ。どこか海の上にある小島の中の世界に過ぎない。小島はたくさんあっても、それぞれの小島の中に教授が1人ずつ立って王様だと威張っているだけだ。それでは、漂流してくる学生はかわいそうだ。しかし、ネットワーク環境では、それらの小島は既に小島ではなく、互いに連絡し合うことができる。別の島では何をやっているのかが分かる。このようなことは、ネットワーク環境でなければ絶対にできないことだ。人間は完全な動物ではないので、自分にとってできないことや不十分なことを、他のデータベースや他のシステムと連携することによって、相互に補うことができる。これは、ネットワーク環境における法情報データベースの非常に優れた点だと考える。

第4に、ネットワーク環境で機能する法情報データベースでは、紙媒体のものと比較して、そのデータのアップデートが比較的早く、場合によってはリアルタイムの法情報提供が可能である。このことは、興味を持ちやすい素材を教育の現場に提供するための道具があるということの意味している。逆に、非常に古い素材を探し出すのにも便利である。記憶装置の記憶領域とシーク速度は、非常に大きく高速なものとなっている。書庫のスペースの限界は、事実上ないのに等しい。日本国では普通、六法と呼ばれる印刷物によって法律集が出版される。これは、年に1回しか出版されない。しかし、最近のように非常に慌ただしい時代では、年に何回も同じ法律が改正されることがある。この場合、出版社はどのバージョンの法律を印刷したらいいのだろうか。印刷のためには何ヶ月も掛かるから、

このバージョンで印刷すれば良いと考えたテキストが、出版の時にはもう削除されているかもしれない。この問題を解決するためには、可能な限りリアルタイムで、その時点でのテキストを提供するシステムを存在させる以外にはあり得ない。そのようなシステムがどのような形で実現できるかという点、ネットワークによるデータベースサービスしかあり得ないということになる。

第5に、デジタル転送可能なデータ形式に置き換え可能なものである限り、文字列のみならず、画像（静止画及び動画）、音声、感触等の情報もデジタルデータとしてネットワーク環境で検索可能である。こうした要素を持つ法情報は、意外と多い。これまでの世界では、媒体の限界に縛られて、「法情報は文字列だけで構成されている」と誤って信じられていただけに過ぎない。例えば、裁判官の訴訟指揮上の命令は、テンポラリーでローカルな法的ルールの生成とその宣言行為である。しかし、それは、音声によって構成されるものであって、文字列によって構成されるものではない。音声を調書や速記によって文字列化したものは、文字列による法情報表現（2次的データ）であるが、そのオリジナル・データは、やはり音声のみである。紙の媒体だと絵、写真、図はどうにかなる。しかし、それ以外のものはだめだ。少なくとも、動画は紙媒体では入れることができない。だが、世の中に存在する法情報のなかには、動くものもあるかもしれない。1番多く出現するのは法廷の場だろう⁶。リモートで証人尋問する場合、あるいは証拠調べをする場合、動く要素を処理しなければならない。また、実際には通常の判決の中には含まれず、削除されてしまうが、動く要素が判決に引用されていることがある。例えば、ビデオテープやアニメーションが、イリーガルなものであるという判決（その場合に、そこで引用されているのは、実はビデオテープやCD-ROMのアニメーションやその他ムービーなもの）は、実は判決の一部なはずなのだが、文字に置き換えて固定することができないために、判決集からはカットされているし、カットしてもどうにかなる方法で上手く文字に置き換えて書かれている。しかし、本当は判決の一部なはずだ。大抵の場合、日本の判決だと別紙の目録の中に記載してあるビデオテープ、と書かれてあるだけだ。ビデオテープがどのような内容であるかは、文字で表現されている。例えば、「違法な内容」が映像として目録に書いてある。しかし、それは紙に文字を固定しなければ、判決集を公刊できないから、やむを得ずそうしているだけであって、本当は画像そのものが判決の一部なはずだ。

現代の社会では、ネットワーク環境で動く要素を取り入れることができる。デジタル・

⁶ 2001年3月にコーネル大学を訪問して、マーチン先生とお話をさせていただく機会があった。そのときにマーチン教授から、例えばゴアとブッシュ両大統領候補の選挙に関する争いが、連邦最高裁で争われたときの法廷の様子をビデオに撮って、それを教材として使うことができるという話を伺った。実際そのようなビデオを見せて、ロースクールの学生にディスカッションをさせているということを教えて頂いた。その法廷のビデオというものは日本では認められていないが、それは大事な法情報の1つだと私は思っている。仮に日本国においても、法廷の様子がビデオ撮影できるようになれば、裁判が公正になされているかどうか市民が監視するためにも重要だし、また実際にはその法廷がどのようなであったかということ、後から知るためにも非常に重要なコンテンツになるはずだと思う。教育の目的でも、そのような教材をたくさん使えば、学生は字を見ただけで、これが法廷だ、法廷とはこういうものだ、法廷を想像しなさいと、まるで無茶なことを要求されなくなる。絵で見て、法廷はこういう世界だと知ることができる。だから、あらゆる目的のために、動く要素というものは実は重要で、これまでの世界では文字というものに置き換えるしかなかったから、割愛して、我優して、切り捨ててきただけのことだろうと考える。ネットワーク環境では、このようなものを非常に取り入れやすい。

ネットワーク環境は非常に進歩し、現在は文字列だけでなく画像や動画、音声、場合によっては匂いや味、感触など、様々なものを送受信することができる。また、デジタル・コンテンツとして判決を書くとしたら、そのような動く要素も取り入れることができるから、より正確に判決を書けるかもしれない。少なくとも、判決を理解するための「動く要素」というものをデータベースの中に取り込むことはできると思う。

このような考察を経た結果得られる仮説は、「法情報データベースは、能力があり勤勉な学生とそうでない学生との間の差異・格差をますます拡張する効果があるかもしれない」という仮説である。脳内の既存の世界が広い者は、ますますもってその世界を拡張することができるかもしれない。しかし、そうでない者は、ますますもって混乱し、勉強が嫌いになってしまうかもしれない。他方では、こうしたツールの限界を正しく認識し、その上でこれを上手に使いこなすことができない教員は、次第に、学生からの尊敬を失うということにもなりかねない。但し、このことは、学生や教員のみならず、弁護士や裁判官等の法律家についても言えることだろう。

3 社会運営のための機能

法は、特定の社会システム環境の中で機能する社会的ツールである。このツールが使用される目的は一定していない。独裁主義の国では、独裁者とその取り巻きの利益を極大化するために使用されるだろう。民主主義国家においても、特定の法が全ての国民にとって利害関係を有することは少なく、特定の集団についてのみ利害関係を持つことが多いために、実際には、特定の法律に関係を有する人々又は集団の利益を調整するために、法が使用されることになる。議会よりも政府のほうが優勢である国では、主として、政府の政策目的遂行のために、法が使用される。公害被害者等特定の集団の損失を税によって補償するための法律等のように、直接に利益を受ける者が真に利益を受けるべき者である場合であっても同じである。この場合、税は、当該被害者を含む納税者全員に分散された負荷となっているので、結局は、国内におけるリソースの再配分のための社会的コントロールという目的で「法」というツールが使用されていることになる。

これらいずれの場合においても、共通していえることは、「法」は、それ自体で自立的に目的を持っているわけではないということである。「法」は、社会的ツールであり、法の条文等の中に明示された目的又はそれ以外の目的のために、誰かによって、使用される。

それが使用される場合に、その使用が満足すべきものとして社会内で機能するためには、法それ自体の何らかの力によってではなく、内在的又は外在的なエンジンが存在していることが必要である。多くの場合、それは、軍隊や警察等の暴力装置を伴う国家権力システムによって提供される。強制力のない法は、無力である。

伝統的に、法哲学者達は、法それ自体の内在的な力というもの存在を信じてきたかもしれない。例えば、カントがその例である。たしかに、普遍的な法の理想は存在する。しかし、その理想を特定の社会内で現実に機能させ実現させるためのシステムは、法それ自体の中には含まれていない。

全ての法は、特定の社会における政治的組織形態や利害構造を直接に反映するものである。従って、法の真の姿は、法律の条文が当該社会の中で機能する仕組みに関する法情報と結合されたときにのみ明らかとなる。例えば、日本国の場合、多くの法律は、基本的な枠組みだけを定めており、その詳細な内容や実施・運用の基準は、政令や通達の中にしか存在しない。しかも、具体的な運用（operation）は、文字情報としては提供されることがなく記録されることもないことが珍しくない。そのための基準それ自体が、担当官の「裁量」に任されている場合には、特にそうである。このことは、裁判でも同じであり、法の実際

の運用における一形態としての裁判において、公開の陪審では、少なくとも陪審員団の答申だけは法廷において明らかとされるだろうから、判断プロセスの一部が公開されていることになる。合議体で裁判がなされる場合、合議それ自体が公開されていなくても、合議体を構成する裁判官は、どのようなプロセスで裁判所としての判断が形成されたのかを知っていることになる。しかし、これは、文字情報として存在するわけではない。単独体の裁判所の場合には、判断プロセスは、その裁判官の脳内の記憶としてしか存在し得ない。だが、これらのプロセスに関する情報を適切に入手し、又は、それを推測するに足りる情報（例えば、裁判所の判決書や量刑基準表、官庁の決定書や運用指針等）を入手するのであれば、法が実際にはどのような姿をしているのかを知ることはできない。

今日、国境を越えたネットワーク環境において他国の法を知りたいという需要が高まっている。この需要を満たすための手段もまた、ネットワーク環境に適合したものでなければならぬだろう。そして、上述のような社会運営のための機能というものに注目するとき、学術系法情報データベースや商用法情報データベースのみが果たしえる役割もまた、自ずと明らかになるだろう。

4 経済戦略ツールとしての機能

法が社会運営のための機能を持っているということは、さらに、それが経済戦略ツールとしての機能を持つということの意味する。

特定の国がどのような法システムを持っているのかということを示す法情報は、その国に対する国際的投資の効果や結果を推察し、リスク計算するための重要な要素となってきた。ここでいう法システムを示す法情報の中には、取引関係法、税法その他の関連行政法規だけでなく、犯罪発生率、裁判のための平均審理期間及びその効率性等に情報も含まれる。これらの情報は、伝統的な法学の世界においては「法情報」として理解されていなかったかもしれない。しかし、法が特定の社会システム環境の下で機能する社会的機能そのものであることからすると、実定法の条文だけが法情報であると限定する考え方は、明らかに誤りであり、法の本質を知らない者の言説に過ぎない。

経済において評価要素として機能し得る法情報の総体の量がどれくらいあり、その質がどの程度のものであるかを掛け合わせた場合、各国毎のリスクの高低を評価するための一つの材料として利用することが可能である。この場面では、法は、そのようなものとして機能していることになる。

特に現代社会においては、国と国とにまたがった国際取引が非常に活発だから、相手の国での取引上のリスクというものを正確に計算しなければ、取引をすべきかどうか、あるいは修正すべきかどうか、取引を増やすか減らすかの決定ができない。取引をした結果、何かトラブルがあった時にはどのような法的システムによってそれが処理されるのかということが予め分かっている必要があり、何ら決定ができない。そのために、お互いにその法律情報がより良く分かっている必要があると考える。しかし、国によって良く分かる国と良く分からない国がある。法律情報がネットワークを通じたデータベースによってより明確に提供されている国は、より明確に計算できる。リスクが高くて、高いということが最初から分かっている。分かっている高いリスクに投資するかどうかは、企業の自由だ。リスクそれ自体が高いか低いかは問題なのではなく、どの程度のリスクがあるかを計算できるかどうか重要なのだ。その計算のための素材としての法システムや法情報が、非常に良く分かっていることが重要なのだと思う。ところが、それが明らかにされていない国はリスク計算ができない国だから、計算できないところには投資はできない。投資できない国は投資相手国としてオミットされるかもしれない。

こうなってくると、国の政策それ自体としても、法情報を明確に、より広く、より深く出していくということは、国として生き残るために非常に重要なことかもしれないと考える。これらがすべて、ネットワーク環境における法情報データベースの持っている機能で、しかも非常に重要な機能ではないかと考える。

このことから、法情報の公開の度合いによって、その国の将来が左右されるということもありそうなことである。とりわけ、ネットワーク環境は、比較法的な検討が並列処理として実行可能な環境であるので、このことが顕在化しやすいということが出来る。ネットワーク環境における法情報データベースは、その意味で、経済戦略ツールとしての機能を持ちはじめているということができよう。

第4 将来における学術系法情報データベースの役割

これらの議論を踏まえて、今後、将来における学術系法情報データベースの役割をいくつか指摘したい。

1 政策決定

学術系法情報データベースは、政策決定のための重要な素材提供源となり得る。これは、学術系法情報データベースが、特定の政策を実現するために存在しているわけではない、ということに由来する。政策決定のために存在しているデータベースは最初から、ある属性や偏りを持っている。偏りを持った情報の塊から、正しい政策決定はできない。偏りのない情報の塊からしか、正しい政策決定はできない。これは非常に重要な要素だと思う。

2 ルールブック

学術系法情報データベースは、ルールブックとなり得る。これは、学術系法情報データベースが、実定法と判決のみを「法情報」として扱わなければならないという制約条件に支配されていないことに由来する。

例えば、法律案と可決された制定法を提供するのが国会のデータベースの仕事だろう。それから、正しく判決を提供するのが裁判所のデータベースの仕事だろう。それ以外の種類の情報は、それぞれのテリトリー外の情報になる。

しかし、学術法情報データベースには、このような制限が最初からない。関連したものをすべて、学術法情報データベースの中に取り込むことができる。だから、真のルールというものを見出すために必要なすべての情報を取り込むこともできる。この、真の法情報を理解するための付随的な情報の中には、実際の運用例、実際の判決の仕方、実際の強制執行の仕方あるいは実際の逮捕の仕方等も含まれる。このようなものは、政府機関や裁判所の公式データベースでは扱えない性質のものが多いと思う。しかし、学術情報データベースでは何も制限がない。このようなものをむしろ取り扱っていくべきだろうと思う。それから、学術法情報データベースは社会的な相互作用を及ぼすことができる。裁判所は裁判所で大きいけれど孤立した1つの島だし、議会は議会で1つの大きい島だ。そこで、自己完結している。しかし、学術法情報データベースには、自己完結しなければならないという義務がない。

3 社会的な相互作用

学術系法情報データベースは、様々な社会的相互作用を及ぼし得る。これは、学術系法情報データベースが、比較的容易に、他の学術系データベースと協調し、分散型のより大きなデータベースの一部を担うことができやすいということなどに由来する。

我々の SHIP プロジェクト⁷では、法律データベースだけを作ろうとは思っていない。政治学や経済学、経営学、その他関係する学問全部のためのデータベースを作っている。例えば、我々が蓄積したデータの中には、国会議員の報酬額を決めるデータベースがある。これは法律の塊に過ぎない。しかし、和田先生が構築した検索システムによれば、「何月何日時点の議員報酬の金額はいくらか」ということを検索することができる。これによって、政治学者は、国会議員がどれだけ仕事をして、その仕事に対してどれだけ報酬が払われて、その報酬が正しいのか正しくないのか、国会議員が怠けているのか、一生懸命働いているのかを評価することができる。

法律の情報データベースなのだが、政治学者たちに対しても非常に効果的なツールを提供していることになる。そのようなかたちで、いろいろな所で使うことができるわけだ。我々は法律家だが、我々は我々で関連する政治学や経済学の領域のデータベースと相互作用を及ぼし合う。例えば、税金のための法律を良く知るためには様々な会計上の知識やその他の特殊な知識が必要だ。そういうものを、我々は専門家の方から手に入れることができる。

4 中立性

学術系法情報データベースは、それだけが、真の中立性を維持することができる。政府系法情報データベースは、政策目的に支配され、それが制約条件となる。他方、商用法情報データベースは、商業的利益を無視して存続することができない。

学術法情報データベースはどこと接続して悪いという制限がないから、それが自由にできて非常に作りやすい。そして、最も指摘したいのは学術系法情報データベースだけが中立性を保つことができるということだ。政府はどこでも、アメリカにおいても2つの政党のうち、どちらかの政党の政策を実施するために存在している。日本国においては、自由民主党が非常に長く支配しているが、しかしどこかの政党がその政策を実施するために、政府は存在している。政府は1つの方向性を持っていないから、それが政府というものだ。だから、政府の方針のもとに作られるデータベースも当然、最初から一定の方向性を持っている。

商業データベースはどうかというと、もちろん利益がなければデータベースそれ自体が死んでしまうから、まず利益を上げなければいけない。中身が立派でなければ売れないが、売れなければデータベースとして存在し得ないわけだ。だから、商業的に意味のないものが切り捨てられる。商業的に意味のあるものがどんどん肥大化してくる。当たり前のことだ。そうでなければ、むしろ企業として間違いだと思う。しかし、学術系データベースは、そのようなことから無縁であることができる。実際には、本当は無縁でいられない場合もある。例えば、アメリカ合衆国では、非常に多くのロースクールのデータベースが、WESTLAW や Lexis-Nexis のシステムとドッキングして、実際には大学のデータベースの中に、WEST や Lexis-Nexis が出店を持っているような、そういうデータベースがたくさん見受けられる。

⁷ <http://SHIP.mind.meiji.ac.jp/>

日本国の学術系データベースでも、「powered by Yahoo」とか「powered by AOL」と Web ページに記載して自慢している教授がいる。もし、これらの企業から研究資金の提供を受けているのであれば、そのように記載するのは当然のことかもしれない。しかし、そうでないとするのであれば、本来、学術系のデータベースは、中立性を誇りにすべきであって、中立性を保つための努力を続ける限り、中立性は維持できると信じている。これは、学術系のデータベースでなければできないことだ。

第5 何をなすべきか？

今後、法情報の問題と向かい合う者は、技術という要素から顔をそむけることは許されなくなるだろう。これは、積極面と消極面の双方において、そうである。

積極面から見ると、XML を始めとする新たなドキュメント処理技術は、非常に大きな可能性を有している。XML は、マークアップ言語とよばれる人工の機能言語グループに属し、タグによってドキュメント内の諸要素をコントロールすることができる。将来、自然言語処理の技術が進歩すれば、もしかすると、タグというものが必要ではない時代が到来するかもしれない。しかし、社会的コンテキストの本質が「読み手」の脳内にしか存在し得ないということに着目すれば、その時代は、現代社会のわれわれが信じている自由意志なるものを否定した後の時代においてでなければ到来しようがないということが容易に推測可能だろう。従って、人為的にタグを埋め込むという作業は、当分の間、増加することはあっても消滅することはなさそうである。そして、タグでコントロールされる環境は、データ駆動型（data-driven type）のコンピューティング環境の一種だということができる。このような環境が成立して初めて、我々は、真の百科事典を Web 上に構築することも可能となるだろう。また、スタイルシートによる制御は、後述の人権問題を解決するためのヒントを多く提供するものでもある。例えば、SHIP プロジェクトのメンバーである小松弘弁護士による様々な試み⁸をもって、その実証例とすることができるだろう。

多面で、技術の進歩は、法情報へのより自由なアクセスを確保することを保証するがゆえに、これまで考えられなかったような新たな問題を発生させ得る。その問題の多くは、記憶空間の拡大とデータ処理速度の著しい向上に由来すると思われる。例えば、8 インチ 2D の磁気ディスク装置がありがたがられていた時代には、その媒体に記録される情報量もたかが知れていた。しかし、今や、100GB のハード・ディスクが数万円程度という低廉な価額で入手することができる。近い将来、ナノ・テクノロジーを応用した記憶素子が実用化すると、理論上は、角砂糖くらいの大きさの記憶装置内に日本の国会図書館に収蔵されている書籍の内容全部を記録することが可能になるのではないかと言われている。このことは、1 人の人間が、その手のひらの上により大きな世界を乗せることができるということの意味する。他方で、通信技術は、更に進歩し、より多くのデータをより短い時間で転送することを可能とするようになるだろう。これらのことは、より少ない努力によって、より多くの人権侵害を実現することが可能であることをも意味する。例えば、プライバシーの侵害がそうである。財産権についても同じことが言える。現在実行可能な著作権保護システムは、それを包み込む環境ごとまるごと全部ナノ・メモリの中にコピーし、そのまま実行することが可能となるかもしれない。情報の蓄積が非常に高密度になるということは、これまでプライバシー侵害やその他の権利侵害と無縁だった人たちを、デジタルの世界の中で被害者や加害者にしてしまうことを意味する。すなわち、デジタル・コンテンツ

⁸ <http://icrouton.as.wakwak.ne.jp/XML/>

の知的財産権は、技術の進歩とともに、ますます保護されなくなる可能性がある。

人権に関連して更に考察してみると、法情報が紙媒体によってのみ供給されてきた近代以降の世界においては、判例集も紙媒体に頼っていた。そこに記録可能な情報量は限定されている。従って、記録される判決は精選されたものとなる。英米では、判決を特定するために、原告と被告の氏名（組織名）を記載するのが通例である。例えば、「State v. Strange-man Case」というような具合である。これは、特定の裁判が存在することを社会の総員が知るべきだという「知る権利」や裁判の公開の要請等とも合致するものだろう。しかし、これは、当該裁判のデータが、その同時代の比較的狭い領域に住む人々限りの関心事で終わることの多かった時代の産物ではないかとも考えられる。現在のように、裁判情報が世界中に拡散し、無限に記憶・蓄積され続けるような環境の下において、従前の理論がそのまま機能すると断言することは許されるのだろうか。

ここに、近時に至って、裁判情報中の個人データ（プライバシー）の保護の問題が顕在化しつつある。同様の問題は、他の諸々の人格的利益についても発生し得る。SHIP プロジェクトでは、2000年夏に明治大学駿河台校舎において開催された第1回小研究会（テーマ：判決情報とプライバシー保護技術）においてこの問題をとりあげて検討した。法情報を提供し市民の知る権利に貢献すべき学術法情報データベースは、その機能を十全に営むという目的のために、他の重要な諸利益を軽視してはならない。これまで、判決の引用方法（Citation）や判決の示し方について考えられていたルールは、少しの情報しかない世界で通用していたルールだと思う。しかし、すべての人のどんな小さな事件でも、「警察官から職務質問された」というようなだけのつまらない情報でもすべて、角砂糖の中に入れてしまう世界、そういう世界では、引用のルールも含めて、ルールそれ自体を全面的に見直さなければならないかもしれない。ルールの見直しだけで対応できないところは、技術的な解決を図らなければならない。我々の SHIP プロジェクトでは、XML のスタイルシートによるコントロール技術を使って、この問題をどうにか克服しようと考えている。

以上のとおり、学術系法情報データベースは、法情報へのアクセスを確保し、学術・教育への貢献のために、新たな技術を積極的に導入して、より使いやすく、市民に奉仕するシステムの開発をめざし続けるべきだといえるが、それと同時に、新たなタイプの権利侵害にも十分な配慮をめぐらし、関連する周辺問題も意識しつつ、総合的な研究としてその開発が進められるべきである。そして、その結果は、学術データベースであるからこそ可能なことではあるが、可能な限り無償で、一般の市民にも公開され、それが、政府系データベースや商用データベースにも合理的に応用されていくというのが、理想的な姿ではないかと信ずる。

法情報分野における図書館の社会的役割

The Library's Function in the Legal Information Environment

図書館情報大学教授

山本 順一

1. はじめに

「法情報分野における図書館の社会的役割」というテーマで、少し毛色の違う話をしてみたい。

さきほど、夏井先生から話があったが、法学研究 (Legal Research) と法情報というものについて、私の研究テーマ、研究分野のひとつとしている図書館情報学 (Library and Information Science) の観点から、少し考え直してみたいと思う。それは昔、日本評論社に頼まれて『法学セミナー』に書いた記憶があるが、法学研究にとって、文献情報というものがどのような意味を持つのかということである。図書館情報学の立場からすると、‘法学文献’ というものは、他の研究分野、学問分野と比較して、やや異なった部分があるということを確認しておきたい。

法学研究の過程において、最初の、しかももっとも骨の折れる作業は、実質的な法そのものの追及を目指して、多種多様な書物を探索することである。すなわち、法学研究をする場合には、まずは、制定法 (statutes) だとか判例 (case law) を追わなければならない。その場合に、これまでは道具として、冊子体のツール (tool) で追いかけていた。20 世紀の初めあたりは、せいぜい数百冊くらいで済んだものが、先ほどの夏井先生の話にもあったように、現在では、冊子体のものだけではなく、電子メディアにまで広がり、種々様々な媒体に目配りをしなければならない。かつては、‘書物は法律家の作業用具’ であるといわれ、日本でいう‘六法’、つまり法令集、そして判例集というものを中心に検討を進めていけば良かったわけであるが、その対象範囲がかなり広がっているというのが現状である。

この法学研究で対象とする法情報の種類ということについて考えよう。法学研究における情報の分類の仕方と一般的な図書館情報学の分類の仕方、すなわち通常の文献情報の取扱い方とは異なっている。図書館情報学において、1 次情報、2 次情報といった場合には、

1 次情報は raw、^{なま}生の情報ということになり、オリジナリティのある情報というものが図書館情報学の分野では一般に 1 次情報と言われる。従って、法学研究の場においては、判例は確かに 1 次情報という見方はできる。また、法学研究 (law journal) などに掲載されている論文も 1 次情報ということになる。一方、図書館情報学で 2 次情報というものは、そのような^{なま}生の 1 次情報を^{ソバ}編集したもの、オリジナリティがなくてこれまで存在するものを要約・加工する、あるいは単に編集したものを指している。従って、個々の判例を集めた判例集、六法のように制定法をただ集めただけのものを 2 次情報、2 次資料という。編集著作物、編纂したもののオリジナリティを否定するわけではないが、そのもの自体にオリジナリティがない、そういうものを 2 次情報という。一般には図書館情報学では、いわゆる百科事典を始めとする辞典や書誌 (bibliography) のようなものを 2 次情報という。

ところが、法学の分野において1次情報(primary source)だとか2次情報(secondary source)といったときには、やや趣が違うということになっている。いわゆる法学研究を対象とする各論的な図書館情報学を law librarianSHIP というが、そこで1次情報といった場合には法学研究の基礎になるものを実は1次情報とっており、法令集や判例集、そういったコンパイルしたものを1次情報とっている。法学研究の基本的ツールとなるもの、という意味で1次情報と呼んでいる。2次情報というものは、通常であれば1次情報にあたるものなのだが、法学研究の論文だとか、そういったものも law librarianSHIP では2次情報に入ってきて、教科書、法律雑誌、法学事典、書誌、索引、研究書といった法学研究をする場合に援用する情報を2次情報とっている。伝統的な図書館学 (library science) でいうところのオーソドックスな理論とは違った構成をとっている。

夏井先生をはじめ、日本の新しい動向を担う法学の研究者は、法情報学(legal informatics)というものを唱えられているようだが、そこでいう法情報というのは、私の理解によると、ひとつは先ほどの動画の話もあったが、種々様々な法に関わる情報、そういったものが冊子体を超えて電子データ、デジタルデータの形をとっているものを、どうやら法情報の核として理解されているようだ。そういった文字、画像、動画といったマルチメディアの法的意味を持つそのデータというものを、法源と理解されているようである。そういったものを先ほども大学教育と絡めて話があったが、そういった種々様々なサイバースペースを漂う法情報を検索する知識、技術に関わるものを法情報学と言われているようだ。また、もうひとつは、そういったものを利用しながら、改めて21世紀にふさわしい法学(jurisprudence)を再構築しようという試み、その結果できあがる法理論を法情報学と認識されているようだ。

こういった法情報というものを素材としながら法学研究は展開されるが、そのときに法学者というものがどのようなスタイルで研究をしていくのかということについて考えてみたい。日本では、どうやら2種類の法学者というものが生息しているように思われる。タイプIとしては、研究者自らが法情報を探しまくって、自分なりの学問世界を築いていくやり方がある。かつては、冊子体のものを追い掛け回していたということになるかと思うが、最近ではサイバースペースも含めて法情報を探すということになる。タイプIの法学者、たとえば東京とその周辺に在住しているタイプIの法学者の生活スタイルを考えると、東京は非常に地価の高いところなので、研究者が生活をしていくことになると、マンションの1室に住むということになる。立派な、偉い日本の法学者というのは、自分はマンションの1室に住みながら、またもう1室借りて書庫として使っている。住まいとしての1室と書庫としての1室を別に持っていて、自分の法学研究をしている方は決して少なくない。あるいは住まいが郊外の2階家であれば、階段にまで本が積んである、という研究者がタイプIにあたる。彼らのなかにもまた、最近ではパソコンが使っているものが多く、蔵書の近くにパソコンが置かれている。

タイプIIは、私自身もこれに属すといいなと思っているが、貧しくて研究に必要な文献情報を購入できないので、法学情報を追及するためには、図書館を大いに使わざるを得ないというものである。実際に考えてみると、一生に2度読む本はほとんどない。その本にしても、自分の研究関心の一部を成すところしか読まず、最初から最後まで読む本はほとんどない。そうすると、引っ越すときに邪魔になる本を購入するのはいかにがななのかということ、図書館を精一杯利用すれば良いということになる。実は図書館という概念は、後ほど説明するが、自分が利用している図書館だけではないものであり、図書館というのは建物としての概念ではなく機能概念だということを、今日は確認してみたい。図書館を通じて法学研究を展開していく人は、タイプIIということになる。

タイプIであれタイプIIであれ、法学分野に限らず他の分野でもそうだが、優れた研究

成果を上げている人には研究仲間がいて、最近では頼みもしないのに帰るとメールがどつと入っているということになるのだが、自分と同じような研究関心を持つ研究者というのは、相互に情報交換をするということになる。図書館情報学の用語で言うと、「見えざる大学(invisible college)」というわけだが、最先端かどうか分からないが、同じような研究テーマを持つ研究者同士の間で情報交換をする。そういったことを通じて研究を展開しているということになる。ここで確認したかったのは、タイプⅠよりタイプⅡの方が研究者のあり方としては、合理的で優れているということだ。

2. 図書館の役割

いま、出てきた‘図書館’というもののだが、図書館というものを改めて考えたい。

日本の図書館法 (Library Act of 1950) の扱いを見ると、かつては市販の通常の六法の中に図書館法は採録されていなかった。しかし、最近では、有斐閣の『六法全書』を見ると、図書館法が採録されているというふうに変わってきた。図書館がそれなりに認識されてきたのかなと思わないわけでもない。その図書館法2条1項に、「図書館」とは、「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と書かれている。ここで確認できることは、図書や記録、その他必要な資料—図書館資料 (library materials) というものを整理、保存して、単にたくさん集めているだけでは図書館にはならず、一定の組織化、オーガナイズをして初めて利用することができるということである。ここでは、図書館とは貯めこむ—保存機能—というよりも、利用機能—というものが実は重視をされていることが確認できれば良いと思う。

この図書館というものは、かつてはブック、ジャーナル、マガジンなどの冊子体のものを主として集めていた。あるいは20世紀に入ると、視聴覚資料 (audio-visual materials) —映画、ビデオ、レコード、CD—というものも貯め込むことになってきている。アメリカ合衆国などでは、それ以外にコインや切手、絵画、美術作品などを集めているところが少なからずあるが、日本の場合には主として図書、雑誌、それからいくらかの視聴覚資料—というものを、これまでは貯めこんできた。それが次第に、インターネットが普及する、電子化していくという時代になって、かつてはエレクトリック・ライブラリー—と言っていたのだが、最近ではデジタル・ライブラリー (Digital Library)、電子図書館の方向を向いているということになる。

先ほども話したが、図書館というものは貯めておけばいいという所ではなく、利用してもらって立派な研究成果を上げてもらって初めて、その存在意義が発揮できるという場所である。図書館を利用していただくということは、実はそこに貯め込まれている情報へのアクセスを保証する場所と認識していただければいいのだろうと思う。多種多様な情報はその多くが結局のところ‘法情報’ということになるのだろうが、そういったものがインターネット、サイバースペースに多種多様な形で存在している。それを何とか利用者、研究者に提供していかなければならないということになる。インターネットの世界—というものには、玉石混淆、多種多様、雑多な情報が詰め込まれている。信頼に足るものもあれば、信頼できないものもある。そういう世界が、インターネットの世界—ということになる。その中で学術的な意義のある情報を、図書館としては組織化した上で利用者に提供しなければ—ならないという新たな任務を背負い込んでいるということになる。

先ほどの夏井先生の話に水をさすような形になるが、可能性としては確かに大きな意味を持つサイバースペースだが、実はよく見ると、これまでは、学術的に意味のある情報は、それなりに把握することができた。例えば日本の場合だと、「これから出る本」や出版社の出すアナウンスメントを見ながらセレクトすることができた。これは図書館だけではなく、

たくさんの本を買い込んでいる研究者にしても同じだが、出版予告、出版広告などを見ながら集めていたということである。つまり限られた数の、日本ならほとんど東京に集まっている数千の出版社が出版する情報というものを眺みながら、集めていればよかった。つまり把握ができたということなのだが、電子化、デジタル、ネットワークという状況の中でそこで生成する情報というものが把握できなくなっているということ、押さえておかなければならないということだろうと思う。つまり、‘勉強しようかなあ’と思う個人と図書館を迂回する形で、学術的に意義ある情報を含む種々様々な情報がサイバースペースの中で生産されている。しかも、それらのデジタル情報は極めて不安定である。先ほどの政府情報にもあったが、私も時々見ているが、あったなあと思って次に覗くと消えているということになる。

ということで、図書館としては立派な研究者を育てるのが図書館の使命だから、これまで把握しやすかった客体に対して、把握しにくくなったものを如何に上手くキャッチしながらセレクトして利用者に提供していくかということが問われるようになってきているということになる。例えば、東京大学附属図書館では、‘学術情報インデックス’というホームページを立てている。そこでは、学術的に意味のあるサイトを拾っておいて、それをリンク集として組み立てているというものだ。例えば、法学の分野では、マーチン先生が開設されているサイトも、間接的にせよ、しっかりと拾われているということになる。

先ほども申しあげたが、従来、図書館は本や雑誌の形をしていた紙媒体資料を中心に集めていればよかった。しかし、先ほど話したように、今日では電子媒体の資料まで抱え込まなければならぬ。すなわち、現在の図書館は、紙媒体資料と電子メディアの性質の異なる二つの情報資料を提供する‘ハイブリッド・ライブラリー’(hybrid libraries)の姿をとるにいたっている。しかも、1つのテーマ、サブジェクトに対して、紙媒体と電子媒体の情報を繋ぎ目の不便さをあまり感じさせずに、連続的な形で利用者に提供できるという環境を作らねばならなくなった。しかるに、電子媒体資料というのが実は先ほども言ったように手強くて、そう簡単には収集・組織化することが困難な対象となっている。無秩序な電子情報というものをどういう形で秩序化していくか。先ほど言われたが、ニュートラルな法情報環境というものを提供しようとした場合に、当然それなりの努力が求められることになる。

この図書館だが、私は「国立国会図書館に行くな」と良く学生に言う。それは決してサービスが悪いということだけではなく、観光や見学に行くなら別だが、行く意味があるかということである。最寄りの図書館を上手に使えと言っている(一般に、学部学生や修士課程の院生が国会図書館に出かけていって見つけた掘り出し物の資料の大半は、自分の通っている大学の附属図書館も所蔵している)。例えば明治大学の学生、院生は、永田町の国立国会図書館は近いのだが、行くなと言いたい。何故かという、行かなくても使えるからだ。これはどういうことかという、地方の博士課程を擁する総合大学などがそうだが、国立国会図書館に国内協力貸出の登録をしていると、多分、千冊のオーダーで相互貸借の貸出利用をしている。

‘図書館ネットワーク’という概念がある。どの本にも書いていないが、法律的にも図書館はネットワークを成しているということを確認しておかなければならない。それは、公共図書館を規律する法律である図書館法の3条4号に、「他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館または図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと」、いわゆるインターライブラリー・ローンの根拠規定なのだが、図書館というのはシングル、単館、1つで存在するのではなく、相互に協力し合うものだと法的にも確認している。その規定は、公共図書館の側から‘図書館ネットワーク’を定めている。一方、日本のナショナルライブラリー、‘図書館の図書館’

の役割を果たす国立国会図書館だが、その国立国会図書館法 21 条柱書きは、「国立国会図書館の奉仕および収集資料は、直接にまたは公立その他の図書館を経由して、「日本国民にこれを最大限に利用させる」と定めている。

先ほど、明治大学の学生、院生は国立国会図書館に行くなどと言った理由はここにあり、我々日本国民は最寄りの公立その他の図書館を経由して、建前としては、日本国内で出版された資料のすべてにアクセスできる。だから、明治大学の図書館を介して、明治の教職員、学生、院生は、国立国会図書館のコレクションを利用することができる。その図書館で、「この書物を使いたい、研究したい」、「修士論文、博士論文を書きたい」とカウンターで騒げば、優秀な図書館員だと「じゃあ、近隣の図書館等に所蔵されてなければ、国立国会図書館にお願いすることにします」と、この規定を使って貸出利用することになる。

立派な法学研究の成果を出していこうということになると、自宅に本をたくさん抱え込むのではなく、図書館を如何に上手に使うかというところが、実は分かれ目だということがお分かりいただけたと思う。そういった分野のことを、図書館情報学の中でも、Law LibrarianSHIP、あまり的確な訳語がないのだが、仮に「法図書館学」と訳しておきたい。そういった領域があるということをは分かっていただければ良いと思う。こういった法律図書館を舞台としながら、一定の実践をふまえた屁理屈が成り立つということを言っている。「法図書館学」という法学研究を支援する知識と技術が成り立つということを書いた。

日本の場合においては、国会図書館や最高裁の図書館だとか、大学の法学部図書館など、法律に関わる図書館が、法律図書館連絡会というものを組織している（これは、よく‘法図連’と略されている）。このような組織が、いま言った‘法図書館学’の形成に向けてのしっかりとした動きをして欲しいと期待しているが、期待ほどの動きをしていないこと問題の一端がある。

法学の分野において、冊子体とデジタルの両方の情報を提供することを期待されている法律図書館、ロー・ライブラリー(Law Library)には、実は専門職員であるローライブラリアン(Law Librarian)がいることが期待されている。アメリカ合衆国ではそれなりに‘ローライブラリアン’という言葉があるし、私も何人か知っているが、そういう人たちがしっかりと法学研究をサポートしている。ところが、日本の場合にはこれが皆無に近い。これを問題にしてみたいと思っている。立派な法学研究を世に輩出していくためには、実はローライブラリアンというものがいないと難しいということ、次に話してみたい。

法律図書館というものが充分な機能を発揮していくためには、いくつかの前提条件が必要だということになる。そして、先ほど見たように、図書館というものはネットワークを成している。それぞれの法律図書館は、一定規模の頻繁に利用される文献情報、コア・ジャーナルなどを中心として、サービス対象である利用者層の特性等を勘案しながら、自らのコレクションを作らなければならない。その延長上に図書館ネットワークがあると考えなければならない。そして、そういった状況の中で、デジタル化が進行している。

そうすると、そういった一定の質と量を持つ従来の紙媒体資料のほかに、いわゆる digital law information というものが必要になってくる。それに対して、これからの日本のロー・ライブラリーはどういう対応をしていかなければならないかということについて、いくつか簡条書的に述べる。一番目は、いわゆる電子法律情報の蓄積(archiving digital law information)というものを進めていかなければいけない。午後のアメリカ合衆国とオーストラリアの先生方の話はここにも関わってくるのだろうと思うのだが、デジタルな法律情報というものを蓄積していかなければならない。それを 1 箇所に集中して蓄積するか、分散型で蓄積するかの問題はあるが、図書館としては法情報の蓄積というものとつながっていないなければならないことになる。それはしかも、ただ単にたくさんあるということでは話に

ならないので、使える、刑法の情報はどこにある、行政法の情報はどこにある、という形で、利用者が速やかに使えるような形で整備されていなければならないということになる。

また、先ほど日本の政府のホームページだが、不安定なところがあり、政府にとって都合の悪そうな情報はときホームページの上から消えるという話をしていたのだが、消えては話にならないので、意味のある情報は保存していかなければならない。どこかが保存しなければならぬ。今の社会的な分業体制で言うと、図書館が引き受けざるを得ないということになる。そういった不安定な電子学術情報というものを図書館が保存していく。しかも信頼に足るものを収集し保存していくことが期待されている。当然だが、図書館は貯め込むだけでは意味がないので、使ってもらって価値の出る施設だ。利用者、研究者、学生、院生に目いっぱい使ってもらって、立派な研究成果を出していただくということだから、利用促進を図っていかなければならない。それらが、電子化が進行するなかで法律図書館に課されているところだと思う。これまで話をしてきたところから、利用されながらも意識されていなかった図書館だが、大切な役割を担っていることがお分かりいただけたと思いたい。

3. 法学図書館に関心を！

若干古いデータだが、現在でも大きな傾向は変わっていないと思う。アメリカ合衆国の平均的な法学研究図書館を見ると、大体、職員の数はフルタイム換算で、専門職であるローライブラリアンが7名、補助的職員が10名ほどいて、それで運営されている。蔵書規模は27万5,000冊。これを多いと見るか少ないと見るかだが、当然法学に関わる専門図書館だから平均して30万冊位を持っている。資料費が41万7,000ドル位。この資料費は10年前の数字だから、少しは変動があるように思うが、大学図書館をとりまく環境を考えるとそうは変わっていないようにも思われる。こういった姿が、昔の「ローライブラリアン」という雑誌から出てきた(1986-87年の数字)。

では、かたや日本はどうか。日本の法律図書館の中では破格に大きな東京大学、資料費が群を抜いて大きい。1億4,944万円、これは去年出た「日本の図書館2000」に載っていた1999年の数字である。1億5,000万円位の資料費を持っていて、常勤職員が15人、非常勤が3人、蔵書規模が55万冊だから大きい。次に、東北大学の法律図書館の数字を拾ってみると、資料費が5,004万8,000円、常勤職員3人、蔵書規模が23万6,000冊である。概ね、国立大学の場合には高等裁判所のあるところに法学部を持っているが、東京大学のなかにある法律図書館がダントツに大きい。あとは明治大学も含めて、私立大学でも、法学研究をしているが、別個に法律図書館としての数字を拾うことはできない。ここでは、如何に貧弱な環境の中で日本の法学研究が展開されているかということを見て欲しい。

加えて、この東京大学のロー・ライブラリーは、国内外の法学研究者に十分に公開されているかどうかということになると問題がないわけではない。それは、先に述べた「図書館ネットワーク」の法理に十分に応えたものかどうかということである。「図書館ネットワーク」の法理は、学外の非来館者の利用可能性、便益を重視する。本郷まで出かけてくれば利用させてやるというのではなく、書誌事項が特定されれば、国立国会図書館などと同様、現物貸借、複写依頼に対応するというのが、日本最大の法律図書館としてのあるべき姿だと思う。公務員の定員削減の折、人的に対応不可能だと当事者の声は業界関係者として分かりすぎるくらい分かる。しかし、東京大学の法律図書館の管理・運営にかかわる人たちは、保守的な司法現場を超えて、日本の法学研究を振興していこうとの民主主義的な姿勢を示そうとすれば、キャンパス外の利用者の負担を極力軽減し、豊かなその法学情報資源に対して、自由なアクセスを保障することに努めてほしい。

日米の法律図書館の概況をみた。しかし、図書館という研究支援施設は、必ずしも、た

くさんの本があればよいということではない。実は、‘良い図書館’というのは、どんな図書館かということが、図書館情報学のテキストの前の方に大抵書かれている。たくさん立派な資料があるということは‘良い図書館’の条件の20パーセント位の割合を占めるにすぎない。立派な建物施設設備は5パーセント位。‘良い図書館’だという決め手になるのは図書館員で、図書館員の質と量が75パーセントの割合を占めると言われている。それは、利用者、研究者に対して良い図書館サービスをしようとしたときに、如何に図書館員の役割が大きいかを端的語っている。

アメリカ合衆国を見ると、ローライブラリアンの団体であるアメリカ法律図書館協会(American Association of Law Libraries)がある。これは1906年に創設されて、100年近くの歴史がある。約5,000名がこのAmerican Association of Law Librariesに入っている。5,000名の法学研究をサポートする専門家がいるということだ。その中で37パーセントがハーバードやコーネルといったロースクールの図書館で働いている。面白いのは、37パーセントが弁護士事務所(law firm)で働いているということだ。アメリカ合衆国は訴訟社会と言われるが、子どもに将来何になりたいかを聞くと、何番目かにlawyerがあがってくる。ということは、儲かるということが多分あるのだろうと察するが、儲かるということは弁護士の時間単価が大きいということだ。つまり、より生産性の高い活動をするためには、自分で法情報を探しては駄目だということになる。人に探してもらった法情報を目いっぱい高度に利用することによって、負けそうな事件を勝ってしまうということにしなければいけないわけだ。アメリカ合衆国の場合には、的確な法情報を提供するローライブラリアンの4割近くがローファームで、ロイヤーをサポートする専門家として働いているということ、是非知っておいて頂きたい。

日本の場合どうか。都内の大手の弁護士事務所でも、図書の整理をして欲しいということで、時に募集がホームページ上にも載っている。しかし、それは週4日のアルバイト、学歴は問わないというものである。彼等の法情報に対する認識の差というのが露骨に現れている。日本においても、理論的にも立派な法律実務を展開してゆく、あるいは普遍的な価値を持ち、先進諸国の法律論文にも引用されるような法理形成に資する訴訟ということになると、アメリカ合衆国並みには言わないが、少なくとも大手の弁護士事務所からは法図書館学の十分な技術と資格を持った人を採用する方向にいかなければならないだろうと、個人的には思っているし、そういう学生を育てたいなと思っているのだが、残念ながらそのようなニーズがない。

アメリカ合衆国には5,000人のローライブラリアンの団体に入っている専門職、専門家がいるわけだが、先ほど日本の場合には学歴不問という話をしたが、アメリカ合衆国ではその85パーセントはMLS(Master in Library Science)、MLIS(Master in Library and Information Science)という図書館情報学の修士号を持っている。30パーセントは法律学の学位を持っている。20パーセントは両方の学位を持っているということで、かなり高度な位置付けがなされているということがお分かりいただけると思う。

日本の話を少ししておく、日本で図書館情報学の研究をしているところとしては、私が禄を食んでいる図書館情報大学というところがひとつの拠点となっている。おそらく、世界最大規模で、学生数は院生も含めて約850名を超えて900名弱はいる。教員は70名ほどいる。アメリカ合衆国の場合にはライブラリー・サイエンス固有の部分を見ると、マスターコース主体であるが、概ね専任教員が10名くらい、学生は40から50名ということになるので、それに比較して破格に大きいのが図書館情報大学である。それ以外では、慶應義塾大学が文学部の中に図書館・情報学科を持っている。ほかには、愛知淑徳大学が最近ドクターコースまで整えている。東京大学と京都大学が、専任教員が1名、2名の規模で図書館情報学の教育研究をしているというのが日本の状況であるが、ローライブラリアンが

育てられるような環境にはない。日本の法学研究と法律実務にそのニーズがないこともあって、法学の素養のある図書館情報学の研究者がいないし、育てない。

アメリカ合衆国の多くのローライブラリアンは、図書館情報学のマスターコースで図書館情報学を修める過程で、大体2科目から3科目、法図書館学について学ぶ。現在の日本には、そのようなローライブラリアンを育てる仕組みがない。

ローライブラリアンは、日本にはほとんどいなくて、アメリカ合衆国ではそれなりの数がある、という話をした。それだけではなく、ローライブラリアンの位置付けも違っている。アメリカ合衆国の場合には、ロースクールの場合にはファカルティ・メンバーとしてカウントされているのも珍しくない。専門職の図書館員は、プロフェッサーの肩書きを付与され、十分な待遇がなされている。先ほど話したように、ローファームにおいても研究支援専門職、実務支援専門職として遇されている。ロイヤーほど給料は高くないが、それなりに待遇はされている。

わが日本の法律図書館はどうかというと、ライブラリアンは、一般に事務職員扱いである。先ほど言った、日本では破格に大きな東京大学の法学部図書室でも、そこで働く人たちの採用は国家公務員Ⅱ種図書館学ということで専門的な知識が問われているかのような採用のされ方だが、待遇としては一般の行政職と給与表も同じで全く変わるところがない。私立大学の場合は、一般にライブラリアン自体に専門的な人が存在せず、事務職員として、2年、3年で人事異動の対象とされ、他の部署に異動する。法学だけに限らず、日本では図書館員を専門職として育てようという仕組みはできていない。

日本には、図書館に対して、その研究支援機能を十分に認識せず、無料貸本屋との認識しかもたない研究者がいることも、驚きである。科学技術立国を標榜する日本の社会がこれから学術的な活動で国の基盤を固めていこうというときに、図書館の取扱いがきわめてひどい状況にあることは理解に苦しむ。

これは先ほど話したので確認にとどまるが、一般的な法学図書館というものを考えてみると、職員は数人程度、半数はアルバイト、ただの事務職。専門職はいないし、育てない。蔵書規模は大体数万冊くらい、これが多分、日本の平均的な法律図書館だろうと思っている。

4. これからの法学教育研究と図書館（情報学）

現在、明治大学もそうだろうが、日本の法学教育、法学部を揺るがせているのが「法科大学院」構想だが、そういった新しい動きの中でロー・ライブラリアンシップというものをどう考えていったらいいのかということ最後に話したい。

日本におけるローライブラリアン教育というものは存在せず、法学研究、法律実務というものをサポートする専門職を育てる仕組みを持っていないというのが現状だ。これまでの大学院法学研究科博士課程というのは、ほとんどは研究者養成を任務にしてきたわけだが、みんなが研究者になれるはずがない大きな定員を抱える法科大学院は、当然、能書き通りに、高度な専門職業人、実務家法曹を育てていくことに多分なるのであろう。そのような方々に立派な活躍をしていただくためには、支援部門を強化しなければいけないはずだ。

これから数多く育てられるであろう法律実務家は、ロー・ビジネスの分野で競争せざるをえない。それも国際的なマーケットでの競争になる。そうすれば、法律実務サービスの差別化を図らなければならない。どこで差別をするかということ、結局は法情報を知っているか知らないか、上手く使えるか使えないか、しかも皆さん方の弁護士事務所を見てもそうだが、弁護士は日本国内飛び回っているという状況だから、自分がパソコンに向かって法情報の探索や作業をしていて、すぐにフリーズしたり、落ちたりするようなOSを使って

いては間に合わないはずだ。そうすると、充実した支援部隊、その中心が多分ロー・ライブリアンだと思うのだが、そこに思いを致さないといけない時期に来ているはずだと、個人的には思っている。

5. むすび

最後にいくつか、嫌味を言って終えたい。どうも日本の法学研究というものは、内部ではいろいろなことを言うのだが、所詮は内弁慶にすぎない。ときに外国にでかけ、その国を代表する法律図書館のひとつをのぞくことがある。そこには、アメリカやイギリスの法学雑誌、法律文献はたくさんあるが、日本の法学文献はほとんどない。これは、単に日本語だけの問題でもないように思われる。新たな時代を引っ張るような優れた民主主義的な法律が制定されるとか、そのような法理形成がなされるのであれば、もっと注目を集めるようにも思われる。国内だけでしかアピールする場を持たない学問が本当に学問だろうかと個人的には思っていて、何とかグローバルな形で通用する日本の法学になって欲しいと、陰ながら切に祈っている。

今話したように、夏井先生、指宿先生などの比較的目標めた方たちが一生懸命やってくださっているし、これからもやられるのだろうが、何となく日本の法学研究、法律実務というものは自民党を目の敵にするが、実は自民党より遅れている部分があるのではないかというのが、私の個人的な認識である。つまり、当然、法学というものは基本的人権(human rights)というものを実現するために存在する学問だと個人的には思っているが、そうするとより良き民主主義社会を建設してゆくときには、自分の足元の法学研究自体も実は民主主義的なものでないといけないはずだと思う。

これまで話したことを繰り返すことになるが、インターネットが普及してくると、夏井先生の話の終わりの方にあつたような気がするが、ボーダーレスな環境の中で複雑な法的紛争が展開される。そのときに、単に国際私法の分野だけでなく、夏井先生の言うところの法情報学もそうだろうと思うが、それに耐え得るような日本の法学研究でなければならぬ。法的意味を持つ関係情報は、北海道に住んでいても、沖縄に住んでいても、サイバースペースを含め、十分に掻き集めることができ、それを利用しながら、より適切で合理的な解決を見出す法学でなければいけないと思う。

法情報学というものが法律実務、法学研究の中核をなし、法図書館学がそれを支援する形になることが望ましいと思う。これから SHIP プロジェクトが更に充実した活動をしていくことを強く期待する。

質疑応答

Q: 田中規久雄(大阪大学) テクニカルな質問だが、先ほど1次資料、2次資料のところ、法情報の場合は1次資料を判例集と呼んでいるというのはそうなのだが、そうすると本来、通常1次資料と言っているものは、これは夏井先生の話にあつたように、裁判所の棚にあるのだろうと思う、1次資料である本当の判決文は、それは図書館情報学では、そういう資料をなんと呼ぶのか。0次資料と呼ぶのか。

A: 図書館情報学固有の考え方としては、生の、著作者が自分の感性と論理、思考によって生み出した、いわゆる著作物にあたるもの、独創性が備わっているもの、一定の独創性のあるものが1次資料だと認識している。それを要約したり加工をしたり、単に編集をしたりということで、2次的な処理をしたものを2次情報と言っている。辞書や事典、書誌や索引がそれにあたる。さらにその2次情報を編集した事典の事典、あるいは書誌の書誌を日

本では、3次資料という言い方をすることがある(アメリカにはそのような言い方はない)。図書館情報学では、建て前としては、オリジナリティが伺えるかどうかで、1次、2次、3次という分け方をしている。

Q: そうすると、判決そのものは1次なのか。

A: そう、図書館情報学では1次情報になる。

Q: 判決を、実際は加工している判例集は2次資料か。

A: 図書館情報学では2次資料になり、法図書館学では1次情報にあたる。

Q: 図書館情報学の立場からの評価としては、1次資料を読んでいるという言い方よりも、その法学というのは2次資料をもって研究をしているという評価をした方が正しいのではないか。要するに、原典にあらずに研究しているのが法学の現状である。それは悪いことではない。外部の実験結果を見て、みずからの仮説を立てる。そこにも独創性がうかがわれ、学問として成立し、それはそれでいいのだと評価した方が正しいのではないかという意見を出した。

A: おっしゃる通りだ。

Q: (名古屋大学のベネット氏) 1つ質問よりもコメントだが、日本におけるローライブラリアンの普及の必要性について、大賛成だ。コメントだが、ローライブラリアンのメーリングリストがあり、ローライブラリアンの実務を検討する、関心のある聴講者がいられれば、1度参加して、具体的にそこに書き込まれた見解を見る価値があると思う。確かに参考になると思う。

A: ありがとうございます。

(質疑応答終了)

The Legal Information Institute (LII) - Providing Catalysis, Innovation, and Integration in a Complex Legal Information Environment

ピーター・W・マーチン(Peter W. Martin)
コーネル大学ロースクール(LII)

I. LII-第一人者(1992)から多数の中の一(2001)へ

8年以上にわたり、コーネル大学法情報研究所(LII)は、ディスクやインターネットを用いた法情報の電子的配布に携わってきました。その間というもの、大学の歴史から見ればほんの一瞬にすぎないわけですが、我々の活動は、その規模や複雑さ、野心の点において、私が共同研究者のThomas Bruceとともに本研究所を設立した1992年当時に想像していた以上に拡大してきました。その変化たるや劇的なものだったわけですが、同じ時期に合衆国内やその他の場所で起きていた法情報環境の変容全体から見れば小さなものにすぎません。私は、我々がその変容の中での鍵となる存在だったと信じていますし、これからもそうあり続けたいと思っています。しかし、我々が最も重要な存在だというわけでは決してありません。したがって、本報告書は、LIIについてのみ言及するものではなく、より広い文脈にも触れるものです。我々は、法情報への幅広い、効率的なアクセスの重要性を理解するに至ったわけですが、その内容を、我々独自の観点から明らかにしてみようと思えます。

当研究所は、大学に拠点を置き、非営利の活動を行っていくことが、新たな教育方法を探求し、法情報への公衆のアクセスを拡大していく上で、非常に重要な役割を果たすのだということを、設立当初より基本方針の中核においてきました。その役割を果たすために重要なのは、それら密接に関連する目的を達成するために、どのようにデジタル技術を用いることができるのかについて、応用研究プログラムを継続していくことなのです。

設立当初は、我々は単独でした。当研究所が、自然科学以外の領域では初めてとなるネットサーバーを走らせておりました(当時はgopherでした)。我々は、ウィンドウ環境で走る初のウェブブラウザ(Cello)を開発し、フリーウェアとしてリリースしました。これは、法に対するインターネット経由の効率的なハイパーテキストアクセスを提供するためには、当時必要なステップでした。当時の状況が現在とどれほど異なっていたかを考えますと、驚くべきものがあります。1993年、LIIのオリジナルのウェブサーバーに、ハイパーテキスト版の合衆国憲法、他大学のFTPサイトにある100余の合衆国最高裁判決へのHTMLフロントエンド、すべてHTML1.0で手作業でマークアップした統一商事法典およびいくつかの連邦法を収録しました。真剣な研究者にとっての情報源にまではなっておらず、そのような構想への取り組みがなされていたという証拠にすぎませんが、LIIのサイトは週に2~300のデータリクエストに対応していました。当時、我々のディスク出版物の方がはるかにロースクール学生の注意を引き、利用されていたのです。そのディスクは、多くの重要なロースクール科目のための法典を、ハイパーリンクをふんだんに取り入れ、検索可能な形で収録したものであったのですが、コンピュータに詳しいロースクールの学生から賞賛を受けました。その学生を教育する側からはそれほどの評価を得ることはできませんでしたが。

時は変わって今日の状況です。現在、コーネル大学のLIIは、合衆国で最もよく用いられ

る非営利の包括的な法律サイトとなっています。我々の運営する一連のサーバーは、1日に100万を超えるデータリクエストに対応しています。すなわち、1日あたり、数万、時には数十万ものユーザーセッションがあることとなります（また、そのどちらの数字も、ヨーロッパにある我々のミラーサイトにおけるリクエスト、セッション数を含むものではありません）。連邦最高裁判所が判決を下した日には、意見の全文テキストへのリンクを含む要約が、無料の電子会報として、まずは2万人を超える登録者に電子メールで発信されます。再配布を奨励しておりますので、最終的にこの無料サービスがどれだけの人に届いているのかはわかりませんが、*Cornell Law Review* を含むコーネル・ロースクールが発行する三つの紀要よりもはるかに多く、かつタイプの異なった人々であろうことは言うまでもないでしょう。LIIは、CD-ROMや講義資料を作成し、後者はダウンロードできるようにもなっています。また、ここ5年間は、ますます数の増えてきている合衆国のロースクールの学生たちに、法律科目をインターネット上で提供してきています。

開拓者は必ずしも生き残るとは限りません。最初に行動を起こすことは、それによって得られる利益と同じだけの危険を伴うものでもあります。1年前ですと、このことはインターネットには当てはまらないと信じている者もありました。しかし今日では、実はそうではないのだということを知っています。LIIでは、設立当初より、重要な戦略的決定を行ってきましたので、LIIは繁栄し、成長し続けるものと私は確信しております。設立以来の年月の間には、我々の活動を取り巻く環境はものすごく変化してきておりますので、我々が下してきた重要な決定事項はしばしば修正を余儀なくされてきました。そのうちの重要なものをいくつか挙げてみましょう：

[LIIは非営利であり、かつコーネル大学に拠点を置きつづけるべきである]

LIIおよび歴代所長は、研究や、公衆による非営利のアクセスへのコミットメントを経済的利益の代償として放棄する機会に何度となく直面したのですが、それらにはずっと抵抗してきました。アメリカの大学で始められたその他のインターネットプロジェクトは、インターネットが拡大していく間に、何らかの営利的な形態へと変化し、それによってしばしば設立者に巨額の利益がもたらされました。しかし我々は、当初の非営利の道を固守してきました。また、商業出版社との協力関係についても、それが個人的なものであれLIIとしてのものであれ、何とか回避すべく努力してきました。協力関係を築いてしまえば、商業的中立性を損なう危険性が出てくるからです。そのことは、我々の環境で言えば、*Westlaw* や *LEXIS* との特別な関係を拒絶することを意味していました。他方で我々は、データやソフトウェアのライセンス契約やコンサルティングによって、民間部門から収益を得ることについてはとても意欲的に行ってきました。LIIを背景にして、我々は幅広い専門知識へとアクセスでき、深く共有されている発見や公衆サービスの価値と結びついた計画を立てることができ、また、政治的影響力や市場の力を直接受けることなく活動することができるのです。

[合衆国という環境では、一極集中的、包括的コレクションは達成できない目的である]

我々は、設立当初より、ロースクールの出版支援（長きにわたってロースクールが携わってきたものです）を新しい、デジタル形式にシフトしていくことにとどまらない、それをはるかに超えたビジョンをもっておりました。我々が意図していたのは、LIIを、デジタル技術が法情報や法学教育へのアクセスを改善するためにどのように用いることができるのかに関する、真剣な研究の中心地にすることでした。この領域における我々の研究は、当初より、純理論的なものというよりも、応用的あるいは実験的なものでした。我々は、様々なニーズをもった顧客に便利な製品やサービスを、既知のものから斬新なものまで、

次々と作り出してきました。そのことは、当時我々の目的について混乱を招いたようです。商業出版社たちは我々のことを競業者と思っていたようですが、我々としては、ただ単に、広く普及することになるであろう、技術アプリケーションや情報頒布のあり方について、一歩先んじた見方を提供していたにすぎないのです。

我々の研究は、(特に合衆国最高裁判所やニューヨーク州の最上級裁判所の判決、連邦裁判所の手続規則、合衆国法律集の名で知られる連邦の制定法集といった) 頻繁に用いられる、試験台コレクションを必要とするものでしたが、50州すべての法的資料はおろか、連邦法に関する資料ですら、包括的にコレクションしたり、それを維持したりしていこうなどと考えたことはありません。おまへたちはポータルサイトに過ぎないのかといわれれば「その通り」ですし、包括的な法情報倉庫ではないのかと問われれば「違う」と答えることになりました。

合衆国の法制度は大規模かつ分散化しており、法情報マーケットにおいても商業ベンダーが確固たる存在となっていることから、我々は非営利のLEXISやWestlawになるかもしれないなどという思い違いをせずにすみしました。我々は、自ら維持し、発展させていくことができる以上のことを請け負うことのないよう、最大限の注意を払ってきたのです。

我々は、所有したりコントロールしたりすることではなく、影響力を持つことを目的としてきました。ですから、我々が創作したフォーマットや機能が様々に具体化されている無数の法情報サイトを見るにつけ、それが我々の成功の証左であると感じ、満足しているのです。利用可能な技術や、情報を伝達することができる利用者集団はこれまでにない速さで変化してきていますので、技術と利用者との接点で法律コンテンツを効率的に扱おうとする我々の努力は、刺激的で、影響力があり、時に圧倒的なものだったわけです。

[インターネット上であらゆるタイプの法情報源が爆発的に出てきたことは、我々の役割の減少ではなく、新たな機会の出現を意味している]

我々は、当研究所のような学術的基盤を有する活動には重要な役割があるのだという考え方を固守してきました。古参であれ新参であれ、合衆国における法情報の商業プロバイダすべてにとってインターネットが主たる情報伝達経路となり、ますます多くの公的機関が、法情報への無料アクセスを提供する責任を果たすためにインターネットを利用するようになってきたとしても、我々の姿勢は変わりません。WestlawやLEXISは包括的かつ統合的なコレクションをインターネット上でも提供してきており、そこでは、最近Wolters Kluwerの手に渡ったLOISLAWと競合することになりますが、いずれにせよ料金その他の障害があり、それによって多くの公衆の重要な部分が切り捨てられることになり、情報伝達や教育の両方における刷新の可能性がひどく阻まれることになるのです。

裁判所や立法府、行政機関、州政府や市が運営し、またはそれらとの共同で運営される公的サイトの広がりによって、同時に、真に開かれた分散型の公的情報システムの可能性が出てきたわけですが、現在のところはまだ可能性にとどまっており、現実のものとはなっていません。公的サイトの広がりには、法情報が無料で、広くアクセスできるようになるための必要条件ではあっても、それで十分だというわけではないのです。

現在我々は込み合った中でサイト運営しておりますが、それは、単独で運営していた頃に比べ、すべきことが減ったのではなくむしろ増えたということの意味しており、また、すべきことの優先順位の設定がより困難になったことを意味しているのです。

[合衆国の複雑な法情報環境において、LIIのような活動は、触媒(事例を通じた刷新、先導)や統合者として明らかに貢献できる]

何年前か、アメリカのロースクールの司書やテクノロジーに携わる人々等が公共心を基

礎にして結成したグループがジョージタウン法律センターに集まり、合衆国連邦控訴裁判所の判決をインターネット上で配布する方法についての検討を行いました。合衆国連邦控訴裁判所は、「巡回区」と呼ばれる13の単位に分割されており、アメリカの連邦裁判所制度の中で発生するすべての控訴事件を解決し、その後連邦最高裁判所が扱わないと決定すればその判断が最終のものとなる、そういう役割を果たす裁判所です。合衆国最高裁判所は、一年間に非常に限られた数の事件しか扱いませんので、多くの重要な法的論点に関する最終解釈は控訴裁判所がすることになります。

ジョージタウン法律センターで会合が行われていたときには、テキサス大学とエモリー大学の二校が、それぞれの地域を管轄する合衆国控訴裁判所の判決を、既にインターネット上で配布し始めていました。この会合に参加していた他の学校は、即座に、自発的に残りの巡回区の控訴裁判所の判決を配布するようになりました。当研究所としては、その計画の全体にも一部にも魅力を感じませんでした。第一に、その規模が、我々の研究に必要な程度を超えていると確信していたからです。我々は当時既に、年に75~80の合衆国最高裁判所の判決と、およそ200のニューヨーク州の最上級裁判所判決を扱っていたのです。実際、13もの巡回区があると、規模も大きいわけですし、データの一貫性もないことを考えますと、そんなものまで扱おうという野心は我々の手の届く範囲にはないというわけです。控訴裁判所全体で、毎年25,000もの判決が下されますし、すべての控訴裁判所で同じ連邦法が解釈適用されなければならない一方で、それぞれの巡回区が、データシステムや判決の書式、裁判所手続、スケジュールといった点について、自律を守ろうときゅうきゅうとしているのです。

しかしながら、この分散した連邦法コレクションを統合する必要性に気づきましたので、LIIは、サイト横断的な全文テキストのインデックスを作成しました。それによってユーザーは、複数のサイトを訪れたり、様々な検索エンジンのクセをマスターしたりする必要なく、連邦法の特定のトピックを扱った判決を探し出すことができるようになったのです。

いいニュースがあります。それは、我々がこのプロジェクトに取りかかって以来の数年間で、一つを除くすべての連邦控訴裁判所が独自のサーバーを立ちあげたのです（結果、その前から判決文を仲介していた多くのロースクールはサービス提供を中止することになりました）。残念なことに、これは予測できたことですが、これら公的なサイトは、サイト横断的なリンクやインデックスの作成を促進するようデザインされたものではありませんでした。この点において、学術界における先行者に比べて便利なものではなかったのです。各巡回区の控訴裁判所は、ロークラークの募集日程や、その他巡回区間で異なることのない無数の事務の詳細についてさえ調整をはかれないわけですが、判決データベースサービスについて、巡回区ごとでの契約を行っています。そこには、ある巡回区の活動の成果を他の巡回区と統合しようと考えている人たちはおろか、判決にアクセスし、それを読もうとしている人たちの利益に対してすら、配慮はほとんどありません。結果として、統合の模範を示すというLIIの役割は、小さくなるどころか、より重要なものとなってきたのです。

合衆国には、連邦裁判所全体の判決の配布を調整する責任を負う公的機関は存在しません。裁判官自身もロークラークも、みんな商業ベースの法情報を利用しています。ですから、それぞれの裁判所が新しいデジタル環境における公衆によるアクセスという理想を実現しようとする、そのやり方に問題があっても、彼らには個人的利害関係はないわけですし、彼らにその問題に対する洞察力を期待すべくもありません。当研究所の検索エンジンは、新しい公的なサイトのいくつかがもっているクセに対処するため、ほんの一ヶ月前にシステム更新されたのですが、それによって初めて、各サイトに分散して存在している、まとめて扱えば過去5年分以上ものデータが、著作権や市民的権利、労働法、連邦の証券

取引法や銀行法などといった主要な法的トピックに関する単一の情報源として存在することができるようになったのです。一方に合衆国最高裁判所の判決と、他方に合衆国法律集と統合することにより、我々はその両方とも維持しておりますが、強力な連邦法ライブラリの一部となったのです。

[このようなやり方で将来においてリーダーシップを発揮するための鍵となるのは、我々の大学に集められている人的資源と情報資源、そして、我々の深い教育経験とを集めることである]

我々は、デジタル技術によって法情報の配布における画期的な変化が促進され、ロースクールが自らの研究成果の電子的出版社になることも可能になるだろうとの確信を持って、1992年にLIIを設立しました。我々は、同僚や卒業生に対しては、この事業の目的を、1915年の最初のロージャーナル、後のさらに2つのジャーナルの創刊に向けてコーネル大学を駆り立てた当時の目的になぞらえて説明しました。我々は、この類のジャーナルには費用がかかりすぎることを指摘したのです。コーネル大学ロースクールがジャーナルを発行する目的に照らせば、無料でできるのなら無料にするべきでしょう。そこに原稿を掲載しているすべての人は、できる限り多くの人に読んでもらいたいと考えていますし、経済的な見返りは期待していません。しかし、こと印刷に関しては、多くの部数を発行し、配布するとなると費用が増大するため、無制限に「寄贈する」ことができないのです。そこで、インターネットを用いればこのようなもどかしい制約がなくなるのだ、と主張したわけです。

それ以来、このような洞察はいくつかの関連する道をたどることになりました。我々は、合衆国の他のロースクールと協力し、教員や学生らの生み出した業績をデジタル形式で配布する新しいシステムを作り出しました。合衆国においては、すべてのロースクールが少なくとも一つのロージャーナルを発行し、コーネル大学のように、多くのロースクールでは複数を発行していることをここで指摘しておいた方がいいでしょう。さらに驚くべきことに、出版に際しては、学生が編集しているのです。当研究所は、活字ジャーナルであれば必要となる学生のエネルギーや能力を、弁護士や裁判官にとってより大きな価値を持ち、すぐに役立つ、短めの論評の作成に振り向けることに成功しています。LIIの学生編集者は、教員の監督の下、ニューヨーク州の最上級裁判所の重要判決についての電子会報を、判決後数ヶ月ではなく、数日以内に作成しているのです。学生と教員は、LIIのWeb上やディスク上での出版物の作成や、その編集内容の審査にも深くかかわっています。最後に、本報告書の最後に向けてより詳細に説明することになりますが、我々教員スタッフの法律教育の経験は、LIIの将来計画において、顕著な役割を果たしています。

II. 法情報が、どうしても無料で、容易にアクセスでき、共通操作可能(interoperable)でなければならない理由

この時期のLIIの活動や戦略的決定が支持され、それに活気が与えられていたのは、法情報や司法へのアクセスが無料であることと効率的であることとの関係、すなわち抑制されない法情報の流通と効率的かつ透明な政府との関係が確固たるもので、かつ永続的なものであるとの認識がますます強固なものとなってきたことによるものです。

初期の頃から、法にとっては、「伝達(communication)」のあり方が中心課題でした。コミュニケーション技術の変化に伴い、その変化が、法、および法プロセスの中心アクター(立

法者、法適用者、法律家、および市民)にもたらすインパクトは深遠なものでした。書くための技術、そして印刷機が導入され、さらに識字力が向上し、組織化された図書館が発達し、そのそれぞれが法活動を変容させてきたのです。

法へのアクセスをよりよいものにし、法の伝達のあり方を改善することは、近年の歴史を通じて、改革者にとっての一貫した目的でした。19世紀初頭、アメリカのいくつかの州では、裁判官に対し、印刷体で正確なコピーを配布することができるよう、判決文を単に話すのではなくて、書くように求める法律が制定されました。19世紀後半のアメリカにおける法典化やリステイメントへの動きは、裁判所の判決の寄せ集めの中から法を引き出さなければならないというのでは、法に対するアクセスは困難に過ぎるとい見解にかなりの程度依拠するものでした。20世紀に入って連邦行政手続法が制定され、その後、政府の規制は専門用語を使用しないで書かれるべきである旨の命令が出されたことも、法に関するよりよい理解を含む法へのよりよいアクセスを通じて、法システムを改善していくのだという、同じ改革者たちの推進力を表しています。

多くの法規範は、市民が自ら適用するという形で機能するわけではないので、政府構造内部のコミュニケーションの質もまた同様に、法のパフォーマンスにとって重要です。税や社会保障といった領域では、法は、大多数の市民の生活や活動にかかわる巨大な政府機関を通して機能します。正確さや適時性、一貫性、効率性、公平性(同じような事例は同じように扱い、異なった事例は適切な差異をもって扱う)といった政府のパフォーマンスを計る上での主要な質は、政府機関構造内部で、関連法規範の伝達がいかに達成されているかによって強い影響を受けます。法適用プロセスにおいて裁判官が、または裁判官および法執行官が必要不可欠な要素であるような法領域においては、コミュニケーション手段は伝統的に異なっているものの、同じような懸念が存在します。公的機関およびそこで仕事を行う者が、法情報の最も重要な利用者なのです。

例えば、人も企業も、自らの責任の根拠について知っているべきである、すなわち「法の不知は抗弁となりえない」という関心は、このようなデジタル以前の改革の原理をとらえたものですが、しかしその意図するところは肯定的に理解した方がいいでしょう。すなわち、法が、いかなる目的をいかなる手段で追求していようと、コミュニケーションがその主たる道具だということに変わりはないのです。法をよりアクセスしやすくし、より理解しやすくし、より明確に表現する努力こそが、究極的には、法をより効率的なものにし、民主主義社会において、より説明しやすく、敏感なものにしていくことにつながっていくのです。

ニューヨークをはじめとするいくつかの州では、州法への無料のアクセスを提供する手段として、控訴裁判所の判決を出版し、それを郡の図書館や公共の法律図書館に置くことを義務づける法律を制定しています。法律を無料で頒布するための類似の規定は、自州の法律を出版しているほぼすべての州に存在しています。

印刷、輸送、保管にかかる費用を考えますと、何部印刷するのか、どこに、誰に配布するのかについて、困難な決定を余儀なくされるわけですが、デジタル技術によってそのような費用からは解放されることになります。だとしますと、立法機関は、我々のような組織を通じて、自らの活動の成果である法律を無料で配布し、あるいは実際に、無料配布に自ら取り組むことが期待されるでしょう。しかし我々の経験からは、彼らがそのようなしなないこと、少なくともアクセス可能性や共通操作可能性を効率的に向上させるやり方ですのようにしないことには、多くの理由があるということが言えると思います。

公的機関が前向きな取り組みを見せない場合、しばしば、法へのアクセスがコントロールされているという状況において利益を得ている者の影響を受けていることがあります。法情報を持てる者と持たざる者がいる場合、持てる者は大きな力を持つことになります。

法情報が発信される起点への直接のアクセスが困難あるいはアクセスにコストがかかる場合には、法情報を入力し、それをどう配布するかをコントロールできる立場にある者は、巨額の利益を得ることができるのです。他にも、不活性、確立した仕事パターンや関係がもつ力、限定された資金、その他優先度の高い仕事への没頭などといった要素を加えておきましょう。ここで驚くべきは、合衆国における法情報への幅広い、無料のアクセスに向けた進歩がいかに不均質であったかということではなく、むしろ広く、着実なものであったということなのです。特に好ましい状況が存在するところでは、結果的に、公衆が無料で、抑制されずに重要な法情報へアクセスできることから、どのような社会的利益を得られるのかが非常に明確に証明されています。そこで以下、アメリカの立法および行政に関する4つの異なった情報源から例を挙げてみたいと思います。

連邦レベルでの公衆による法へのアクセスに関する最も顕著な例は、複雑な法的枠組の中で多数の公衆と直接に接触することが必要となるような責任を負っている政府機関です。最もよく利用されている二つの政府系ウェブサイトといえば、それはホワイトハウスや合衆国連邦議会、最高裁判所、あるいは司法長官の運営するそれではありません。その二つとは、利用されている順に、内国歳入庁と社会保障庁のサイトなのです。これらの機関は、それぞれの管轄領域に関する法情報の、かなり包括的なコレクションを保有しています。前者は連邦の納税義務について、後者は退職給付や障害者給付、死亡給付の資格について扱う機関です。両者のコレクションは比較的使いやすく、関連する法律や規則から、あまり公式のものとはいえないような、庁内のマニュアルや手引きに至るまでのすべてを収録しています。両者はさらに、申請用紙一式を、記入方法の十分な説明とともに提供しています。実際、社会保障庁は、アメリカの第二の言語であるスペイン語でも同じだけの情報を提供し、さらには給付申請をオンラインでもできるようにしています。ちなみにある商業出版社は、つい三年前に、社会保障庁のものと同等規模の、社会保障に関する法的資料のコレクションを1000ドル以上もの値段で販売していたのです。

二つ目の例は、アメリカの小さな州でのお話しです。合衆国の50州すべては独自の法及び機関、すなわち、立法府、行政機関、裁判所を有しているのだということをお話ししてください。州が制定し適用する法こそが、雇用や教育、家庭の責任、犯罪、相続、あるいは商取引といった国内生活の主な領域に直接にかかわってきます。劇的な変化が起きているときにはしばしばあることですが、古い制度がうまく機能していないところほど、新しい制度の利点を容易に認識し、手に入れることができます。ここで挙げる例がまさにそのような場合にあたります。公的な機関が運営する司法ウェブサイトが何を達成できたのかに関する好例が、人口100万人にも満たない州、ノースダコタで最初に起こりました。

ノースダコタ州は、あまりに小さすぎて自州の判例集一式をまかなうことができない州の一つです。商業的に、法情報市場として魅力的ではないのです。前世紀のほとんどの間は、同州の最高裁判所の判決、および中間控訴裁判所の年に一握り程度の選ばれた判決が、合衆国の大手商業法律出版社によって出版されていました。それも他の六州の判決と合わせた地域版として編集されていたのです。

1997年、ノースダコタ州最高裁判所は、独自の「メディア中立的」判例引用システムを採用しました(いくつかの全国組織が推奨する形式に十分従ったものです)。最高裁の意見は、出されたその日に、固定の公式サイテーションが割り当てられます。例えば、2001年5月4日に判決されたFox対Foxの事件は、その日のうちに2001 ND 88という番号を割り振られて最高裁のウェブサイトに掲載されました。裁判所規則上、当事者が再弁論を求められることができる期間内は、その旨の警告が赤字で表示され、その期間が経過すれば削除されます。その意見の特定の部分を引用する場合も、段落に番号がついていますので、活字版が出版されるまで待つ必要はありません。こうすれば第17段落が見られるというわけで

す。1997年の引用ルールでは、同年に出された判決の特定の部分を引用する場合は、Zuger v. Zuger, 1997 ND 97, ¶ 13 とかあるいは Zuger v. Zuger, 1997 ND 97, ¶ 13, 563 N.W. 2d 804 (1997年のノースダコタ州最高裁判所の97番目の判決である Zuger v. Zuger 判決で、言及されている部分は第13段落だという意味です) といった感じになります。

同裁判所はまた、判決の最終公式版を、引用可能な形にして公開し、保存する公式ウェブサイトも立ちあげています。翌1998年には、同州控訴裁判所の判決も、同様の最終公式版が掲載されるようになりました。今日では、同州の弁護士や裁判官、企業、市民が、司法判決へのこれまでなかったほどのアクセスを有しているのです。

次に、その隣ミネソタ州から3つ目の例を挙げてみましょう。数ある州立法府のサイトのうち、ミネソタ州のものが現在の標準となっています。それは、合衆国法律集を提供する連邦政府系サイトよりも、多くの点において優れています。それは、他の優れた立法府サイト同様、州法の最新の全文を提供しています。データベースの構造は、収録されている論理構造にしたがって、利用者が関連規定を探し出せるようになっています(関連するタイトル、章、条文の順で選んでいくというわけです)。また、インターネット上で法的資料を提供している誰もが個々の条文へ直接リンクを張ることができるようなデータ構造になっています。当然条文よりも上のレベルへのリンクも可能です。この法律データベースは、ノースダコタ州の司法府サイトと共通の、重要な特徴を有しています。それは、双方ともに、公衆のみならず、政府職員にも役立つようにも作られているということです。それらは、単なる広報活動を越えて、真剣に利用されるために作成されているのです。

最後に挙げる例は、小規模企業や市民生活に日常的に最も大きなインパクトをもたらすレベルでの立法および法適用、すなわち地方自治体の法典から引き出してみましょう。多くのコミュニティでは、驚くべきことに大規模のコミュニティでもそうなのですが、法律コレクションの維持の程度は貧弱で、効率的な配布もなされていません。ここで一つ、ある若手弁護士から聞いた話を紹介しましょう。彼は、コーネル大学にほど近い、ニューヨーク州ビンガムトン市の犬に関する条例を手に入れようとしていました。彼いわく、「信じられないかもしれないが、市の職員の話では、公衆はどこに行ってもビンガムトン市の法典を手に入れることはできないのだとか。公立図書館でも無理で、最新版を手に入れるには、その職員のところに行く(または電話する)しかないのだそうだ」。

デジタル技術やインターネットによって、合衆国のますます多くの都市において、ビンガムトン市がしてこなかったことが可能になってきています。ニューヨーク州のロチェスターやオハイオ州シンシナティ、ケンタッキー州ブーン郡、マサチューセッツ州フィッチバーグ、アリゾナ州ユマ市などにおいては、犬の鳴き声に悩まされたような場合や、傷病者輸送サービスやレストランを始めたいとか、あるいは車庫の建設や看板の設置の際に道路との間におかなければならない距離を知りたいければ、市民は関連法規定をオンラインで見つけ出すことができるのです。

これら様々な公的機関が既に気づき、今や他の自治体にとっての証明となっているように、法データをこのような形で作成し、伝達し、蓄積することは非常に安価なのです。利用者は、専用の書斎を持つ必要もなければ図書館の近くに住む必要もありません。コストのハードルが非常に低いので、裁判所や立法府、行政機関などの公的機関は、自らの活動の成果を配布するのに、中間業者に頼る必要はないことに気づき始めているのです。特定の問題点や論点に関係する法をこのような形で収集していれば、最も関連すると判断される資料を容易に取り出し、伝達し、ファイルすることができ、そしてそれを使って作業することができるのです。そして、コンピュータのコードのように、うまくやれば、共通操作可能なものとなります。すなわち、他の情報源にある関連する情報にリンクしたり、あるいはそれと結合させたりすることができるのです。

これらの例もまた、他のものと比較してみますと、デジタル形式で配布することだけでは十分ではないことを証明しています。

私は当初、ますます多くの公的機関が法をデジタル形式で公開することに非常な熱意を持っていましたので、**West Publishing Company**の当時の社長であったヴァンス・オPPERマンと思わず口論してしまったことがあります。彼は、このような情報源を、「生データ」を提供しているに過ぎないとして退けてしまいました。それは、生水なんか使い物にはならないと言わんばかりの口調でした。しかし、それは巧みな言葉のすり替えで、むしろ「すべてのデータが同等の価値を持っているわけではない」という重要な真実を示唆しているのです。

まず、データを活字で提供することと、デジタル形式で提供することとの間の、明らかな相違から考えてみましょう。印刷されたものをデジタル形式に変換するには高くつきます。現在、英語で書かれた法律文書1ページあたり、2ドルから3ドルかかります。我々はこのような負担を引き受けてはきませんでした。LIIが扱ってきたすべての情報は、最初からデジタル形式だったのです。またそのほとんどは、公的機関から入手したものです。合衆国最高裁判所は、1990年5月に、判決の電子公開を開始しました。それは、最高裁自らがウェブサイトを立ち上げる10年も前のことでした。ニューヨーク州最高裁判所も、ほぼ同じ時期に、ダイヤルアップの掲示板を立ちあげました。90年代までには、裁判所や立法機関、行政機関は、活動の成果をコンピュータ上にも用意するようになりました。確かに、印刷物の方が正式もしくは公式の配布メディアだったわけですが、デジタル形式で公開しても、最小限の費用しかかかりませんでした。合衆国最高裁判所もニューヨーク州最高裁判所とともに、これらの費用を会費でまかなっていました。合衆国最高裁のシステムは、公開対象を情報ブローカーや再販売者に限定しており、価格もそれ相応のものでした。ニューヨーク州最高裁の場合はかなり低額で、年間30ドルに設定されていました。オールパニー地区外の者には遠距離料金が加算されていましたが、それでもなお、これによって、弁護士や小規模新聞社の手に情報が直接渡ようになったのです。

我々は、これら2箇所の情報源からのデジタルデータを扱ってきた中で、確かに印刷体から変換するよりは安くつくものの、デジタルデータであるがゆえのコストもかかることがわかりました。両裁判所は、合衆国の他の公的機関同様、デジタルデータが「無料で」配布することができるものとの認識をまだ持っておらず、非常にアクセスしにくくなるような変形を行ってきているのです。結果として、我々のような非営利の研究所であれ、**West Group**や**LEXIS**といった営利目的の組織であれ、受け取ったデジタルデータを再配布する側、および再配布されたデータを受け取る利用者側の両方にとって、重い負担としてのしかかってくるのです。

1997年1月、LIIが初めて合衆国最高裁判所の判決をHTMLに変換するプログラムを組んだわけですが、当時最高裁は判決をワープロ形式、すなわちワードパーフェクトのバージョン5.1形式で公開していました。その年の夏、最高裁内部でマイクロソフトワード形式へと変更されました。1997年10月からの開廷期には、ワード文書ではなく、PDF形式で独占的に判決を公開するようになりました。このような変更にあたって事前の警告はほとんどなく、全く新しく変換ソフトを開発し、テストするだけの十分な時間はありませんでした。資金力では我々よりもはるかに勝っているものの、**West**や**LEXIS**、ニューヨークタイムズ社もまた、最高裁の電子配信サービスに加入している者のニーズに対する無頓着さに立ち向かわねばなりません。幸運にも、しばらくして、その開廷期内のうちに、最高裁は構造マークアップと表示マークアップの混合である、SGML類似の形式を追加するようになりました。しかし、不運だったのは、この対応がなされたのが、LIIがPDFを変換するソフトウェアを開発したあとだったことでしょう。

なぜこのような技術的な細かいことまでお話するのかといたしますと、まさにそういった細かい話の中にこそ、公衆による効率的かつ無料のアクセスと、費用のかかる、限定的なアクセスとの相違が存在するからなのです。法データをデジタル形式で配布するに際して、付加価値をつけた再配布のことも一顧だにしない公的立法機関が多すぎるのです。PDF形式でしか配布しないなどといったことはまさにその証左といえます。PDF形式は、配布された後のコンピュータ処理には向いていません。画面上で、「裁判所が出す意見の体裁そのまま」で見たい人や、送られてきてすぐレーザープリンタで印刷しようとする人にとっては、PDF形式は非常に有効です。しかし、文書中の参照箇所を被参照資料とリンクさせたり、キーワードその他のメタデータを付加したり、洗練された全文インデックスを作成したり、文書の内容を関連する他の法資料と統合しようとする者にとっては、PDF形式というのは大きな障害となってしまうのです。

ファイル形式の変更や、単に無頓着であることによって生じる一貫性の欠如もまた微妙な障害となります。公的機関が、その活動の成果の品質や一貫性を、活字レベルで確保することに大きな注意を払おうとすれば、その機関が出す意見や制定法、規則に依存する他者のデータシステムが台無しになってしまうことがあります。と言いますのも、その公開されたデータは、紙の上ではきれいに出来てきますが、テキスト処理のためのソフトウェアや、検索エンジンにとっては混乱の源以外の何物でもないからです。我々は、ニューヨーク州最高裁判所の意見を取り扱ってきた中で、反対意見が多数意見に同調していたり、一つの意見の中に複数のやり方で標題や判決の日付が挿入されていたりするなど、多くの点において痛みを伴う教訓を繰り返してまいりました。その間も、印刷の方は非常に順調になされていたわけです。公的機関が、デジタル形式での配布について、印刷と同じくらい真剣に考えてくれない限り、これは問題として残ることになります。

関連して、合衆国の非常に多くの公的機関が、法情報のデジタル形式での配布の価値を貶めている点があります。それは、宣言または現状強化的慣行によって、彼らは、自己の作り出した法のデジタル版には十分な承認を与えていないのです。その結果、事情を知っており、リスクを回避しようとする者や、公式の警告に簡単に納得してしまう者は、他の(高価な)最終公式版へと向かわざるを得ないのです。

これは、合衆国最高裁判所が、デジタル形式で公開している判決について出している警告です。

警告：これら電子情報としての意見の中には、コンピュータ処理上生じた誤りや、その他印刷された公式のスリップオピニオンとのずれがある可能性があります。さらに、スリップオピニオンは、2～3か月内にページ番号を付されて印刷される暫定版、そして暫定版の1年後に合衆国判例集に収録される最終版へと置き換えられることとなります。スリップオピニオンの活字版と電子版に齟齬がある場合には、活字版が正式のものとされます。スリップオピニオンとその後の公式版との間の齟齬の場合は、その時点で最も新しいものが正式のものとされます。

最後に、オープンアーキテクチャー構造をとっている公的な法情報サイトが非常に少ないという点に触れておきましょう。多くのサイトが、他の公的および私的なサイトが有する、密接に関連する法資料へと結びつける努力を無にするようなデータシステムを採用しているため、法域間の壁が非常に厚いものとなっています。この公的サイトは、とある合衆国連邦控訴裁判所の判決を配布していますが、そのような壁に囲まれています。判決は、判決日ごとに ZIP 形式のファイルで保存されており、個々の意見を検索する手段は存在しません。さらには、サイトの構造上、検索機能などの価値をファイル集に直接付加することはできないのです。

主要な法のテキストは、異様なまでに断片的であり、あるいは組み替えが行われていま

す。少なくとも、アメリカの法システムにはそれが当てはまります。確かに合衆国法律集の各部分は章と呼ばれますが、小説でいうところの章のようなものではありませんので、最初から最後まで、次から次へと読むために書かれているわけではありません。したがって、法を扱う者は、ある条文から、その効力を明確化または制限している他の条文へのクロスリファレンスをたどりながら、主要な語句の定義が他所におかれているかどうかを確認するために条文をさかのぼってみたりするなどして、問題点や論点に関連する規定を集めなければならないのです。個々の上級審の判決は、後に下されたものも含め、多くの判決を参照しなければまず理解することはできません。判決自身は、自らの判示内容を覆し、それに反対し、あるいはその効力を制限するような、後の判決には言及することはできないため、データシステムがその作業を行わなければなりません。このように、テキストが高度に相互接続されているため、法的資料を検索可能なハイパーテキスト環境に置くことによって、大きな利益を得ることができるのです。当研究所の研究の多くは、自動的なものであれ編集作業のようなものであれ、複数の情報源から関連する法的資料を収集するのに役立つ技法にかかわるものだったのです。

III. 合衆国の法情報環境における突出した抵抗勢力

公的な法律サイトの数については、今後も有望であることは明らかなのですが、我々は、経験上、たとえ政府機関や裁判所、立法府が、自己の活動の成果を自ら効率的に配布することはおろか、無料配布への取り組みや支援すら行わなかったとしても、それは驚くべきことではないことを学びました。ここでその理由のいくつかを挙げてみましょう。

まず、第一に、確立した慣行の力、すなわち、印刷物の配布が持つ長い歴史の中で形成されてきた仕事のパターンや強い結びつきから生じる、慣性的な抵抗力が挙げられます。これらの力はしばしば、コントロールや重要な選挙民、責任についての態度に現れ、機能します。

政府が法の著作権を有しているという考え方のない国々も含めて、ヨーロッパ諸国の多くでは、デジタル形式での配布の公式システムへのアクセス条件が厳しくコントロールされていたため、無料配布はうまくなされてきませんでした。合衆国の裁判所や立法府は、印刷体の出版については民間部門が誰のコントロールも受けておらず、また、Westlaw や LEXIS によって、デジタル形式の法もまた複数の情報源からの競争的な再配布に適しているとの考えに慣れてしまっている、という状況でちょうどよいと考えていたため、他の国に比べ、はるかに素早く法形成活動からデジタル発信を切り離し、しかもそれに何ら条件をつけることもありませんでした。しかし、そのことは、私が「それは我々の法であり、我々と、既に我々と適切な協定を結んでいる選挙民にとって非常に重要なものである」思考態度と呼んでいるものに合衆国が困惑していないことを意味するものではありません。特定の業界と密接な友好関係を有する政府機関は、文書を無料で配布することによってもたらされる透明性と、その結果としてのコントロールの減少を歓迎しないかもしれません。

上記とは非常に異なった思考態度によって制限を受けるのが裁判所です。私はそれを、「それは裁判官としての責任ではない」思考態度と呼んでいます。それは、帰するところ、法を制定したり事件に判決を下したりすることは、配布とは異なるのだとの見解に至ります。裁判官個人としても、自己の主たる任務、あるいは排他的な任務は判決を下すことだという考えに親和的です。便利かつ公式の形で判決の配布が、十分に組織化された司法府に委ねられているということが明らかでないのであれば、第三者がその任を負うことに

なります。合衆国では、商業出版社がそれを担っているのです。

配布過程において、具体的な公式活動と最終公式版の出版との間に相応の時間がある場合には、ある程度の修正がなされることがあります。例えば、多くの上訴裁判所は、実際に、意見を最初に出したときと「公式判例集」が出される間の時間を活用して、引用のチェックや編集審査を行っており、そういう時間があることに安心しているのです。

ある法域では、実際にそういった機能が、判例集事務を担当する別組織のオフィスによって果たされています。裁判官は、「速報形式(slip form)」で出される意見は書きますが、その後は、判例集事務担当者が保管形式で出版の用意をすることになっています。担当者が判決文に要約やキーワードをつけるのは、最初の公開以前よりも、以後に行われることの方が一般的です。ほぼすべての裁判所が、判決への十分な引用情報の付加を出版が行われるまで引き延ばしているのです。

以上のような特徴はすべて、ニューヨーク州最高裁判所の現在の慣行の中に見て取れます。同裁判所が下した(インターネット上にも置かれます)判決は、数ヶ月たたないと「公式の」ものとして出版されないのです。

裁判所がデジタル形式で公開する判決は草稿に過ぎない、というのは言い過ぎでしょうが、同裁判所のサイト上の各ファイルには次のような警告が付されています:「この意見は誤りの修正を受けておらず、ニューヨーク州公式判例集として出版される前に改訂される可能性があります」。我々は、同裁判所の判決を6年間扱ってきた中で、それは単に形式の問題ではないことは保証できます。もし単なる形式の問題に過ぎないのであれば、なぜ最終版を後にウェブサイト上で公開しないのでしょうか。その理由は、無料で抑制されないアクセスにとって不利に作用する、もう一つの要素の中にあります。

ニューヨーク州など、市場規模の大きな法域の裁判所(および立法院)は、活動の成果から幾ばくかの利益を得ることができますし、その利益は魅力的でもあります。しかしこれらの機関は、法の発信源というだけではなく、法情報のヘビーユーザーでもありますので、「公式」判例集や「公式」州法集をめぐる契約関係が、政府運営をまかなう一つの方途を提供する、といったことがあり得るわけです。活字、および現在では電子的形式の、公式の出版物を制作する任を引き受けている営利企業は、通常、大量の情報製品やサービスを、出版者たる公的機関とその他特定の受領者に提供しているのです。

州裁判所の判例集事務担当者や立法院の職員によって編集上の内容が付加されると、著作権によって保護される混合物ができることになります。これによって、公的機関は、民間部門のパートナーとなる可能性のある組織に対するある程度の排他性を確保し、あるいは歳入の流れを競業者から守り、あるいはその両方が可能になるのです。弁護士に対し公式判例集を引用することを求める裁判諸規則が、この排他的構造を強化しています。

このような秘訣は、ニューヨークやカリフォルニアでは機能してきましたが、ノースダコタのような人口の少ない州ではうまくいきません。実際、歴史的に、大きな州では、これらの契約をめぐる競争を生み出すことができたわけです。現在のニューヨーク州の契約は、昨年 West Group と締結されていますが、5年間有効です。その条項は、確立した慣行と制定法の双方に従うことになっています。契約では、商業出版社側は、出版された判例集を、州の図書館から州の全司法府、各郡や州内の公共図書館に至るまで、非常に多くの部数を提供することを求められています。公衆への販売価格は、印刷体であれその他のメディアや書式であれ、州のコントロールが及びます。最後に、出版社は、判例集事務局の職員が、出版社側の、活字出版および電子出版のためのデータシステムに判決を入力するのに必要なハードウェアやソフトウェア、および必要なトレーニングの提供に同意していることになっています。

数日前は、地元の印刷会社がこの契約をめぐる競り合っていました。しかし、その事

業規模と、現在の法情報市場の形ゆえに、もはやそんなことは起こらなくなりました。私がこのような確立した慣行を紹介した主たる目的は、一つの州の司法制度が、どのようにして自ら作り出す法情報と、幅広い法情報や技術サービスとを交換しているのかを明らかにすることにあります。必要な引用情報を完備した判決の最終公式版が、無制限に、無料で公開されるなどといったことになれば、その交換関係は崩壊してしまうでしょう。ニューヨーク州の裁判所は、「公式出版社」が受け取る価値に直接の利害関係を有していますので、同州最高裁判所のサイトや、「公式出版社」がニューヨーク州法令集用に運営しているサイト上では、判決の無料版はほんの一時的にしか提供されないのです。法令集用のサイトでは、確かに後になって、「公式出版社」との直接の取引を通じて公式版が提供されるのですが、料金が必要ですし、再配布は認められていません。

カリフォルニア州でも同様のパターンが見られます。同州においても West Group が公式法令判例集の出版社となっています。ニューヨーク州同様、同州の司法府はウェブサイトを持っていますが、そこにあるのは「スリップオピニオン」だけです。当初は、100日間のみでしたが、現在ではそれ以上の期間保管されるようになってきました。しかしながら、そのサイトでは、利用者に対し、その文書コレクションが「リーガルリサーチのために提供される」ものではないこと、および次のような旨の警告がなされています：

ウェブサイト上の保存期間を越えた判決は、Westlaw.com の CA-ORCS データベースで、あるいは個別には WestDoc で入手可能です。Westlaw.com は、カリフォルニア州公式判例集の出版社の、有料オンライン検索サービスです。

IV. 学術的基盤を有するセンターだからこそ可能なリーダーシップや影響力のあり方

このような相互関係や、仕事や考え方の確立したパターンは、容易に回避できるものではありません。LII のような学術センターは、どちらの当事者が受け取る利益にも直接の利害関係を有していませんので、結果として失われてきた公的価値を例証することができるのです。我々は、ニューヨーク州最高裁判所の判決を、公式の引用情報を付して配布し、保管し続けます。州裁判所の判例集事務担当者が引用情報付加の任を負う期間が短くなるよう希望しつつ。

LII のオンラインでの合衆国法律集は、かつてはインターネット上で「排他的」なものでしたが、時間の経過とともに、多くの中の一つとなってきました。下院自身も検索可能な形で提供してきています。にもかかわらず、LII は週に 300 万以上ものアクセスを受けています。その理由は、コンテンツの独自性ではなく、書式や機能が特徴的であるという点にあります。コンテンツは、政府から入手しますが、その後、書式が変更され、ナビゲーションが付加されます。インターネット上のどこを探しても、これほどの手助けとなるものを見つけ出すことはできないでしょう。

我々は、この情報源の価値を高める新たな特徴を付加し続けます。そのうちの重要なものとして、連邦政府の異なった部局が提供する情報サービスを統合することを考えています。例えば、我々は、合衆国法律集と、合衆国行政命令集の関連部分とのリンクを作成しましたし、LII や下院、連邦議会図書館の提供する別個のサービスを統合した更新機能を作り上げてきたのです。

制定した法へ公衆が効率的にアクセスすることができるようにすることが義務であると認識している公的立法機関でさえ、小ざれいな、無料かつ最新の PDF ファイルのコレクションではその義務を果たすことができず、実際に、PDF ファイルは他の公的機関や LII のよ

うな独立した付加価値組織が他の関連資料と統合することを困難にするため、その義務を妨げているということを理解するに至るには、まだまだ多くの助力が必要なのです。「オープン」、「モジュラー」および「共通操作可能」は、コンピュータのコードに関して重要なと同様、法情報の価値にとっても重要な特性です。ノースダコタ州最高裁判所のオンラインの意見は、同裁判所の先行判決にリンクさせることができますし、実際しています。しかし、同じくオンライン上にある North Dakota Century Code の参照についてはリンクが張られていません。同州立法府のサイトは、法案起草のために利用されるデータベースを基礎に作られたものであり、リンクされるなどといった使い方を念頭に置いた構造にはなっていないからです。対照的に、LII のオンラインの合衆国法律集は、当初より、自己のサイト上の最高裁判決からであれ、あるいは合衆国の政府機関から多数の特別利益団体のニュースレターに至るその他何千ものサイトからであれ、リンクされることを歓迎すべく構築されているのです。

インターネット上の無料の法律コンテンツの潜在的価値にアプローチするためには、特定のテキストを探し当てることができるようにする非常に古い装置に代わる新たな装置を開発せねばなりません。すなわち、データを系統立ててまとめ、その中からテキストを探し出し、それを並べ替える装置です。印刷物に関しては既に存在しているわけですが、どこにでもある身近なものであるため、目に見えないものとなっているのです。法データは組み替えを受けるといった性質、およびインターネットの公共的・分散的性質が、データコレクション間の共通操作可能性の必要性をはっきりと示しています。共通操作可能性を実現するためには、別個のコレクション内にある文書間のクロスリファレンスができ、コレクション間の機能を統合するように作用する、一連の共通のアプローチが必要となります。合衆国の13の連邦控訴裁判所の判決に我々が付した全文インデックスは、分散したコレクションを統合するものなのです。そうすることによって、それぞれの裁判所に対し、判決のデジタル形式での配布の質と一貫性を向上させるよう、圧力をかけているわけです。

LII は、法コンテンツの非営利配布者以上のものを目指しています。我々は、実例や白書、ワークショップ、同僚との技術交換を通じて、共通操作可能性やマークアップ、リソースのロケーションについての標準を確立し、普及させるべく努力してきました。昨年7月、我々は、そのような重要な結果を生み出しうるであろう、これらの技術問題に関する国際招待ワークショップを後援しました。参加者は、我々の仲間であります AustLII をはじめとしまして、重要な合衆国政府のウェブ出版者、合衆国で法情報を提供している非常に質の高い州のサイト、ならびにノルウェーや南アフリカその他の重要なサイトを含め、主要な英語圏すべてにわたって得ることができました。我々は、本日の明治大学を含めまして、様々な地で行われた議論が、世界中の非営利法情報センター間の協力関係や、そこで共有されている共通操作可能な技術をよりよいものにする重要な手段にあたるものだと思っております。

LII は、インターネット上に法コンテンツを置いているこれらの仲間やその他同様、商業出版社やオンラインプロバイダーが認識し、あるいは実際に取り引きしていたのに比べて、非常に大規模かつ多様な聴衆に巡り会ってきました。聴衆は、たとえば法律家のみならず、たまたま非常に洗練されたニーズを持っています。多くの国々の様々な職業に従事する人たちが、我々が主催し、整理する法情報を利用しているのです。このような新しくかつ重要な聴衆の大半は、リーガルリサーチの特異性を知りませんし、実際、なぜリーガルリサーチは、他種のオンラインリサーチと同様の方法で行うことができないのかという質問をされるわけです。それはいい質問なのです。リーガルリサーチが他と違ったものでなければならないきちんとした理由があることは疑いないことなのですが、他方で、専門家たる聴衆にサービスを提供する商業出版社の側に、刷新を行ったり、専門家でない

人にとってより簡単にしていこうとしたりする理由などほとんどないこともまた、疑問を差し挟む余地はほとんどないのです。

LIIの研究の重要な目標の一つは、これまでは対象とされてこなかった聴衆に、より効率的なサービスを提供できるシステムを設計し、構築していくことです。我々は、法情報を見つけだし、整理することは法律家にとってもそれほど容易なことではなく、より広範な聴衆を念頭に置いて情報環境を改善していくことは、法律専門家にとっての改善にもつながっていくのだという信念をもって、その目標へ向けて努力しているのです。

この領域における我々の現在および計画中の将来の作業としては、次のようなものを考えています：マークアップ標準および文書構造、メタデータおよびその記述法、およびこの標準と他の公的法情報プロバイダとの調整。我々は、よく練られた標準は実際にも機能することの確認と、以前から存在していたコレクションをその標準に適合させていくのにどれだけ時間をかけても、結果としてそうする価値のある機能改善につながるのだということの証明という二つの目的を持って、上記作業の試験台として、主要な一次資料コレクションを維持し、さらに発展させ続けていくつもりです。

ここまで公的機関に関連しての我々の作業を概観してきました。次に、もう一つの側面に話を移しましょう。我々の現在の作業も長期的戦略も、民間セクターの法情報ベンダーを衰えさせることを念頭に置いているわけではありません。私が予測しうる限りの将来において、そのようなことは起こらないでしょう。むしろその逆を示す強力な証拠もあります。

今年1月、オランダに本社を置く多国籍情報サービス会社である Wolters Kluwer が、9500万ドルで、Loislaw と呼ばれる合衆国の新進法情報会社を買収し、既にも買収していた、多様な書式で法的論評を出している Aspen Publishers と合併させました。その翌月、現在 West Group と呼ばれている組織の所有者である Thomson が、FindLaw.com に3700万ドルを出資しました。FindLaw は、サービス提供は無料ですが、代わりに、無料の法情報を求めて集まってきた聴衆に向けた広告から収入を得ようというビジネスモデルを探求している商業サイトです。FindLaw は、現在 Reed Elsevier によって運営されている Lexis-One のサイトと同様、Westlaw にとつての磁石となるでしょう。Thomson の Legal and Regulatory Group は、2000年の収入を12%増の26億ドルと公表しました。グループの中の Westlaw を取り出してみますと、14%増となっています。Thomson は、グループ全体の事業を、攻撃的に、旧来の印刷ビジネスから電子出版サービスへと移行させてきています。そしてつい先週のことですが、Reed Elsevier が、その提供する全世界の法情報製品を、LexisNexis という単一のマスターブランドの下に統合するとの告知を行いました。

これら三大企業は、いくつかの重要な特徴を示しています。彼らは、その特徴について、彼らが成長市場における強力な存在となることを保証するであろうという、巨額の投資の支えられた確信を持っています。まず、最初に、合衆国内だけで見ても、彼らは、いかなる単一の政府機関も持たないような、1990年代以前にまでさかのぼって連邦および州の法情報コレクションを集め、十分に機能的なものにするだけの情報収集力と資金を持っています。インターフェイスや書式、検索エンジンを単一のものにして、法域や時間の枠を越えて法データを統合することは、無料で効率的な法データの公開という公的責任をより完全に、一貫して実行するということになりますので、幅広い情報ニーズを有する者にとって、大きな価値を持つことになります。さらに、これらすべての営利法データ配布者は、論文やジャーナル、専門領域に関する情報の更新サービスといったものを広く、深くコレクションしています。最後に、本日の皆様に対しては、これらの情報企業が多国籍企業であるということは言うまでもないことでしょう。彼らは皆、世界規模の法情報市場を、ビジネス、投資、および取引情報の世界市場と結びつけて考えているのです。

これら大手競業者の一つが優位に立つような情報市場においては、情報サービスに関する専門知識や魅力的な価格、信用力あるブランドネームを提示しながら、法を生み出す公的機関のいずれか、もしくはそのすべてと特別の関係を持つようとするのは理解できることです。現在のような重大な変容期においては、公的機関およびその選挙民にとっては、無料で、アクセスしやすい、かつ共通操作可能な法データを引用可能な最終公式版で公開することが、両者にとって有益だということを証明する、強力で持続的な反証の圧力が必要なのです。少なくとも、これによって、商業部門における強健な競争が促進されるでしょう。しかし、それにとどまらず、我々のような非営利の研究センターを含む、より小規模の組織が、公的情報源や、特定のテーマに焦点を当てた論評や主要な法の集合、および教育サービスを統合したコレクションを作成できるようにもすべきなのです。

V. 情報と教育との境界線の曖昧化

LIIは、その発足当時から、教育というテーマを掲げ、法情報を提供することでその活動を行ってきました。我々は、継続的に、重要なロースクール科目の核となる文書を作成し、ロースクールのスタッフや、LIIのコレクションの要素を授業資料に取り入れることに関心を持っている人たちに指導を行ってきました。我々は、法に関する重要な教育が、合衆国のロースクール以外の場で行われていることに即座に気づきましたので、歴史的意義のある合衆国最高裁判決のコレクションをCD-ROMに納め、高校や大学に提供しています。我々のインターネット上の情報源を利用する人の多くは合衆国の弁護士や裁判官ではないので、ウェブサイト上に、合衆国の法に関する100を超えるトピックについて概説するような論評を追加し、そこから関連する一次資料や、さらに深くつっこんだその他の論評へのリンクを張っています。そしてこの5年間は、インターネットをバーチャル教室として利用し、散在するロースクールサイトの学生に授業科目を提供してきました。

LIIは、昨年度一年間、アメリカの他の7つのロースクールに在籍する学生に、2つの法律科目のオンライン授業を行いました。その双方の授業において、時間割や時差、高価な装置に束縛されない、遠隔学習法を採用しました。すなわち、ウェブ上のマルチメディアコンテンツにリンクしてある音声のストリーム配信、双方向の演習、学生レポートのオンライン提出、非同期の会議ソフトウェアを用いた教官と学生との交流といったものであり、これにプラスして、以上すべてをサポートし、運営していくための管理システムを活用したのです。

我々が人間活動について議論し、考える際に使用するカテゴリーを技術が決めてしまうのは不可避です。人々が「教育」という語や、あるいは「検索あるいは情報収集」という語から連想する一連の活動は、同じ語から連想する一連のデジタル技術に比べ、はるかに明確なものとはなりにくいのです。

アメリカにおける継続的な職業法律教育の提供者として成功しているのは、ますますもって、印刷資料や音声・映像テープの出版社だと言えます。ほとんどの場合、「教育」が生というよりもそういった形態で行われることが多くなっているからです。このような資料は、学ぶ側が時や場所、トピックを選ぶことができるという特徴を共有しています。我々は、長期的には、LIIのWeb上の出版物と、LIIが開発した遠隔学習のアプローチがうまく絡み合っていくだろうと考えています。我々は、導入用「学習」モジュールを、LIIの概説ページやより深くつっこんだ教員作成のライブラリ（アメリカ法律倫理ライブラリや社会保障ライブラリ）と統合しようと考えています。最終的には、これらの学習モジュールは、

教師と学生との相互交流や評価を必要としなくなるでしょう。しかし、さらに学習を進めたい者に対しては、希望に応じた遠隔学習のオプションとして、より豊富なコンテンツや相互交流への途を開くものともなるでしょう。

VI. 相互に学べることと学べないこと

私は、比較法の領域を研究する同僚から、そしてコーネル大学の多数の日本人大学院生から、我々の法システムがどれほど著しく異なったものであるかを学びました。表面的には類似点も見られますが、両国の制度や実務、文化、職業や政府のカテゴリーが異なっているため、重要な法理や手続、法学教育プログラムの単純な一対一の翻訳が不可能な形で法が運用されています。書く技術に相違があるため、したがって、法律文書をデジタル形式に変換し、インデックスをつけたりあるいはその他の細工を加えたりするプロセスに相違があるため、比較法情報学はさらなる壁に直面することになります。

しかし、より一般的なレベルでは、我々には将来の協同のための確固たる共通の基盤と頼もしい可能性があります。法理や細部に相違はありますが、すべての法システムは情報とコミュニケーションに基づいて機能しており、情報流通が無料かつ開かれたものであれば、より効率的に機能するのです。公的部門と民間部門がどれほどデジタル情報への移行を進めたとしても、ここに代表されるような学術センターによる積極的関与は非常に重要な力となり得ます。それが国内にとどまろうと、あるいは国際的な情報交換や教育を促進する協同者としてであろうと、です。各々の環境が異なっているからこそ、その相違に依拠しつつ、我々は相互に手助けし、我々が共有する大きくてわくわくするような問題点について、よりよい見込みをたてることができるのです。

法律への無償アクセス その哲学、実践、未来

AustLII の意味付け

ニューサウスウェールズ大学教授
オーストララシアン法情報研究所（オーストリー）共同所長
グラハム・グリーンリーフ教授

（本原稿は、ウェブ・ページのリンクとプレゼンテーションにおけるサーチ結果を収録し、他の関連情報を加えるべく、講演者によって編集されました。関連ウェブ・ページは以下の通りです。<<http://www2.AustLII.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/>> また、読者の便宜をはかり小見出しが演者によって加えられています。）

皆さん、こんにちは。私にとって、ここ明治大学に招かれたことは、大きな喜びであり、光栄に思っております。講演を始めるにあたり、私の同僚、タカオ・ハスイケ氏をご紹介したいと思います。彼は、オーストリー、オーストララシアン法情報研究所（訳注・AustLII: Australasian Legal Information Institute）のプロジェクト・オフィサーであります。ハスイケ氏のオーストリーでの働きについては、後ほど述べることとなります。私とタカオ氏を共に、このシンポジウムに招いて下さった夏井教授に、特にお礼を申しあげたいと思います。先生のなさっておられる SHIP プロジェクトは、大変素晴らしい研究を手がけており、そこから私も多くを学んでおります。あわせて、私の友人でもある指宿信教授に、謝辞を表したいと思います。先生からは、日本法へのコンピューター・アクセスが、難関を乗り越えて素晴らしい発展を遂げてきたことを教えていただいております。

ピーター・マーチン氏は、後を追っていく身としては、常に大変に手強い相棒であります。氏の主張すること、すべてに共感できる場合は特にそうです。これからお聞きいただくこととなりますが、オーストリーはいくつかの点で、コーネルのアプローチとは異なる戦略をとってきました。そこで、マーチン氏が十分に語られた論旨との重複を避けるため、このプレゼンテーションでは、若干、異なるアプローチで、お話ししたいと思います。つまり、デモンストレーションと、また、なぜオーストリーではこれから示されるようなアプローチをとったのかという説明によって、すすめてまいります。

<法情報機関としてのオーストリー>

AustLII - a public legal information institute

<<http://www2.AustLII.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/pLII.html>>

オーストリーのシステムは「公的法情報研究所」と呼ばれています。コーネルからこの「法情報研究所」という名前を恥とも思わずに盗んできたのは、私たちが最初ではないでしょうか。その名前の前に私たちは、オーストララシアンとつけたのです。

1994年に初めて助成金を受けて以来、オーストリーの基盤は常に「公的法情報」と呼んでいるものに対する、無償のアクセスです。我々の目的と使命に関しては、私たちのウェブサイト詳しく載せてあります。しかし、マーチン氏も述べたように、「先駆者は常に生き延びるとは限らない」訳です。そこで、オーストリーはこの6年間、なぜ、また、どのように生き延びてきたのかを、この講演で私は皆さんにご説明できたらと、思います。

まず、はじめに、我々は独立した機関です。今朝、夏井教授がいわれた「中立性」を有します。オーストリーは私の所属するニューサウスウェールズ大学 (UNSW) 法学部と、シドニー工科大学 (UTS) の法学部の共同機関であります。共同所長、アンドリュー・モーブレ氏はUTSの助教授であり、主任のフィリップ・チャン氏と共に、オーストリーのこれまでの発展の、技術的推進力となっております。

我々の基盤は、常に無償のアクセスと非営利主義、というところにあります。利用者から料金を取ったり、サイト上で広告をしたりせずに、多くの共同出資者による資金で賄われていますが、これについては後ほど、詳しく述べます。オーストリーの特徴としては、その規模の大きさがあります。130を超えるデータベースには判例法、立法、法律雑誌、条約等を有しています。15万件をかくる超える裁判所判決と審判が全文掲載され、立法のページ数は100万ページを超えるでしょう。利用件数もかなり多く、一日に40万件程のヒットがあります。マーチン氏は、コーネル大のサイトの膨大なヒット数を、とても控え目に言われたのではないのでしょうか。オーストラリアは合衆国の十分の一規模ですから、同じ様な使用者数には達する必要はないわけです。

データベースは膨大で、大規模に利用されているにもかかわらず、オーストリーはかなり小規模のスタッフと予算で賄われています。共同所長のモーブレ氏と私を抜きにして、8・5人の専従スタッフがいます。我々はオーストリーを、50万オーストラリアドルを少し上回る予算で運営しています。私の計算では年間、約三千万円くらいでしょうか。これはかなり低い予算であります。

低予算でやっていける理由ですが、これは我々独自のソフトウェアを使うことで、オーストリーのすべてが、自動化、或いは半自動化されているからです。我々には現在、手作業でデータをマークアップするエディターがいませんし、そういう人を得るのは不可能でした。こういうことは商業的法律出版社の商品の特徴であります。それは我々に出来るやり方ではありませんでしたし、公的な予算を組まれた機関で、それをできるところはないでしょう。

コーネルと同様に、公的なアクセスのシステムと、研究と教育の機能を、我々は合体させています。また、既に述べたように、我々は、自分達のことを、コーネルが始めた公的法情報機関のファミリーの一員だと考えています。他にも、オーストリーのように追従した機関があります。我々が関与してきた法情報機関の一つとして、英国・アイルランド法情報機関、ベイリーがあります。これは、我々が創設し、今も維持しています。また、カナダ法情報機関、キャンリーは、昨年設立されました。ここは我々のサーチエンジンを使い、色々な面で、我々がやろうと努力してきたアプローチを採って、ある意味で我々よりもうまくやっています。以上、大変簡単ではありましたが、オーストリーについて説明させていただきました。

<オーストリーの収集物とその範囲>

Australasian Databases

<http://www2.AustLII.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/databases.html>

さて、皆さんの大半は、オーストリーのシステムについてご存じないかと思しますので、システム上にどんなものがあるかを、少しご説明したいと思います。まず、オーストリーの中核に「連邦法のコレクション」(National Law Collection) と呼ばれるものがあります。これには、オーストラリアの九つある司法管轄権すべての立法が、条例と法令の双方共におさめられています。我々は合衆国の五分の一の管轄権しかありませんので、マーチン氏が合衆国では不可能だと言われたことも、オーストラリアのような小国ではそれほど、無

理な課題ではありません。もちろん、九つの管轄権があれば、国家全体のすべて包括的に集めるのは、そんなに楽なことではありません。わが国のそれぞれの管轄権の立法が、スクリーンの右側にあり、すべての管轄権の膨大の数の判例法が、スクリーンの左側にずらりと並んでいるのをご覧いただけるとと思います。実際、連邦政府レベルのすべての裁判所判決と、それぞれの州のすべて最高裁の判例があります。それに加えて、それぞれの管轄権の45程の裁判所と審判所の判例があります。主要な州と連邦裁判所のものに限らず、様々な州の大変小さな審判所のものもあります。我々は、オーストラリア中のすべての重要な裁判所と審判所の判決文全体を提供するに至る道のりを、3分の2ほどきたところです。そしてゆくゆくは、すべての裁判所と審判所のものをすべて包括的に提供すべく、努めています。我々は、プライバシーへの配慮から、いくつかの些細な判例は取り扱わずにいます。すべての判例を公表していく訳ではありません。

これらの小規模裁判所や審判所の数多くの判例は、主要な商業主義の出版社も出版しませんし、他のどんな形でも、どんな情報源からも、簡単には入手できないのです。直接に裁判所の事務局にあたるしかないわけです。たとえ、それが多くの人々の関心を引きつける判決ではなくても、その特定の分野に強い関心がある法律家や地域の運動を組織する人には大切なものがあります。その例としては、差別に関する法律、差別に関する審判書、精神障害に関する審判書、小規模管轄権の環境法立案などに関する判例などです。これらの分野に係わる仕事をしていれば、これらの判決へのアクセスは非常に重要であるにもかかわらず、他の手段では入手できないのです。そこで、このような商業的な情報源から必要なものが手に入らないような場合に、社会的に必要とされている法情報を提供するという、我々の使命が発揮されるのです。

判例法の情報収集については、ほとんどすべての裁判所と審判所が、現在、自動的に判決文をeメールで我々に送ってきています。フォーマットも、我々が、これら裁判所や審判所と共に立案したものを使い、それが次第にスタンダードなものになっています。判決文が、オーストリーのシステム上の、その裁判所用に定められたメールボックスに送られてきますと、それは自動的にHTMLに転化され、ほとんどの場合は自動的にシステム上に載せられます。時にはオーストリーのスタッフによって、そのデータの信頼性によって、チェックを受けることもあります。そして、オーストラリア最高裁判決の様に、あるものは完全にハイパーテキストでマークアップされて、立法にリンクされてオーストリーのシステムに記載されます。また結審後、数時間で送られてくるものもあります。

Recent High Court of Australia Decisions

http://www.AustLII.edu.au/au/cases/cth/high_ct/recent-cases.html

今、オーストラリアの最近の最高裁判例のページを、見ていただいています。どうやら、5月3日以降、最高裁判決はでていないようです。もし、昨日、送られてきていれば、そちらの最新判例リスト上に、載せられているはずですが、以上が、オーストリー・システムの中核であり、国家全体を、包括的に網羅する努力をすることが、我々の仕事の重要なポイントと考えています。

また、我々は、周辺地域のデータベースのアクセスを、ある程度、供給しています。ニュージーランドの最高裁、ニュージーランドの最高位裁判所ですが、ここの判例、そして、太平洋諸国の判例も持っています。

また、英国連邦とアイルランドのコモンローもかなりの数、提供しています。これらは、当然のことながら、オーストラリアや、ニュージーランドや、太平洋諸国の法律家にとっても、大変重要なものです。また、私の同僚のアンドリュー・モーブレ氏がほとんど単独

で、責任者として発展させてきたベイリー・システム上に、これは掲載されています。ベイリーは、オーストリーと同様のアプローチで、同様のサーチエンジンを使って、英国とウェールズ地方の最高裁判決を約2万件、扱っています。また、アイルランド最高裁と他の英国連邦管轄権の判例もあります。さらに、枢密院の判決もあります。これは、オーストラリアにとって、以前は最終審の役目を果たしていたところであり、現在も英連邦の多くの国々にとってはそうであります。そこで、ここでの判決は今、現在も、オーストラリアとコモンロー法系の国々の裁判所にとっては非常に重要な意味を持っています。ベイリーについてご説明することで、我々の供給してきた広範囲なデータベースと、他の二つの国にもインターネット上で、国家的な、法律への無償のアクセスを供給するよう努めてきたことを、ご理解いただけたかと思えます。

これらの判例法と立法という、中核となる一次資料に加えて、オーストリーは、二次資料として、人権、サイバースペース法、また特に先住民法に関する、様々な特別なコレクションもっています。先住民法についての資料収集という点では、世界最大規模です。さらに、広範囲な追加的コレクションとして、オーストラリアの条約集の一次資料などがあります。これには、1900年のオーストラリア連邦成立以来、関係をもった二国間、或いは多国間のすべての条約が、全文掲載されています。つまり完全に包括的な形で、オーストラリアの条約がおさめられているということです。加えて、現在、オーストラリアが加入を考慮している条約すべてに関して、例えば、政府の目的についての声明文など、提案されている情報の動向についての情報もあります。「条約による影響を述べたもの」とでも呼んだらいいでしょうか。我々の外務貿易省は数年前に、オーストラリア条約システム改革の、重要な五番目の柱として、オーストラリア国民に条約の情報が手に入れやすくするための役割をはたすものとして、オーストリーを選びました。また、主要政府機関によって支払われた重要な法情報の提供を、政府に代わって公表することもあります。これはオーストリーの発展を特徴づけるものの一例です。また、連邦政府の法改革委員会の報告書は、その開始当初のものからあり、法律雑誌なども充実しています。以上、オーストリーの概観を見ていただきました。

<技術基盤と革新技術>

Technical foundations of AustLII

<<http://www2.AustLII.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/technical.html>>

続いて、オーストリー発展の技術基盤、特に生のデータに、自動的に付加価値を加える技術をご紹介したいと思います。すべての主要なオーストリーのソフトウェアは、我々が書き上げたものです。特記すべきものは、我々の共同所長アンドリュー・モーブレ氏が主に開発した、サーチエンジンとハイパーテキスト・マークアップ用のソフトウェアです。これは、我々が使っている様々なツール間に、緊密な連携をもたらしました。つまり、我々は色々なツールをうまく操作することで、法情報をよりよく扱えるよう、カスタマイズすることを可能としました。ハードウェアに関してはかなりなものもっていますが、それについてはここでは申しあげません。

A tour of AustLII's features for users

<<http://www2.AustLII.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/tour.html>>

その代わりに、これを用いて実際にどんなことが出来るかを、お見せしていきたいと思えます。我々のSINOサーチエンジンは、フルレンジのブーリアン、プロキシミティー・

オペレータを持ち合わせています。単純なレベルで言えば、130程のデータベースを同時に検索する、というのが主な使用方法です。では、ブーリアンサーチの例として、無遺言、つまり遺言なしで誰かが死亡した場合の財産分配について、オーストラリアの family provision law に関連して、サーチしてみましょう。

intest の後に星印をつけて、intestate や intestacy などの語尾変化に対応させます。near と指定するとその周辺の50語と、そして「遺産分与、」これが、オーストラリアの立法上使われているキーワードであるわけですが、これを入れてサーチします。今、オーストリー・データベースで検索しているわけです。情報の他の側面までサーチの範囲を広げていくことも可能ではありますが、今のところはそこまでは申しあげません。ここでは、約15ギガバイトのオーストリー・データベースのすべてをサーチしています。

(検索結果を表示。注：ただし、検索結果は2001年5月以降では追加された可能性がある)

ここに、最初に登場するアボリジニーの家族の遺産分与に関するロイヤルコミッション・レポートの、先住民法を含めて該当した38件が見つかりました。先ほど申し上げたように、一次資料だけではなく、法律改正やロイヤルコミッション・レポートのような、重要な二次資料も含まれています。次には立法、その次は判例、その後も判例がいくつか、というように関係性のアルゴリズムによってランク付けられて、関連性の強い順にでてきます。こちらの最初にリストになっているセクション、条例の解釈というところを見てみると、オーストリー上では立法はそれぞれのセクション毎に別々に掲載され、ハイパーテキストのリンクは、立法全体ではなくセクションレベルで他の情報と結ばれています。さらに個別にサーチされるため、望みの情報そのものが得られるのです。マーチン氏はこの方法を、理想的と呼ばれていたように思います。以上、サーチエンジン利用の単純な例を見ていただきました。

AustLII Search Form <<http://www.AustLII.edu.au/forms/search1.html>>

しかし、もっと高度なレベルでは、ユーザーがサーチのカスタマイズをもっと高めることが出来ます。連邦上のすべての一次資料をサーチしたり、特定の管轄権に興味があったり、また、管轄権はどこでもかまわないけれど立法はのぞいて判例法だけをサーチすることが可能です。また、特定の裁判所や審判所を選ぶことも可能です。

また、例えば、この国の経済法の裁判所を選んで、1、2、3、4、5、の特定のデータベースを選択し、様々なデータベースを混ぜてつきあわせてサーチすることも出来ます。

これらのすべてが出来るのです。ですが、ここでは例として、養子に関するすべての立法から、立法のみに限ってサーチしてみたいと思います。立法の名称からたどってここではサーチしてみましょう。そうすると今回は、すべての条例の個々のセクションではなく、養子関連を扱っているすべての管轄権の、特定の条例のタイトルをサーチします。ご覧いただけますか…。ちょっと、どこかを間違えてしまったようです。すべての管轄権がでていませんね。クウィーンズランドのようです。そうですね、クウィーンズランドに限ったサーチをしてしまったようで、クウィーンズランドの立法に特定されています。項目を限定したサーチの例をお見せしたかったのですが、不十分なデモンストレーションになってしまいました。

ですが、立法だけに限って、すべての管轄権をサーチするやり方もあるのです。それをするとなぜ、オーストラリアの首都周辺地域における、養子という言葉がタイトルに入った立法から始まって、ヴィクトリア、ウェスタンオーストラリア、ニューサウスウェール

ズとサーチしていきます。

オーストリーのシステムを用いると、ユーザーはとても魅力的なことが出来るのです。つまり完全に統一された形式でオーストラリアのすべての管轄権、裁判所、審判所からの統一データを、包括的にサーチするというオプションがあり、また、一方で、データベースを特別に組み合わせて、サーチの範囲をせばめることも可能です。

Example from South Australian Consolidated Acts

<http://www.AustLII.edu.au/au/legis/sa/consol_act/ipa1972304/s6.html>

他のシステムと比べて、オーストリーが傑出しているもう一つの点は、豊富なハイパーテキストのマークアップを達成しているところにあります。これは、すべてのデータを統合したこと、また、我々の同僚が研究を目的として開発したデータベースに負うところがあります。典型的な条例の箇所を見ても、条例中の様々な単語がハイライトされています。このうちの一つ、「児童」という語をクリックしてみます。すると、条例の定義と解釈の箇所が示され、またその条例中の「児童」という単語の定義に行き着きます。しかし、もちろんその定義を理解するためには、もう一つ、家族法の条例を見る必要があります。が、これもまた、ハイパーテキストでクロスリンクされているので、関係する条例を見ることができるわけです。

現在システム上には約二千八百万の、このようなハイパーテキストリンクがありますが、常に資料やデータが加えられていますので、常に変化しています。当然ながら、これらのどれ一つとして、手作業で加えられたものはありません。これらは、他の情報とリンクできる同一性のあるテキスト上の、ある種の規則性を自分で見つけて、マークアップする書き方になっています。それで、例えば「配偶者」という言葉の定義のこの書式ですが、単語のまわりを逆コンマで囲ってありまして、この条例上で「配偶者」という言葉がどこにでてきても、充分見つけやすくなっています。また、この定義を逆にさかのぼることも出来ます。このシステムは完全に間違いがないというわけではありませんが、信頼性は高く、充分、使い勝手がよいといえます。

Re Colina; Ex parte Torney [1999] HCA 57

<http://www.AustLII.edu.au/au/cases/cth/high_ct/1999/57.HTML#para14>

同様に、我々の判例法においても、判例と法令、また、他の判例間にリンクがはられています。その例として、ここに「カーリーナ」と呼ばれている最高裁判決があります。ご覧いただけるように、今、この判決のパラグラフ14に、瞬時にジャンプしてきました。ノースダコタの判例法についてマーチン氏が述べたように、我々は裁判所に対して、判決文上のパラグラフに番号をつけさせることが出来れば、とても便利になるでしょう。そうすれば、ハイパーテキストのリンク上で、ピンポイント式にずばり正確な箇所をねらうことができ、パラグラフの番号によって、引用についてもずばりそのものを引き出せるからです。

この例でお解りいただけるように、自動的に挿入したハイパーテキストのリンクは、最高裁が判決を出してから、数時間で、先ほどの家族法のなかから、裁判所が言及した条例と、条例の特定箇所、リンクされるのを見ていただけたと思います。判例には脚注があつて、それによって、その裁判所が言及した他の最高裁の判決を見ることができます。このハイパーテキストのリンクを、さらに多くの裁判所判例へと一般化していきたいと思っています。

UserMark - The AustLII Automated Legal Markup Tool

<<http://www.AustLII.edu.au/techlib/usermark/>>

自動化されたハイパーテキストのマークアップシステムが、実際に作動するところを、ここでデモンストレーションしてみましょう。本文の短いものを入力して、それにハイパーテキストのリンクをマークアップするのです。例えば、マーチン先生が、教育目的をもって彼のウェブ・ページに、オーストラリアの先住民法について書き込んだとします。マーボ判決がこの場合の主だったケースなので、先生はそれに言及したとします。「マーボ判決(1992) 175 CLR 1 最高裁が1975年の人種差別禁止条例の第7章に言及した。」これが裁判所判決か、論文か、教材か何かの文章であったとしましょう。{処理されるべきテキストを掲載するよう指示されたボックスに、本文をタイプした後、マークアップせよ、のキーを押す} はい、マーボの判決、と人種差別禁止条例の第7章、それから人種差別禁止条例の最初のページにリンクされました。このシステムはこのような技術を基本としています。今、見ていただいたように、我々のつくりあげたシステムが、いかにオープンなものかが、おわかりいただけたと思います。ここにおられる誰でもがオーストラリア法に言及したウェブ・ページを開き、そのページにURLを載せ、マークアップして、オーストラリア法とリンクアップしてマークアップしたものを載せることができるわけです。

Copyright Act 1968 s35

<<http://beta.AustLII.edu.au/au/legis/cth/consol%5fact/ca1968133/s35.html>>

最後にご覧いただきたいのは、ノートアップと呼ばれているものです。こういった技法を組み合わせていくことで、通常ですと、ウェストローやレキサスのようなシステムでしか使えないようなものを可能にするものです。これを使うと、ある条例の箇所をノートアップして、その条例が言及されている判例と、それが言及している判例すべてを見つげだすことが可能になります。ここでは、オリジナル作品の著作権の所有に関する著作権法の第35条を見えています。例えば、建築家の建築物に関する著作権についての条例に関する、判例すべてを見たいと思っていることにしましょう。いいですか。このページの上の方にある、ノートアップのボタンをクリックするだけでいいのです。オーストリー・システムのすべての条例のすべての箇所にノートアップのボタンが付いています。そこをクリックすれば、その条例の第35条に言及している判例、条例中の別の箇所、その他、すべてのものを全システム上から自動的にサーチしてくれます。

さらにこれを、建築家とか建築物に関する判例とか、そういったものに絞り込みたい時は、「near architect*」と打ち込むと、自動サーチのレベルがせばめられ、建築に関する著作権条例の第35条については、2件のみでできます。ここの欄外見出し語を見ていただきますと、最初のはまさしく、建築用製図の著作権に関するものです。

我々の法情報機関で成し遂げようとしてきた技術的改革とは、一体、こういったものであるか、また、それは、コーネルでピーター・マーチン氏とトム・ブルース氏がなし得たものとは異なることが、これで充分におわかりいただけたと思います。

<公的ポリシーの提案>

A policy for public legal information

<<http://www2.AustLII.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/policy.html>>

それではここで、オーストリーのようなシステムをつくりあげ、維持していくその公的なポリシーという側面に話を移していきたいと思えます。

我々が「公的法情報」と言うときに、それは判例法、立法、条約、といった一次資料と、また、公的機関が作成する公的な二次資料を指します。そしてこれらは、例えば、法改正委員会の報告書や、それに似た性質のものなどで、一般に公開されるべきものであります。我々の姿勢は、公的ポリシーとして、これら公的法情報へのアクセスを、最大化していくべきだと、考えています。簡単に申しあげますと、我々の姿勢は、裁判所、審判所、公的機関は情報を管理していますが、出来る限りその情報を効果的に公表していく義務がともなっている、ということです。この情報は彼らのものではないのです。我々の主張は、こういった公的なポリシーが、正義、法の支配、民主主義を支えていくことにつながるということです。さらに、我々は、そうすることで、ビジネスの効率性と、その国家の法システムの国際的透明性を促進できると主張しています。

最も効果的に公的法情報を提供するためには、これら公的機関が果たすべき義務を、我々は明確にするよう努めてきました。我々の提案は六つあります。

Six obligations of public bodies

<<http://www2.AustLII.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/obligations.html>>

第一に、情報を得たいと思っている人には、それは完全な形で提供されるべきであります。オーストラリアでは、この主張はかなり広く受け入れられていますので、議会の委員会事務所のすべてで、情報を再公開しようとする人には、統合整理された形で、立法を提供するようになっていきます。つまり、情報公表を望む人に、修正案すべてを立法に織り込んだものが、提供されています。最も良い例は、ニューサウスウェールズ州で、議会が修正案を通過させると、たった一晩のうちにそれがなされています。

我々の提案の第二点目は、データのソースは、効果的な引用を可能にするため、信頼できるものが提供されなければいけない、ということです。マーチン氏が、それが行われていない地域についてのとても良い例を挙げ、なぜ、このことがそれほど重要なかを語ってくれました。ノースダコタの裁判所で、判決がおりた際に法廷指定の引用形式をもちいた件について、マーチン氏は述べられました。オーストラリアの裁判所は、法廷が指定する引用を国中で統一化することが出来ました。例として、最高裁の事例をここで見てみましょう。1997 HCA (オーストラリア最高裁) 57 です。この判決で、先ほど私が参照していた、第14パラグラフを見てみましょう。例のピンポイント方式を使うなら、「1997 HCA 14」というわけです。オーストラリアのすべての高裁はこれを標準として採用しており、高裁判決には引用の標準書式が付帯されています。国中の裁判所で、裁判所名の略号についても同意が得られています。

多くの審判所でも同様に、一定の討議を経てオーストリーが指定した裁判所名の略号を採用しています。つまり、現在ではオーストリーのシステム上のすべての判例には、裁判所が指定した引用が記され、それが国家的な標準形式になっています。他の裁判所や審判所による正確な引用を可能にするには、信頼できる情報が不可欠です。このクオリティーを保つには、裁判所の協力が必要であります。この点においても、主な裁判所においては成果が上がっており、下級裁判所にも次第に広がっています。そして、ピンポイント方式の引用を可能にするための、パラグラフ番号も普及してきています。

三つ目の提案としては、情報の提供は、情報普及の促進に最も相応しい形式であるべきだ、ということです。その意味するところは、技術の可能性や、人々の期待する技術の妥当性によって、時と共に変わっていきます。我々のスタート時は、ある裁判所からはフロ

フロッピーディスク上で判決を提出してもらおうのが、精いっぱいということもありました。多分当時としては、それが、唯一の妥当な義務の水準であったのです。しかし今では、おそらく一つの裁判所をのぞいては、電子メールで判決を送ることが受け入れられています。標準化されたタイトルがついているので、我々は判例番号と引用を認識することができずし、それによってシステムの適切な場所におさめることが可能です。彼らのほとんどが、我々の判決文作成の雛形を使っています。また、議会の議員や評議委員会の役員が、我々のウェブスパイダーを使って、彼らのウェブサイトから立法を、我々にダウンロードさせてくれる場合もあります。これが、情報の普及をはかる最も効果的な方法です。

権威があり且つ、効果的な普及という論点と関係しますが、近々、裁判所に、その裁判所固有のデジタル署名を判決文に添付して提供することを考慮してもらおうよう要請する段階に我々はきています。そうすれば、HTML版に加えて、デジタル署名付きの裁判所判決を提供できるようになります。HTML版は、裁判所によってデジタル署名されることはありません。しかしこうすることで、裁判所が出したそのままとわかる形の判決のコピーを、人々が入手できるようになればと、我々は望んでいます。

最後にいくつかの点について手短かに述べます。四点目として、データというものは、入手を望むすべての人に、コスト回収の最小限の費用で提供されなければいけません。この考え方は、かなり受け入れられています。五点目に、少なくとも無料のアクセスを提供する者には、情報を再使用するときの制約や、使用に対する費用を課してはならない、ということです。この考え方は広く受け入れられています。最後に、情報は公的機関によって公文書として保管されるべきだ、ということ。オーストリーは、公的に責任のある記録保管所にはなり得ないのです。裁判所は自らのデータを保管する責任を持たなくてはなりません。しかし過去には、合衆国や英連邦やその他、どの国の裁判所でもこれがなされているところはありません。昨年の出来事です。過去十年間の枢密院判決が収められていたフロッピーディスクがすべて、事務所清掃の際に廃品扱いされていたのです。これは丁度我々がそれをなんとか入手して、ベイリー・システムに載せるほんの何カ月か前の出来事でした。このような公的情報が失われてしまう悲劇は、常に起きています。

さて、オーストラリアでは過去4、5年間で、以上の提案の実現にむけてかなりの成功をおさめてきました。しかし合衆国では、マーチン氏の説明にあったように、次々と政府やその他の裁判所のウェブサイトが普及してきています。そこが提供している情報の多くを、オーストリーもまた、提供しているわけです。つまり、その情報は複数のソースから入手できることとなります。では、これらのデータベースについては、我々のしてきたことを放棄して公的機関に任せて、我々は他の事柄に専念すべきだ、ということになるのでしょうか。私は、そうは思いません。公的法情報の独立した情報源という視点は今も、そして、これからも必要であり続けるからです。公的情報源の無償のアクセスのみに意義があるのではないのです。

An independent source is needed

<<http://www2.AustLII.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/independent.html>>

そのいくつかの理由を述べて見ましょう。一つは単に実用性に関するものです。一回のサーチですべての情報をサーチできるという特権、特に、共通の書式で書かれたデータをサーチできる、という点です。長期的には、自分達のウェブサイトをたちあげた公的機関が、何らかの共通の書式を採用するかもしれません。しかし、現時点では、それにはほど遠い状況です。彼らは、PDF ファイルをはじめとして、彼らが占有する様々な種類のフォーマットを使っています。PDF については、マーティン氏と同様に、私もとても嫌って

るのですが、自分達のデータベースをもつ多くの組織には、とても好かれているようです。オーストリーのように情報が関連づけられ、統合されたサイトへの公的アクセスが普及し、拡大しています。例えば、産業法のある特定の分野に関心がある人々の多くは、その種の重要な情報源として、州と連邦の審判所の差別禁止法があるなどとは、思いつきもしないでしょう。そこで、彼らはオーストリー上で、産業法を探しているのだと考えながらサーチをすすめていきます。しかしこういう結果にならないければ思いつきもしなかった審判所の差別禁止判決が、次々とサーチ上に現れます。

もう一つ、私のお気に入りの例を挙げますと、ニューサウスウェールズ最高裁の、まだ完成していない小さなデータベースを我々はもっています。そこには、最初の裁判所が生まれた1825年から1832年の判決がおさめられています。ある時、私はその日のトピックであった不法行為法(tort law)について、聴衆に、ちょっとひねりを入れた質問をして、デモンストレーションをしていました。そこで、サーチすると、なんと驚いたことに、最初に現れたのは1831年のニューサウスウェールズ最高裁判決でした。まさにぴったりのものだったのです。単に偶然そこに行き着かない限り、一体誰がその情報源を見てみようと思ったでしょう。

それに加えて、既にお見せしましたように、オーストリーは、他のどんな公的サイトとも異なる付加価値をつけています。それは、ノートアップや緊密なハイパーテキストのリンク付けです。これはデータが統合されているときにのみ、真に威力を発するのです。また、ユーザー側にも様々な分野の人々があり、それぞれが必要とするデータの質も異なります。法律を専門とする人々は高度な要素の付加価値を加えた情報を必要とするでしょう。リサーチをする学生や、一般の人々は、一般にアクセスできるサイトでも十分に提供されている、より低いレベルでの付加価値で、ニーズが完全に満足させられるでしょう。ですから、それぞれの異なった分野のユーザーが存在し、そのために異なったスタンダードが必要になってくるのです。政府のサイト、商業的サイト、独立したサイトそれぞれが、ユーザーそれぞれのニーズを満たしていけるのです。

最も重要なことは何かといえますと、それぞれが競合することによってのみ、法情報を最も使いやすくするための付加価値の質を高めることが期待できます。マーティン氏も同様のことを話しておられたと思います。政府のサイトがデータを掲載した場合、それさえすれば、彼らの仕事は終わりともみなし、そのデータの質を高めるといったことなど、考えもしないでしょう。商業的プロバイダにしても、我々が半自動化のアプローチでやろうとしていることを、自分達もやってみようとする動機付けはないでしょう。付加価値を加えて公表したいという人すべてに、無償で公的情報源からデータが入手出来るようになれば、それがどこの国であろうと、法情報の提供という点では最良の多様性と、結果をもたらすでしょう。

別の危険性もあります。独立した情報源は、情報が政府のウェブサイトから提供された後も、継続的な無償のアクセスを保証するのに役立ちます。特にオーストラリアにおいては、無償のアクセスが完全に保証されてことは未だかつてありません。我々がこれまで立法を公表してきた管轄権においても、ある書式での情報提供に対して未だに抵抗が認められます。というのは、政府機関はそれを売って利益を上げることができると考えているからです。それで、現在のところ我々は、ウェスタンオーストラリアの立法を、立法に相応しいRTFファイルではなく、HTMLフォームでしか提供できません。というのは、彼らはこれは売れると考えているからです。ですから、政府が無償で、ある形式で情報を提供してくれた後も、彼らが後退しないように常に闘いがあります。無償のアクセスは二流のアクセスではないことを、我々は保証しなければなりません。

これはまた、商業出版社に対しても法情報への無償のアクセスを保証するもので、それ

により一般に対する出版物のコストを下げることに役立ちます。我々は、出版社が、裁判所や審判所やその他の政府機関と特別な関係を結ばないように見張り続けなくてはなりません。マーチン氏が示したように、法情報のプロセスは簡単に腐敗してしまうのです。私の結論としては、正式な(official)法情報への無償アクセスの供給は、大変望ましいものですが、それだけでは不十分だということです。マーチン氏がまとめて述べたように、無償、公的(public)、ということが、すなわち効果的ということの意味しないのです。それを我々は念頭に置いておかなければなりません。

以上、我々が提案する公的ポリシーと呼んでいるものについてお話いたしました。その目的をおわかりいただけましたでしょうか。

<存続の可能性とインパクト>

Access, impact and efficiency

<<http://www2.AustLII.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/statistics.html>>

おしまいに、存続の可能性とインパクトについて、いくつかの点をお話したいと思います。

冒頭で簡単にふれましたが、オーストリーは、小国としては高レベルの頻度で利用されています。少なくとも記録上は、平日一日あたり40万件程のヒットということになっています。が、実数はさらにどのくらい多くなるのかは、解っていません。というのは、プロキシサーバーからのヒット数を数える方法がないからです。ですが、この数字と我々の予算から見ると、オーストリーが判例、または立法の一項目の全文を提供するのにかかるアクセスコストは、一件あたり1オーストラリアドルよりもかなり安くなっています。これは公共への法情報提供の効率性としては、かなりいいのではないかと自負しています。コーネルの場合は彼らのアクセス件数からすると、コストはもっと低いのではないのでしょうか。我々はまた、同様の年間コストで、一件あたり5千オーストラリアドル程で新しい判例や審判をオーストリー・システムに載せ、後の管理もすることができます。

我々のシステムを利用するのは法律家だけではありません。他の統計によると、55パーセント以上はビジネスと法律家をあわせた利用者であることが解っています。我々が行った他の調査による推定では、15から20パーセントの利用者は、ビジネスや商用関連以外の目的でアクセスしている一般人です。利用者の20パーセント程は、教育機関関係です。オーストリーの重要な機能の一つとして、国中の法学生と学術関係者に、法情報への十分なアクセスを提供することにあるのです。これ以外の方法では彼らに大きなコストがかかってしまう可能性があるのです。オーストリー発足以前は、アメリカでは既に一般的であった、レキサスや他の商業システムなどの無償のアクセスは、オーストラリアではできませんでした。ですが、オーストリーの機能の一つとして、法律出版社に対して、マーケットを獲得したいのなら法学生に無償アクセスを提供するべきで、さもなければ彼らはオーストリーを使い続けることになりすよ、と説得することになりました。教育機関に対して法情報に対するアクセスのコストを下げるための働きを、我々は少なくともなし得てきたのではないかとと思っています。また、我々の利用者の15パーセント程は海外からです。

Sustainability - AustLII's 'stakeholder' funding

<<http://www2.AustLII.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/stakeholder.html>>

我々がこれらすべてを、どうやって維持しているかについてお話しします。我々の予算はオーストラリアドルで50万ドル程です。およそ3千万円程になります。現在では60万ドル近くになっているでしょう。だいたい9名に相当する、専従スタッフがいます。我々の予算は、様々な資金提供者からきています。多様な資金提供者が、このようなシステムを維持する上での鍵となります。法情報、或いはその団体の作り出す法情報を効率的に公表することを願う組織があります。オーストラリアの条約集をもつ、外務貿易省などがそうです。同様に、オーストラリア知的財産機関、IPOは、彼らのオフィスでの決定事項、知的財産、審査官マニュアル等をウェブ上で出版するのに、年間三万オーストラリアドル程を支払っています。そして、他にも多くの政府機関が、同様のことを過去になし、また現在もしています。最も新しいものは、我々の国防省で、軍法と平和維持法の大量のデータベースの公表を望んでいました。それは、我々の世界法律インデックスを使用することで、オーストラリアが平和維持のためかかわり合う可能性のある国々の、法律システムに関する情報アクセスを可能にするためです。こういった種の情報は、現場ではなかなか入手が難しいからです。以上のように、有料でも公表したい公的法情報をもっている多くの政府機関からは、進んで出資していただいています。

様々なユーザーを代表する組織もあります。その一例は、オーストラリアン・ビジネスリミテッドという主要な雇用者組織で、我々が工業法審判所判決を公表するために、年間8万オーストラリアドルを出資いただいています。彼らが必要としている職場や雇用に関する法にアクセスするのは、大変困難で、またお金がかかるからです。そこで彼らの雇用機関は、誰でもアクセスを望む者に情報を提供すべく、我々に対して出資をいただいています。その組織のメンバーは、オーストリー上の他の情報に関しては、いわゆるただ乗り、つまり、無料で利用しています。見返りとして、自分達の出資のおかげで労働組合も含めてみんなが我々の供給し得ている工業法すべてを、無償で入手する喜びを感じることが出来るわけです。

現在のところ、最大の出資者はオーストラリア学術審議会です。我々は、過去何年も、様々な出資の申請書を提出し、受け入れられてきました。それは法律のコンピュータ化に関する特定のリサーチプロジェクトを支えたり、また研究費の経済基盤を供給したりするために、様々な学術的団体や他の研究機関がオーストリーを通じて行うリサーチに対する、申請書です。

World Law and DIAL <http://www2.AustLII.edu.au/~graham/World_Law/Slides/>

まだご紹介していないのはアジア開発銀行で、お手元にパンフレットをお持ちかと思いますが、これはオーストリーの主要出資者のひとつです。このワールド・ロー（プロジェクト・ダイアルシステム）は、世界中のどの国からでもウェブ上の法情報を一定量、入手できるというものです。ハスイケ氏はこちらのプロジェクト・オフィサーのひとりでもあります。アジア開発銀行の資金によって、発展途上国の弁護士や、特にその政府の法律起草者が、よりよい法情報へのアクセスのため、これを利用することができるようになりました。

我々の国際的な仕事としては、英連邦とアイルランドでの、ペイリーの開発に関しての資金を生み出ことがあります。ペイリートラストが今では年間、4万ドルを提供してくれています。

法情報への公的アクセスを、積極的に支えようとしている様々な種類の団体があることが、おわかりいただけたと思います。我々は出資に関しては、法律家や裁判所などにはまだ声をかけずにいます。また、コーネルから学ぶべき点は、この種の企画を存続させるた

めに、ユーザーからも任意の出資を募る、という方法です。多くの手段があるとは思いますが、重要な点は、多様性ということだと思います。つまり特定の支援、特に、常に見捨てられる可能性のある商業出版社のようなものに頼りすぎないように努めることです。

もう一点、オーストリーとコーネル双方について重要と思われることは、奇をてらわず、続けられないようなことを披露したりなどしないことです。シンプルに徹し、長期的に見て維持がより困難と思われるようなアプローチや枠組みを避けることです。提示するものをシンプルに、すばやく、使いやすいものにし、維持が困難ななりもの入りの飾りを取り入れないということです。

<日本法アクセスに対する要望リスト>

A foreign lawyer's "wish list" for access to Japanese law

<<http://www2.AustLJl.edu.au/~graham/Slides/Tokyo2001/wishlist.html>>

おしまいに、本来ならば、あまりお話すべきではないことにも、ちょっと最後に触れてみたいと思います。日本の法情報へのアクセスについて、限られた知識ではありますが、私の感想を二点ほど述べます。これは、日本法へのアクセスに対する、外国人法曹の要望リストとでも呼びたいと思います。というのは、外国の法律家は、日本法へのアクセスに、かなりの興味をもっているのです。アジア開発銀行のプロジェクト・ダイアルの仕事からわかったことは、我々の貿易相手であるモンゴルやベトナム、中国、インドネシアなどの国々の政府の法律家の多くは、彼らの立法改革のモデルとして、日本の立法に多大な興味をもっています。大陸法システムに共通のルーツをここにみているのです。彼らは、その情報を渴望しているのですが、ウェブ上では効果的に入手できずにいます。また、その情報は、外国投資や、日本企業との合同投資事業に興味を持っている人、或いは在日企業、また、日本法教育の目的、さらに一般的には海外の企業で日本社会についての教育を行うためにも、当然、需要があります。日本法情報をウェブ上のアクセスで入手できるかは、多大な関心事です。というわけで、国内だけではなく、日本の法律については世界中の国々が、大変な興味をもっているのです。これが、日本法について多少述べさせていただいた理由です。外国人は、興味を抱いています。

さて、彼らはウェブ上で何を望んでいるのでしょうか。様々な分野の日本法情報を一貫した簡単な方法で見つけられる、独立した無料のサイトが少なくとも一つあることを望んでいるのではないのでしょうか。私がこのウェブ・ページをつくった際に、ワールド・ロー・システムに、日本の立法が断片的に日本語と英語で載っているのを見ていました。沢山のウェブサイトがあちこちにあり、条例が一つそこにあり、いくつかはあちらにありという感じです。これらの立派な仕事はすべて、私の同僚タカオ・ハスイケ氏が、指宿信氏の多大な援助のもとで作成したものです。我々のワールド・ロー・インデックスの日本のページに、寄稿者として指宿先生の鹿児島大学のロゴを見ていただけたと思います。これができて以降、かなり包括的な立法のサイトが政府によってつくられました。私が既に色々申し上げてきたので、皆さんにとっては意外なことではないと思いますが、確かにこれは大変に歓迎されるべきことである一方、これだけでは十分ではないのです。ただ単に、政府のサイトが単独で情報を提供している、というだけで、みんなが満足し、「これ以上ウェブ上での日本法については心配ない、」といえるわけではありません。私の理解するところでは、この情報は、ある特定のインターフェイスを通してのみ入手可能で、個々の条文間とのリンクはみとめられないのです。この政府によって努力を重ねて一つにうまくまとめたこのデータが、付加価値をつけて形を変えて再出版することを望む人に提供されるなら、さらに価値あるものとなるでしょう。そうすれば日本は、アジアにおける立法提供のさら

に先導的な例となるのです。

裁判所についていえば、私の理解では、現時点では主に最高裁判例が、少しだけウェブ上で入手できるのみです。他の裁判所判例は分散しています。夏井教授やその御同僚などで、ここに学術的なサイトを立ちあげることに興味のある方は、日本の裁判所に赴き利に適ったことを主張する権利を得なくてはなりません。「あなた方の判決文をいただきたい。これは一般に公開されるべきものなのです。最高裁以外の裁判所はウェブ上でまだ、情報を提供していませんが、我々は提供を望んでいます。データを提供し、その供給装置を設置して下さい。」以上のような主張をして、差し支えない訳です。私の理解するところでは、最高裁判例ですらサーチ可能な形を取っていません。最高裁が判決を入手可能にしているのは結構なことですが、本来はあるべき、最大限に利用可能な形にはなっていません。そこで、最高裁に赴き、「判例をウェブ上に載せていただき、感謝しています。ですが我々は、無料でアクセスできる、独立したサイト上で立法などとリンクをはって再公開したいのです。」と主張して、いっこうに差し支えないのです。

私は、この分野に興味のあるすべての方々に、勇気をもって考えるようはげましたいのです。世界中で、コーネルやオーストリー、カナダ、またその他の場所で、わずかの予算で大変効果的な結果が得られることを示した良い例がたくさんあることに気づいてほしいのです。アジアにおいても良い手本が必要です。アジアでは、法情報への包括的無償アクセスをウェブ上で提供している管轄権は、ほとんどありません。香港が、他のどこよりもそれに近い状況です。シンガポールやマレーシアではすべての法情報は、商業主義、または使用分を支払う方式の政府機関の手に握られています。ベトナムやインドネシアのような国々では、どの方向に進むべきかの瀬戸際で迷っています。モンゴルのような国では、商業的にしようとして失敗に終わりました。日本の例は、アジアでのこの分野で、常に先駆者となるでしょう。法情報は、一般の人々に真に価値を増し加えられた形で、無償で提供されるべきであり、それが実際できるなら、日本の例が、大変な説得力をもつことになり、その他のアジア諸国に多大な影響力を示すことになるでしょう。

聴衆の皆さん、ご静聴、ありがとうございました。お話をさせていただき、大変光栄であります。

パネルディスカッション

パネラー：ピーター・マーチン（コーネル大学教授）
 グラハム・グリーンリーフ（ニューサウスウェールズ大学教授）
 タカオ・ハスイケ（オーストラリアン法情報研究所）
 山本順一（図書館情報大学教授）
 夏井高人（明治大学教授）
司 会：指宿 信（鹿児島大学教授）

司会：一時間十分の限られた時間ですので、五つのポイントを挙げて、パネルをすすめてみたいと思います。最初に、もし LII、あるいは AustLII が存在しなければ、アメリカ、或いはオーストラリアでどういうことが起きていたのか、という、仮定的な問いからこのパネルを始めてみたいと思います。そしてその後、三つのトピックについて、様々なご意見をいただきたいと思います。最初に、What is our mission? 我々の使命は何なのか。夏井先生の午前中の講演の中で、政策決定、ルールブックの可能性、社会的な相互作用など、非常に刺激的なご提案がありました。そういったもの、そして既に LII や AustLII がミッションとして掲げてきたものについて、意見交換をしたいと思います。二番目は、What is our barrier? 何がそのミッションの遂行を妨げているのだろうか。教育的、経済的、政治的、または、技術的な見地から、それを整理したいと思います。主要な柱の最後は、What is our dream? What is our goal? 私たちが目指すべき目標は何か、これを問うてみたいと思います。最後にこの三本のトピックの後で、私たちは JaLII、Japanese Legal Institute を立ち上げるべきか否か、という議論をもって、本日のパネルを締めくくりたいと思います。

さて、では最初に、マーチン教授に伺います。もし、コーネルが LII を現実のものとする事が出来なかったら、アメリカではどうだったでしょうか。例えば、市民は、ロースクールの学生は、小さな法律事務所の弁護士は、どうなっていたでしょうか。仮定的な質問で申し訳ありませんが、ご意見をいただきたいと思います。

マーチン：もし、LII が存在しなかったらどうなっていたのか、最も簡単な答は、おそらく他の機関が合衆国で誕生し、同様のミッションを抱いたと思います。つまり、合衆国では、法情報、または法情報教育のシステムが分散化され、革新的で開かれたものとなっているので、コーネルがこのようなことを始める状況になかったとすれば、わが国の別の機関が最初の火付け役になっただろうと思います。ただ、もし、そういったこともなく、LII だけでなく、法律、法学教育にデジタル技術面から取り組む、学術的センターすらも存在しなかったとします。私は確信を持っていえるのですが、そうならならず、第一には、これ程効果的ではなかったとしても、もっとテンポが遅く、非効率ではあっても、公的機関(public bodies)が自らの情報を非効率的な形で伝達したと思います。我々、LII の重要な成果の一つは、早い段階で、効果的に、こういった仕事をし、成功させる意義を示し得たことにあります。公的機関が可能なこととして、比較的少量の情報について公開し、法律家や一般の人たちがこういった情報をタイムリーに、使い勝手のいい形で得ることの意味を、我々は示すことが出来たと思います。ですから我々は、公的機関による新しい可能性の始まりに、速さと質の点で、大きなインパクトを与えたと思います。それに関連してですが、我々は以下の点で、民間セクター(private sector)の信頼性を保つのに貢献しています。つまり、我々は、民間セクターが公的機関を吸収し続けることを困難な状況にした、

ということです。既にお話しましたように、我々は両者にある種の厳しい関係を作り上げたのです。ニューヨーク、カリフォルニア州では両者の関係維持は難しく、他の州では完全に維持できなくなっています。

司会： どうもありがとうございました。
グリーンリーフ教授にうかがいます。オーストラリアの場合はどうでしょう。

グリーンリーフ： おそらく、オーストラリアの状況は、マーチン先生のおっしゃったアメリカの状況とは、多少違っていたと思います。確かに、もし我々が、AustLII をつくっていなければ、他の学術的機関の誰かが同様のことをしたと思われ、この点では賛成です。しかし、それがなかったとすれば、おそらく、オーストラリアにおいては、もっと悲惨な状況になったと思います。その理由として、最初に AustLII を発足させるためのグラントを、我々が受けた当時、コンピュータ化されたオーストラリアの法情報は、政府に批准された商業プロバイダが、独占的にやっていたという状況にありました。このプロバイダは今ではレキサスの一部となっていますが、当時はそうではありませんでした。正確には独占的とはいえません。というのは、それ以外の情報は、連法政府の司法省が握っていました。そして、そこではインターネットを通じてではなく、ダイアルアップシステムを使って、有料でサービスを提供していました。その当時、連邦機関はこの有料システムを、公的機関にゆだね、最大規模の法情報を一般に提供する、インターネットをベースにした有料システムにしようとして計画していました。さて、AustLII が、当初の急務の一つは、そういったシステムが商業的に成功する可能性を一切、排除しました。さもなければ我々はつぶされると考えたからであります。これは長い話になりますが、やり方としては、彼らを取り扱おうとしていた情報を、我々が先取りをして、彼らよりも先にインターネットに掲載しました。さらに高等裁以下すべての裁判所に対して、司法省から、裁判所のデータを AustLII に渡すよう指示してもらいました。商業的システムの可能性を排除するため、彼らの足下をすくうようなことをやったわけです。しかし、それをやらなければ、どうなっていたでしょう。当時の州政府の大部分は、判例や立法を商業的に売る可能性に強い興味を示し、それを追求しようとしていました。アメリカと違いまして、私たちは、一般人の法情報へのアクセスは保証されていないのです。そのかわりに、いわゆる「王の著作権」の問題があります。ですので、基本的に我々は「王の著作権」が法律上に存在しても、オーストラリアではそれを受け入れない方法を探らなければなりません。裁判所でも、立法府でも、いかなる政府機関でも、法的文書に対して料金を請求をやってのけるということを、順次、認められないものとしなくてはなりません。それを考えますと、オーストラリアでは我々や、我々に相当する機関が、商業的可能性を排除していなければ、おそらく今頃はもっとひどい事態になっていたと思います。私たちは、この先、AustLII が存続する限り戦い続けていかななくてはいけないと思います。

司会： どうもありがとうございます。

グリーンリーフ： アジアやその他の多くの国々の状況を考える場合に、念頭に置かれなければいけないことがあります。こういった国々は、合衆国がおかれていた状況とは随分異なります。むしろ、情報が簡単に封じ込められ、一般人のアクセスから遠ざけられるという点で、オーストラリアに近いと思います。シンガポールなどがそうです。

司会： 他の国でも、公的な法律のデータベースを、インターネットで提供していた国が

あります。そうした国の刺激を受けて、たとえば、コーネルで、最高裁の判例、或いは合衆国法典をウェブ或いはインターネットでサービスしようと考えたのでしょうか。それとも、どこから LII や AustLII のアイデアはきたのでしょうか。自分達でそのアイデアを考えついたのでしょうか。その最初の、スタート時のアイデアはどこから来たか、教えていただけますか。

マーチン： 日付と時間と場所でしょうか。では、そのプロセスについて、概要をお話したいと思います。アメリカの商業的な法律文書のプロバイダは、合衆国の法学教育を、種を植え、肥料を与える土壌と見なしていました。故意かどうかはわかりませんが、それを我々のローライブラリアンからの多大な支援を受けてしていました。彼らが当時、我々の学生に法律上のリサーチの仕方を教えたのです。我々が最初に思い至ったのは、この新しい技術で、ロースクールのこのサイクルを断ち切ることが出来る、ということでした。自分たちの学生に対し、学習に必要な様々な種類の法情報にアクセスをはかれるように、我々自身でできない訳はないだろう、と思ったのです。実のところ、我々は、商業システムについても、おもねることなく、批判的な立場で教えるべきなのですから。結果的に LII の発端となった、我々の最初のプロジェクトは、ハイエンド、ハイパーテキスト *core materials* を提供することでした。これは、主に法典 (*code*) で、様々なロースクールのクラスのためということでありました。そしてこれは、学生からかなり活用されましたが、教員の間ではそれほど興味は示されませんでした。我々としては、教職員の指示なしでも、学生たちが使うものをつくるよう努めました。つまり、学生たちが、*civil procedure* について、我々が提供している *code* を見て、彼らの教師によって配られた紙に印刷された教材より使いやすいことを、自分達で気づいてほしかったのです。そこで、ひとまず、ハイエンドの PC ベースのハイパーテキストを使って試験的に始めてみました。そして、そこから発見したことは、私たちが試験的にしたことのが多くが、インターネット上で出来るのだということです。それに後押しされて、ネット上のハイパーテキストへとつづきました。そして、私たちのインターネット上の最初のコレクションは、私たちがローカル PC のプラットフォームからポーティングしたものでした。これを通じて、ネット上で情報流通がはかれるのだ、ということを発見しました。そして、ネット上で供給される法情報に多大な価値を見いだす人がでてきて、私たちもこのプロジェクトに対して野心的になりました。

司会： ありがとうございます。

グリーンリーフ教授にはもう少し刺激的な質問をつけ加えたいと思います。先にコーネルが LII を始めていたわけで、そこで、違ったミッションを掲げて AustLII を立ちあげました。非常に包括的な法情報ベースを構築しようとしたわけですが。どうして、最初からそのような、とても不可能に思える壮大な計画をたてたのですか。

グリーンリーフ： なかなか面白い質問をして下さいました。出発点としては、今、言われたことは必ずしも正確ではありません。コーネル大学がしていることを見て、そして自分たちにはこれが可能だと決めたのではないのです。アンドリュー・モーブレ共同所長と私は、オーストリー設立前、80年代中頃から、十年間一緒に仕事をしていました。この十年の共同作業が、いわば、AustLII というものを生み出したのです。彼もサーチエンジンとか、或いはハイパーテキストのマークアップツールなど、我々が効果的に使えるような色々なツールを開発していました。しかし、次にあげる二点の重要な事柄のため、我々は欲求不満でした。第一点は、我々二人はともに、コンピューター化された法律研究を学生に教えたい

と思ったのですが、それにもかかわらず、適切な無償での情報を、商業ベースでは確保するのは、色々な意味で非常に困難でした。また、その商業ベースの情報にしても、満足出来るものではありませんでした。教鞭をとるものとしては、不満がいっぱいでした。それとは別に、開発作業として、インターネットが実現可能な伝達のメカニズムとして Cello や mosaic などと共に存在する以前に、我々はマーチン氏やトムのように、ハイパーテキストやテキストトリトリーヴアルを組み合わせたディスクベースの商品を、開発していた訳であります。それを一部分、商業出版社と一緒に、ある意味で商業主義的に開発しようと努力していました。けれども、法律情報に関しては大変な締め付けがあることがわかり、それならば、我々独自のものを公表しようということになりました。ある出版社は、我々の成果をデモンストレーションで見たあとで、さっと手を引き、そのデータで開発を試みていた我々には、アクセスさせてくれなくなっただけのところもあります。我々は本当にあらゆる点で、法情報へのアクセスの欠如にいらいらしていました。そこで、コーネルの仕事を見る前だったと思いますが、我々はインターネットの可能性に目を向け、研究費の申請を提出したのです。それが通るのに一年間、待たなくてははいけませんでした。インターネットを使うことによって、オーストラリアの法律出版界から逃亡するトラックのような存在となり、法情報の出版に関しての方向性を変えると同時に、その過程で何か価値のあるようなものを拾い上げていくことが必要なのだ、という視点に立っていました。ですから、必ずしも、それほど壮大な計画をもって出発した訳ではありません。ですが、当初から、我々は、すべての裁判所、立法、審判所に包括的に適応される、基本姿勢を示してきました。豪州ではこれを違った形で出来るということ、基本理念として示してきたのです。その際、我々は、これらすべての情報を提供でき得るとは思わなかったのですが、誰かが、すべての情報を、無償でアクセスできるようにしなければいけないと思った訳です。そうすれば、無数の団体がそれを利用できるのであります。しかし、当初、自分たちが想像した以上の情報を組み入れることができました。

マーチン： 私もそれに関連して述べてもよろしいでしょうか。先ほど私は、民間からのイノベーションが欠如しているといいました。それは、痛みを伴う個人的な経験に基づいて言っている訳です。なぜ、私たちがこういった機関を、全く民間の出版社から独立してつくったのかといいますと、過去において出版社との合同投資の事業が破綻したからです。彼らの方にビジョンがなく、また、ある場面では彼らにとっての意味付けが不確かであった、ということも失敗の理由の一部でしょう。また、彼らは古いやり方で、企業という巨大な錨をかつぎながら投資をしなくてはいけないのです。少なくともわれわれは、我々の学生のためにやりたいことをやり、また、やり得るのだということを実証するために、自由な立場にいたるべきではないと思います。それは、結局、民間の出版社と手を組んでいる限りはでき得ないのです。

グリーンリーフ： そうなんです。私も、まさしく、そのことを言おうとしたんです。

司会： どうもありがとうございました。では、ここで、最初の柱に移りたいと思います。最初の発言は夏井先生にお願いしたいと思います。先生は最初に、学術系法情報データベースは、様々な役割をはたすことが出来る、という内容のプレゼンテーションをされました。その後、マーティン教授とグリーンリーフ教授のプレゼンテーションを聞かれて、コメントや返答をお聞かせ下さい。

夏井： 私が、テクニカルな面で、学術情報データベースであれば出来ると提案したこと

のなかの多くは、既に、LII と AustLII によって実現されていると理解しています。しかし私は、実現されていない部分も多いと思っています。それから、我々がこうなっていない、気をつけなければ、と思うものに向かってしまう要素は常に持っていると思います。第一に、実現されていない要素というのは何かというと、現在の HTML の表現能力が非常に低い。しかし、現在のところ、LII も AustLII も、HTML とインターネットで現在利用可能なプロトコールに依存しすぎている。それが限界だと思っています。私が SHIP プロジェクトを始めた頃には、既に LII も AustLII もあり、素晴らしいシステムだと思いました。しかし、その素晴らしいシステムのもつ限界も、私には見えたような気がしました。これは、技術的な限界だと思っています。表現能力は非常に重要な要素で、その表現能力の幅がどれだけ広いのか、ということによって自分たちに出来ることは、かなり制約されてしまうと思います。私なりに考えて、現時点で採用可能な技術としては、XML が一番可能性が高いと信じたので、採用し、XML を中心としたデータベースを構築しようと考えました。ただ、技術的な限界が乗り越えられても、もっと大事な限界があります。それは、法情報のソースは必ずしも XML で生まれてくるわけではない、ということです。国によっては SGML で提供されている国もありますけれども、やはり、紙は紙です。今後、我々は、そういう面を考慮して提案していかなくてはならないだろうとは思いますが、XML にもやはり限界があって、もっと、現実世界の紙の情報とデジタルな情報とのあいだの、橋渡しが容易になるような技術を考えていかなくてはならないだろうと思っています。もっと大事なことは、アカデミックなデータベースが、非常に大きな機能と社会的役割を担えば担うほど、ユーザーフレンドリーなデータベースに似ていくことを、気をつけなくてははいけない、と思っています。システムは大きくなればなるほど、ファンドが必要になります。ファンドを得るために寄付してくれる人がいる間はいいけれども、自分でそのための費用を稼がなければいけなくなれば、商用のプロバイダとならかわりなくなってしまう。そうすれば、私の危惧する方向にどうしてもいってしまうわけです。ですから、社会の多くの人が、アカデミック、或いは、ニュートラルなデータベースシステムが社会にとっていかに大事なものであるかということ、認識してもらうための努力を、これからはずっとしていかなければならない。研究者一人一人が、どんな学説上、宗教上、政治的な立場をとってしようとも、データベースシステムそれ自体としては、中立的であることを、守り続けようという決意が無ければいけないと思います。私が、データベースのファクションの一つにルールブックということ挙げたのは、これは立法者と似たような性格をもつ、ということも意味します。また、司法裁判所と似たような社会的機能をもつということも意味します。中立、公平で無ければいけないと思います。それは、自分たちがどのようにシステムを応援していくかの心構えの問題でもあります。現在、中立性が保たれているということは、自分自身、或いは自分たちが仕事を去って、次の人にバトンタッチするときに、変わってしまうことを避けられる、という保証になっているということではない、という風に考えています。

司会： ありがとうございます。既に技術的な限界ということについては、先に夏井先生が指摘されたので、そのことは、もう、次の柱、What is our barrier? に、議論は入っていると思いますが、その前に、二点程、確認させていただきたいと思っています。まず、夏井先生の言葉のなかで、商用のデータベースとそうでないものの違いはどこにあるのか、その定義をしていただきたいと思います。もう一点は、HTML の表現能力の限界や、現在のプロトコールの依存性と言うものが、何の実現を妨げていると考えられているのでしょうか。この二つを答えていただきたいと思いますとおもいます。

夏井： 私は商業プロバイダを否定するつもりは無いので、誤解のない様をお願いしたい

と思います。ですが、商用プロバイダというのはビジネスです。ですから、失敗すれば会社としては破産します。でも、もちろんそのコンテンツがどこかに買収されるかもしれないけれども、データの固まりを買収して持ってくれば、同じサービスが出来る人考える人は優秀な技術者であれば、いないでしょう。システムというのは、それを運営するスタッフやその他、諸々のやり方を含めてかたまりとして存在しているのであって、単なるデータのかたまりではない。だから、もし会社が倒産すれば、巨大な法情報のかたまりが失われる。極論すればそういえると思います。

司会： それは、独立的な機関が、法情報をサービスしていく場合の危険性について指摘されていると理解していいでしょうか。

夏井： 大学であっても、その他の独立的なインスティテュートであっても、同じ問題は、もちろんあります。ですが、商業上の利益というのはもっとショートタームで評価される利益だと思っています。例えば、どこか、大きな会社の子会社として、データベース会社が存在しているとします。それが非採算部分であれば切り捨てられる、という意味です。

司会： では、核心的な部分は、有料でユーザーに提供しているか、無料で提供しているかだけではない、ということですね。

夏井： そうです。仮に商用データベースが無償でデータを提供していたとしても、どこかで収益部分があって、費用を賄わなければならないわけです。ビジネスですから。学術データベースに学生がひとりも来なくなったら、もちろん同じ問題はおきます。でも、ビジネスでは無い。だから採算性があるかないかという評価基準で直ちに切られるわけではない、という理由で、学術データベースの方が長生きするだろうと私は思っています。

司会： わかりました。法情報の提供主体の議論は、後で、ドリームとかゴールのところでもう一度、なされるかと思えます。

では、二番目の質問、技術的な問題がどんなミッションを妨げているとお考えですか。

夏井： 世の中に英語しか無ければ、あまり問題はおきないと理解しています。ユニコードで充分足りるわけです。しかし、世界には色々な言語があり、文字があるわけです。そのようなものを平等に扱おうとすると、現在の HTML のレベルでコントロールできるキャラクターコードというものは、コントロールの仕方も含めて色々な限界があります。それから、最初からデジタルなものとして法情報が生まれてくるのであれば、問題が無いのだけれども、特に、過去に紙で固定された歴史的な文書などについては、形それ自体が問題になることがあります。つまり、あるタームがどの部分のどのページにでてくるかが重要であるとかいう場合があります。この問題は、もちろん PDF によって解決できます。しかし PDF は、アドビの製品でありアドビが権利をもっている一つのフォーマットに過ぎない。どうして一つの企業に我々は依存しなければならないのか、そこは私はかなり疑問です。XML が百パーセント表現力を持っているとは思いません。けれども、HTML よりはずっと、表現力を持っているし、キャラクターコードに対するコントロールの仕方は色々出来ると思います。その他、HTML ではすべて自分で書かなければならないような問題、表現の仕方を変えるためには別の HTML を書かなければならないのに対して、XML ではスタイルシートによって見せ方を切り替えるという対処の仕方が可能です。そのような様々な技術的要素を考えると、HTML と XML を比較すると、HTML には相当限界があるという風に考え

ています。

司会： 私が伺いたいのは、技術的な限界があるかないかの議論では無く、先生の限界があるという認識が、我々が法情報ベースを構築し提供していく目的のどのような部分を妨げているかということ、具体的に教えていただきたい。

夏井： 最後の、JaLII は可能か、ということと関係するかもしれませんが、すべての国が平等の立場で、法情報の百科事典の一員になればいけないと、私は信じています。英語を否定する主旨ではありません。英語は素晴らしい表現力をそれ自体として持っている、インターナショナルな言語だと思います。しかし、我々の、ローカルな日本語という言葉と日本の文字は我々にとって、非常に親しんできたものであり、我々はそれによってものを考えているわけです。ですから、それをそのとおりきちんと表現できるデータベースで無ければならないし、それは日本以外のすべての国でも同じだと思います。そのような要素を平等に実現できなければならない。

司会： どうもありがとうございます。既に、ミッションとバリアの問題がパラレルに議論されているので、あまり二者を区別しないですすめていきたいと思います。フロアの方のなかで、この、技術的な問題についてどなたか発言のある方は、手を挙げていただきたい。特に法情報ベースの技術的な問題とミッションについて。では、フランク、どうぞ。

ベネット： 私は、あまり技術的なことを長々と述べたくはないのですが、HTML にはスタイルシートとキャラクターセット特定の供給があります。HTML で出来ないことは、縦書きです。縦書きは日本語の特性として、日本人利用者が大切にしたいことなのではないでしょうか。もう一つ HTML では、スプリットコラム (S P L I T) ができないため、Multi Column と Parallel テキストタイプが不可能、ということになります。縦書きにするには、これができないといけません。おそらくこれは私が外国人だからかもしれませんが、簡単に、自動的に処理可能なテキストをサーチ可能な形で入手出来るようにすることの方が、データの書式に関する問題よりも重要に思えます。書式についてはあとから、自動的に XML にでもなんにでも書き換えて対処できます。私も PDF については好きではありません。その理由の一つには、これが独占権を持つということです。また、インデックスが容易に出来ないということもあります。公的に入手できるインデックスを PDF ファイル上で使って、文章全体をサーチすることは出来ません。COMPO? は PDF でできていますが、これは PDF と PDF をエンクリプトしたもので、それ自体としては全く役に立ちません。そこで HTML の方が、国にとっては役に立つものになると考えます。

司会： マーチン教授、コメントをどうぞ。

マーチン： 私の方から一言、XML に関して述べさせていただきます。これは私たちの将来にかかわることです。プレゼンテーションとはまた別に、皆さんのデータを XML にうつすということには、利点があるのです。我々にとっては、以下のことを考えています。ユーザーの中には、様々なアウトプットでデータを手入れしたいと思っている方がいます。大小様々な形でほしいのです。我々は合衆国法典に関しては、セクションごとに掲載しています。ところが、その我々が保管し整理したものを、もっと大きなかたまりとして入手し、印字したりパームパイロットにとったりしたいという人もいます。我々はそれも可能なように手助けをしたいのです。XML のように豊富なマークアップ機能があると、利用者

の様々な要求にこたえることが可能になるわけです。また、その高い機能をもっていると、より多くのインテリジェンスを取り込むことが出来ます。したがって、ある一文書の様々な部分を認識することが出来、また、インデックスにその機能を利用していくことも出来る訳です。タスマニアでは、既に、デモンストレーションがありました。が、「期間限定」法典の機能という素敵な技ができます。ある特定の瞬間に存在した法典をダイナミックに再現できるのです。つまり、現時点でなくても、例えば、三年前の三月というように期間を限定することが出来ます。ここ明治大学でも AustLII でもやっておられるように、我々は合衆国法典でそれをしようとしています。このように、機能的で洗練された XML のマークアップのあり方が、色々な理由から我々の理に合うものとなっています。

司会： どうもありがとうございました。

この場には沢山の法情報産業の方が、お見えになっているのですが、今の日本の法情報、つまり、漢字をたくさん使ったデータベースを処理しなければならない時の具体的な問題などを、語っていただきたいと思います。こういう点に一番問題を感じる、というところを、フローの方、どなたかにお話いただきたいと思います。では、ポーリン先生、どうぞ。

ライヒ： いくつかの問題に関して、述べたいと思います。まず、我々が日本法をどのように英語に翻訳するかを考えなくてはなりません。昨日、私はトラドスというソフトについて聞きました。よくは知らないソフトなのですが、これを使うには研修が必要で、企業の現場で使われるものだそうです。また、基本的な問題として、日本の法情報を使うのは誰なのか、ということも重要でしょう。日本と言う国は、アジアの途上国にとってとてもいいモデルになります。日本のチームが現在、カンボジアや、東南アジアの他の色々な国に行って、法体系の構築をしています。日本は国内だけでなく、外に目を向ける必要があります、そのためには日本法の翻訳に目を向けるべきだと思います。また、日本国外の人にとっては、日本の法律にどのような発展があるのかを理解するのは非常に難しいわけです。例えば、新しいサイバーローについての判例は、ごくわずかししか掲載されていません。様々なことが起こっているのに、流れてくる情報が非常に限られているため、日本国外の人は、日本では何も動きがないと思ってしまいます。ですから、国外の人に情報を伝えていくことで、日本をアジアだけではなく、世界中の途上国のモデルにしていける必要があります。ですから、翻訳ソフトの問題と、純粋に日本語の法情報機関をつくるのか、或いは、世界の他の国々に示しうるバイリンガルの機関をつくるのかというポリシーの問題は、本質的な問いではないでしょうか。まず、ですから翻訳の問題に突き当たるのです。私としては、当然、バイリンガルサイトを希望します。

司会： どうもありがとうございます。既にドリームについて語っているような気がするのですが、少し、話を前に戻したいと思います。我々の様々なミッションを妨げるバリアがあると思うのですが、ここで、山本先生に一つ質問致します。インターネットによってもたらされたサイバースペースは、LII や AustLII を、この部屋からアクセス出来るような素晴らしい環境を与えてくれました。でも、同時に山本先生は、そのサイバースペースがもたらしたデメリットについてもプレゼンテーションのなかで言及されました。そのことを、その後の話をお聞きになったうえでの感想も加えて、もう少しお話し下さい。

山本： 解りました。まず、これまでの先生方のお話を振り返って確認したいことが、二つあります。一つは、たぶん、学術上の法情報システムというものは、無料であることが

望ましい部分がある、という点です。弁護士事務所など、一定のデータベースの利用によって、その価格を転嫁出来るような場合は問題が無いと思うのですが、コーネルの LII も AustLII もそうだと思いますが、法学教育のなかで使う、必須不可欠なツールという側面があると思います。そうすると、私の教えている学生もそうですが、化粧品を買うお金はあるんだけど、本を買うお金は無い、データベースにお金は使いたくない。携帯に使うお金は月額一万円くらいあるとしても、有料のデータベースは使えない。しかし、その学生たちの中から一人前の研究者を育てていかななくてはならない。次世代のローライブラリアン、図書館情報学、その周辺の諸分野の専門家を育てていく、という時には、その状況を勘案しながら教育環境を作っていかななくてはならない。そうすると、無料でなくてはならない。余談ですが、国立情報学研究所、昔の学情センター、実はエヌワンという形を書士情報として提供してきたのですが、大学の教員はこれくらい使うだろうということで、あらかじめ研究費を押さえておいて、それで支払うという形を取っていました。これはどうしてかというと、当時の大蔵相が、金をかけて作った学情のシステムだから、受益者負担で金を取ればいいということでやっていました。が、これは全く使われなかった。大学の先生が勉強をしない、ということもあるのですが、そうではなくて、使い勝手が悪いからです。例えば、私もそうですが、LCのライブラリーオブCongressのカタログ情報はよく使う。また、国立国会図書館のウェブOPACも頻繁に使う。ということは、どうしてかかというと、それらが使える環境にある、簡単に使えるからだだと思います。ということは、この法情報データベースを整理する場合にも、当然そういうことを勘案しながらすすめる必要がある。そうすると、まず、無料である部分がなければいけない。それと、もう一つは、AustLIIは非常に良くできたシステムだと思うのです。コーネルのLIIも同様で、よく利用させてもらっていますが、じつは、法情報の世界ではなく、書士情報の中で、ECが補助金を出してすすめているのにビプリックというのがあります。そこでは、書士情報というものを流通させることによって、文献が使えるということになります。それはパブリッシャー、情報をつくるところがあらかじめ書誌データをつくっておいて、それをソフトによって自動変換することによって新たな価値あるもの、メタ情報を生み出していくわけです。ダブリン・コア（訳注：Dublin Core＝米国のOCLC（Ohio Computer Library Center）が中心となって取り組んでいる情報資源へのメタデータ（データについてのデータ、図書館においては目録など資料を指し示すデータのこと）の項目を定義するプロジェクト）についてもそうですが、元のところで何らかの細工がなされていて、それが情報技術によって、相手によって容易に利用可能な形に出来る。AustLIIにしても一定のフォーマットにしたがって、政府が情報をうける。それで、ソフトによってそれが直ちに提供できる形になる。ということは、法情報データベースというものを、うまく使っていくためには、マンパワーを使うのではなくて、技術にディペンドしながら、最も安上がりでうまく上がる方向をたぶん模索しなくてはならないと思います。コーネルのLIIも AustLIIにしましても、それらが無ければ、という話をさっき、指宿先生がされましたけれども、技術にディペンドしていますから、電子図書館そのものがそうですが、一定の情報通信の技術が高度化する中で「出るべくしてでた」という風に考えています。それでそのデメリットについてです。法情報といった場合に、実は、今日もそうですが、基本的には中核になるものはプライマリーソースですから、制定法、判例法、法令規則、といったものの情報と判例とが中心となる。或いは、市議会その他、立法にかかわる報告書や政府の情報が大きいと思うのですが、たぶん法情報というのはそれだけにとどまらない。例えば、環境訴訟をすすめる、といった場合には、環境省、環境庁の所管する法律だけではなくて、たぶん、種々様々な情報が必要になります。ダイオキシンはどうだといったことです。たぶん、法情報には中核はあっても外苑は無いといわざるを得ない。そうすると、先ほどのローライブラリアン

にしますと、ロイヤーだとか、研究者が、自ら LII や AustLII にアクセスすることによって優良な研究情報を得る、ということは大切だし、さっき PDF はダメです、といったのは当然、そのリンクが張れませんから、ハイパーストラクチャーの形でなければ話になりませんから、そうしますと、図書館員がサポートしなくても、かなりの程度の法情報は研究者自らが、集めることが出来る。では、ローライブラリアンにどういう風な役割があるか、というと、外苑の無い法情報を提供していくことによってより豊かな法情報の生産に寄与するということだろうと思います。そういう点で、サイバースペースというものは、情報の制度、価値というものを、何らかの形で評価することによってリンク集なりをつくっていかなくてはならない。だから雑多な情報の中から、使えるものを拾っていく。実はビブリンクにしてもそうですが、すべてのサイバースペースに浮かんでいる情報を相手にしているのではなくて、これは価値ある情報ですよとパブリッシャーが信じているものを、ビブリンクワークスペースに放り込むことになっています。そういった仕組みは必要だと思います。

司会： 非常に、前半も後半の部分も刺激的なお答えだったと思います。最初の部分に二つのコメントがありました。法情報ベースが無料であることのメリット。二つ目は、いかに元のデータを安上がり調達するかということですね。法情報が無料であるということの意味について、ペイリーや CanLII にかかわっているグリーンリーフ教授にお尋ねします。法情報が無料である、あるべきだということを、もう少し説明していただけますか。

グリーンリーフ： いくつかの理由があります。皆さんがあまり思いつかない理由の一つを挙げたいと思います。日本もそうかと思いますが、オーストラリアや英連邦のように政府や裁判所、審判所が握っている情報を入手できる保証が全く無いところに住んでいる場合、我々が「道義的基盤の高さ」と呼んでいるものが議論の焦点になります。政府は裁判所などに出かけて行って、「我々が実務の大変な部分を全部引き受けて、一般の人々に無償で情報を提供しますから、あなた方は、ただ、公的義務に基づいてデータを下さりさえすればいいんです。」と言ったとします。もし、その時に、「無償で情報の提供をします」といわないで、「法律事務所にはコストを負担してもらいます」などというとします。ところが、利用者へ直接利用料を課す話をしたとたんに、それは商業的な出版社と同じになります。何の違いもありません。一部の利用者には無料で情報を流すにしても、詰まるところは、ただの、学術的な商業的法律出版社と同じに見なされるわけです。なぜなら、商業主義の法律の出版社だって、多少の知恵を持っていれば、一部の人には無料で情報を提供することがあるからです。そこで政府機関の人は、すぐさま、商業的法律の出版社に対する態度で応対することになります。また、これをすると煩雑な著作権の問題も起こってきます。もし誰かが情報を売って利益を得るならば、政府機関も、そのうちの何パーセントかをとりかえて当然だと考えるでしょう。それで、AustLII 開設時の我々の方針は、誰に対しても何に対しても料金は課さない、としました。その基本方針に基づいて一次資料の所有者と向き合う場合にのみ、私たちは高い道義的基盤を維持し、出発点において無料でデータを入手することが出来るのです。それが実のところ、一番の問題点です。最大の問題はデータを供給する技術的な基盤にあるのではないのです。マーチン氏やその他の皆さんが XML が HTML に比べて色々な目的に関して優れている、というような議論をされていましたが、そういったことは決定的な問題点では無いのです。情報への無料アクセスの議論が意味を持つ以前に、我々はまず、大量の法情報の供給を受けなければならないのです。日本の現状に関して私の受けた印象では、この点にもっと注目し、無償のアクセスが重要であるという議論につなげていくべきだと思います。

司会： どうもありがとうございます。合衆国のコードの中には、ブラウンという会社を通じてこのコードを出版しますという規定が在りますよね。マーチン教授。いかがですか。

マーチン： 私はそのことは知りません。合衆国法典は、政府の印刷局によって、完全最終版として出版されています。しかし、民間出版社は紙の上での出版についても、それにさまざまな価値をくわえたものを長年にわたって出版してきており、もはや、政府によって出版されたバージョンのみにたよる法律事務所はなくなりました。デジタル出版についても同じ状況だといえます。政府機関で働いている人たちですら、連邦政府の二部門が別個に出版した法典よりも、我々がつくったデジタル法典をはるかに頻りに利用しています。それは我々が法典に付加価値を与え、質を高めたからです。独立した、研究志向のセンター、または機関の存在理由の一つは、公共セクターの活動分野を向上させる一例として、一定の水準を示すことにあるのではないのでしょうか。情報を無料にするのもう一つの理由があります。それはグリーンリーフ氏がお話しされたことに加えて、それに関連したこととして、合衆国での経験に基づいていけば、商業出版社も情報を無料で提供することの利点を心得ています。つまり、彼らは、経済学的な情報や資料を読んでいて、その最近の報告によると、情報を持って稼ぐ最善の方法は、彼らが売っている情報に人々の興味を向けさせる情報をただで流すことにあるのです。それで、ウェストもレキサスも今や無料で、合衆国法情報ソースをインターネットでながしているのです。我々の提供している無料の情報と異なる点は、彼らの無償の情報はすべて、人々を彼らの有料の情報へと引き寄せるためのものだということです。そのようにして顧客やマーケットのシェアを勝ち取り、利益をあげるのがねらいです。グリーンリーフ先生がいったような道義的な問題の他に、我々のような機関の存在する二つ目の理由は、商業的領域に法情報の無償提供の権利を受け渡してしまわないことにあるのです。

司会： どうもありがとうございます。ここでまた、夏井先生におうかがいしたいのですが、裁判所に判決文を公開させるという運動が日本で起きた場合には、どういう点が問題になるでしょう。

夏井： 午前にも話をしましたが、判決文をどう定義するか、ということをはっきりしないといけません。裁判官がサインをしたものが判決文です。ただそういうものが、すべて公開された場合には、午前の部でもいったように、色々な権利侵害の問題がでてくる危険性がある。どれくらいの問題が起きてくるかということ、どれだけ想像力豊かに考えることが出来るかが、ポイントだと思います。でも、一般に法律家は非常に保守的で、これまで問題にならなかったことについては、あまり考えない。だから将来の法律家にとって必要な能力は、小説家以上に空想力がたくましいことだと思います。人間の空想力の限界を超えて、技術の方は進み過ぎているので、そのギャップの中で色々な権利侵害がおこるのだと思います。ですから、裁判所の問題でとりわけ問題となるのは、午前でもいったように、プライバシーの問題であろうし、次にでてくるのは、非常に大きな数の情報が提供されるようになると、その中の一つが改ざんされても、誰も気がつかないというような問題がでてきます。非常にわずかな数の情報しか提供されてなければ、誰かが気がつきます。これは、ミスタイプではないか、これは間違いではないか、これは改ざんされたのではないか。しかし、何億もの情報があれば、そのうちの少しぐらいが改ざんされても誰も気がつかない。それによって、意図的なコントロールも可能になります。いろんな新しい問題がでると思います。それに気をつけ、注意することが重要ではないか。

司会： SHIP プロジェクトではダイシンの判例をXML化されていますよね。その場合、プライバシーの部分についてはどういう配慮がなされているのでしょうか。

夏井： これは、今日も会場に来てくれている小松弁護士が、すばらしい技術を既に開発して、実証してくれています。固有名詞のところだけ、特別なタグという印をマークアップします。そのタグをつけたところだけ、自動的にAならA、BならBという文字に置き換えることが出来る。HTMLでも、やってやれないことはないのですけれども、制御が非常に難しく、アプリケーションが大きくなってしまふ。それに対してXMLの場合は非常に簡単に出来ます。今、思い出したのですが、XMLのタグをどのようにつけるかを一生懸命考えている間に、目の前にある法情報がどんな構造を持った法情報かということが、研究者自身がよく解るようになるんです。これは、本当の話です。何となく見ていた判決という文字のかたまり、或いは法律という文字のかたまりが、実はどんな構造をもっていて、どんなトリックが可能かということも、見えてきます。タグは、法律の専門家でなくても、どのようなタグをつけているかというXMLのソースを見ることによって、構造を理解させるためにも、非常にいいものだと思っています。ですから、XMLのデータベースのソースがもし、公開されれば、これまで以上に色々な哲学的な洞察も加えた、深い研究や教育が可能になるし、また、注釈書なしにも、タグ自体が非常に有益な注釈になって法律や判決の構造を理解する助けになるんじゃないかと考えています。

司会： じゃあ、これから、法学教育のなかでも、タグを理解するカリキュラムをつくらないといけないという訳ですね。

夏井： タグ自体は、例えば、ツリーの構造とか、要するに、構造の絵に置き換えることも多分、アプリケーションとして可能だと思います。だから多分、タグそれ自体が解らなくても、タグを利用して様々なものを自動的につくる事が出来る、ということなんです。

司会： はい、どうもありがとうございました。最後のパートに入っていきたいと思います。既に先ほど、会場から、日本法の英語資料というものがあるべきだ、それが一つのドリームとしてあるという発言がありました。プレゼンテーションの中で、グリーンリーフ教授がウィッシュリスト、外国人の法曹から見た願い、希望のリスト、というのを出してくださいましたが、今度は、山本先生、あれをごらんになって、それは無理だろう、或いはやるべきだ、というようなことがありましたらお願いします。

山本： 多分、指宿先生の間に対しての答えにはならないのですけれど、JaLII についての話をしたいと思います。法律の端っこのところで飯を食っている私にとって、ぜひ、こういったコーネルのLII、或いは、AustLIIの様なシステムが出来てほしい。そうしないと、日本の法学研究は速やかには深まらないだろう。いくらロースクールをつくってみても、中身が進化しないことには意味がない。いくら弁護士の数を増やしても、マーケットがなければダメですし、差別化できる価値のあるものをつくっていかなくては意味がない。そうすると、JaLIIの様なものがぜひ必要だと思います。その時に、グローバルな意味でも重複投資をすることは望ましくないと思っています。先ほど縦書きの問題がありましたけれども、それだけではなくて、韓国の方ではマイクロソフトも一生懸命動いているようですが、そういった日本語のもつ特異な問題はさておいて、決してコンピュータに近いところの技術だけではなくて、コーネルのLII、或いはAustLIIを設置、管理、運用されてきたノウハウというものを経済スパイなどといわれることなく、日本にも移植してもらえる

様なことがあれば、多分 JaLII というものの実現が速いのではないかと考えています。必ずしも、ソフトウェアということだけではなくて、それにまつわるノウハウを公開していたら、私どもを導いてほしいと思います。

司会： ということは、独立した法情報提供機関をつくるべきだということですね。ただ、LII の場合は、コーネル大学のプロジェクトとしてあって、AustLII の場合はニューサウスウェールズ大学と UTS がコアですけども、グリーンリーフ教授もおっしゃっていた、もっと大きなバックボーンがありますよね。そのうちのどちらが日本に適合的かという点はどようでしょう。

山本： 私も、難しいと思っています。大学共同利用機関の様な形で出来ると、逆にうまく動かないような気がしています。だから、草の根という大変ですが、指宿先生や夏井先生などが、一生懸命がんばるところに、どこか沢山の賛同者が集まって動いていくといいなあとと思っています。文部科学省所管の機関のように、国の息がかからないものでつくる方法を探るべきだろうと思います。

司会： はい、どうもありがとうございます。
どなたか、会場の中から、JaLII の可能性について、ご意見ありませんか。では、岡村弁護士、お願いいたします。

岡村： 大阪弁護士会の岡村でございます。SHIP のメンバーでもあります。今日は、色々重要な話をありがとうございました。ただ、聞いておりました、一、二点、思ったことを述べたいと思います。日本の場合には、アメリカの場合のような、電子情報自由法もありませんし、或いは文書削減法のようなものもありません。従いまして、現時点ではまず、立法情報、或いは法律情報を政府から出させる、という方が大事な段階です。それを、何とか無料で提供しなければ、まずは民主主義を守れなければ、法の支配も守れないと。それがようやく日本でも情報公開法で、しかし、ウェブに出す義務は政府にはありませんので、それを政府の方が自主的に出し始めた、そういう状況に過ぎないわけです。従いまして、英語版の前に、まず一次情報を政府からいろんな形で出てくるようにしてもらわなくてはならない。また、指宿先生が日頃いわれているように、判例情報もまずは、今の最高裁判所は限られた判例情報しか出していない。それを、もっと出すものの数を増やしていく、それが今、必要な段階じゃないかと思っています。そしてそれが可能になって、一次情報が出てきた上で、外国へトランスレーションして発信出来るように、早く日本もなればよいなと思います。以上です。

司会： どうもありがとうございます。次は、藤田先生、どうぞ。

藤田： 弁護士の藤田康幸です。法情報の、非商用、学術的なデータベースの可能性、発展の可能性、或いは発展させるための条件に関連して、お話ししたいと思います。パネリストの先生方は皆さん、非商用の、学術的なデータベースの構築について、かなり関心を持って努力されていると思うのですが、そういう非商用の法情報データベースの担い手として何があるのか、ということに関心があります。例えば、アメリカでは、ロースクールでは、学生も教授も従前からレクシスとかウェストローとか、それほど経済的負担を気にせずに使えてきたらと思う。そういう中で、マーチン教授はなぜ、こんなことに時間と労力を割いて努力してきたのかが知りたいです。グリーンリーフ教授や指宿先生や夏

井先生もそうだと思いますが、担い手の原動力と申しますか、何が原動力でがんばれるのか。と言いますのは、担い手を再生産していかないとこういう事業は無理だと思います。それは公共に対する奉仕の使命感が大きいのか、情報学についての自分自身の学問的研究心なのか、或いは学生教育に対する熱意なのか、どういう原動力でがんばっておられるかをお聞きしたいです。それがうまく再生産されない限り、学術情報データベースは発展していかないのかなと思います。

司会： 夏井先生や僕が、どれだけクレイジーかということをご自分で告白するよりも、既にグリーンリーフ教授のプレゼンテーションの中で存続可能性という部分がありましたね。グリーンリーフ教授にお聞きします。もっと長いスパンで、AustLIIを続けることは可能だと思いますか。それとも息子さんがあなたの仕事を引き継ぎ、相続してAustLIIをさらに続けていくのでしょうか。次の世代はどうすればいいのでしょうか。

グリーンリーフ： とてもいい質問ですね。開設当初は、確かにある程度クレイジーであることが必要でしょう。それは絶対必要ですね。ですが、もう少しまじめな答えとしては、こういった組織をつくった人々の心の中には、法情報を無償で入手でき、効果的に役立つものにしたいという、強い願望があるに違いありません。マーチン氏と私が二人とも既に申し上げたように、我々の場合は、既存の出版制度に対する不満や、我々の学生が法情報へ充分アクセス出来ない状況や、新しいシステムを構築する可能性への不満などが引き金になった訳です。しかしその思いは、システムを変えなければという強い願望へと結びついていかなければなりません。確かに公共の利益を強く望む人々がかなりいないと、うまくいかないでしょう。でも、それだけで、数年間以上、こういったシステムが発展し続けていくのは無理でしょう。こういったことも確かに必要なのですが、動機がそれだった一つだけでは、法律の自由化を守ろう、というようなスローガンの魅力は色あせてきます。政府機関、法曹界、マーチン氏がいていたようなシステムへの加入者、自発的出資者といったような支援団体に対する、組織的な存在理由が十分にならなくなってはなりません。さらに、公共の必要を満たすために、なぜこれが大変経済効率がよい方法なのか、という議論もなされなければいけません。飾りたてたところはなくても、極めて低いコストで情報を供給する。そうすれば、多くの資金供与機関や、法情報へのアクセスを必要とするメンバーを抱える組織にとっては、大変魅力的なものであり得ると思います。実際、彼らは、依頼人や、自分達の団体の構成員やメンバーのために、情報をいわば大量一括購入しているようなものです。つまり、法情報へのアクセスは、別のルートですればもっと高くつくものです。多くの裁判所や審判所を一挙に相手にするという経済規模の大きさが一役かって、それが経済効率の良さを生み出すならば、公的な存在理由をそこに見出すことができます。それは単なる理想主義ではなく、一定の理想主義をとった効率の良さです。明確な答えがでたわけではありません。しかし、目指すところはわかっています。

司会： では、失礼な質問ですみませんが、マーチン教授にお聞きします。LIIはこれからどうなるのでしょうか。そして、そこに何か希望を持たれているのでしょうか。長い将来にわたってどうなっていくか、もしお考えがあればお聞かせ下さい。そしてこれを最後のコメントにして、申し訳ありませんが、パネルを終わらせていただきたいと思います。

マーチン： 次の三点について述べたいと思います。第一に、私の望みは、幸運にもこの八年間かかわってくることでできたこの機関が、二、三年後の私の退職後も存続し続けていくことです。私の大学のこれまでの追跡調査によると、創始者の退職後のその機関やセ

ンターの存続率は、それほど高くはないのです。ですから、今の時点での大きな目標は、発足当初の情熱や思い入れなしでも、この組織が発展していくような形態にすることです。二点目も、この点と関連していますが、我々とオーストリーの同僚のもとに寄せられるフィードバックの中に、この組織の活力と未来への発展を支えるに十分なエネルギーがあります。我々は事業と研究への思いが組み合わされた強い情熱から、このことを始めましたが、これは双方向の媒介であったために、人々からすぐに、如何にこれが有益かという反応をたくさんいただくようになりました。この種の証言は、ただ単に直接に係わる関係者のやる気を引き出す大きな力となるだけでなく、より広域の支援を仰ぐための強力な武器となります。そして最後の点ですが、色々な形の協力が可能だと思います。どういったものが適切かと申しあげることにはしませんが、グリーンリーフ氏が述べたように、弁護士会からの支援は我々にとって、極めて重要でした。また、同時に、ロースクールに学内共同組織としてサポートしてもらおう、というのも、一案であり、合衆国では、この方法はとても成功してきました。合衆国では、ロースクールに共同組織があり、コンピュータによる法教育を支えています。これは、LIIの一部ではありませんが、我々の仕事に深く関わってくれたといえます。将来的には、単にコーネル大学中心ではなく、他のロースクールとの関係も発展させた上での、プロジェクトの可能性もあると思います。私の同僚や学部長にとってちょっとした緊張感をもたらしていることがあります。それはコーネル大学の旗印のもとで、素晴らしい業績を上げるということは、大学にとっても、数多くの対外的な利点をもたらすということです。コーネル大学は合衆国内の他大学と競合して優秀な学生を集めなくてはいけないのですが、高校生が法律とコーネルを結びつけて考える、という点では、コーネルは彼らの形成期といえるかなり早い時期に、多くのLII利用者と接触を持っているといえるのではないのでしょうか。これは私の同僚と学部長にとっては、大切なことです。

グリーンリーフ： マーチンさん、一言、いいでしょうか。同じ様なことですが、私のロースクールの現状からいいますと、公的にアクセス可能な法情報の膨大な深い知識を持つことは、戦略的にとても有益です。LIIは現在それを活用して、コーネルのデータセットの基盤の上に教育資源の開発を構築されました。小規模ながら、オーストリーデータでも同じ様なことをしています。そしてこのようなプロジェクトに関与するということに、ロースクールは組織として強い関心をもっています。これで将来、ロースクール間で重要な地位を確保することになるのです。そのことは、日本にも当てはまると思います。日本でどこかのロースクールがこういったことに対して先手を切ったならば、将来のそのスクールの地位は極めて良好といえると思います。

司会： ありがとうございます。ロースクール議論、真っ最中の日本では、非常に時期に合ったディスカッションになったのではないかと思います。予定されている時刻をもう、既に十分間オーバーしていますので、残念ながら、これで終わらなければなりません。とても刺激的なコメントを下さったパネルに感謝したいと思います。どうぞ、拍手をお願いします。では、これで、パネル討論を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

<資料>

第1回共同シンポジウム予稿・資料集目次

1 開催プログラム

2 予稿集

相良紀子	Zeran v. AOL 事件判決
町村泰貴	フランスのアルテルン・オルグ事件
高橋郁夫	プロバイダの公表者としての責任と英国名誉棄損法1996
岡村久道	ニフティサーブ電子ダイレクトメール仮処分決定について
平野 晋	ISPの民事責任：ユーザーによる名誉毀損に焦点を当てつつ
藤田康幸	法律実務と法情報
竹山宏明	特許実務と法情報
小松 弘	法情報へのXMLの応用
和田 悟	Webサイト・リンク情報の管理

3 資料集

明治大学学術フロンティア「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」について
インターネット・サービス・プロバイダの法的責任に関する資料集

- * 1999年5月29日明治大学駿河台校舎リバティタワーで開催
- * 下記の場所から予稿・資料集PDF版をダウンロードすることができます。

<<http://SHIP.mind.meiji.ac.jp/lib/symp1d-ag.pdf>>

<資料>

第2回共同シンポジウム予稿・資料集目次

1 開催プログラム

2 予稿集

新保史生	米国における個人情報のネットワーク利用と保護方策の現状
米丸恒治	EU個人情報保護ディレティブとその影響
坂東俊矢	ネットワーク社会における個人情報と消費者保護—国際消費者法学会での議論を踏まえて
鈴木正朝	わが国におけるコンピュータと個人情報保護の現状と課題—JIS Q 15001を中心に
小松 弘	法情報へのXMLの応用
門 昇	わが国における法情報学教育の現状と課題
立山紘毅	情報公開メディアとしてのインターネット—公開・報道・開示請求
指宿 信	流れ星に名前を付けられるか? —ネット文献の引用方法について
夏井高人	SHIP-Project と法情報学の展望

3 資料集

町村泰貴	SHIP-Project 1999年夏期研究合宿における討論結果要旨
岡村久道	法律論文における出典の表記方法について
	※ Webドキュメントを著者の許諾を得て転載

* 1999年11月27日大阪大学吹田キャンパス「コンベンションセンター」で開催

* 下記の場所から予稿・資料集PDF版をダウンロードすることができます。

<<http://SHIP.mind.meiji.ac.jp/lib/symp2d-ag.pdf>>

<資料>

第3回共同シンポジウム予稿・資料集目次

1 開催プログラム

2 予稿集

福島力洋	Religious Technology Center v. Netcom 事件—第三者による著作権侵害に対するプロバイダの責任
上野達弘	技術による著作権の保護と管理—音楽のネットワーク配信を中心として
日高和明	デジタル情報の技術による保護とその利用との相克
渡邊 修	創作性のないデータベース保護--- ドイツにおける sui generis 権を素材に
苗村憲司	サイバー領域における知的財産法制の動向
竹山宏明	ビジネスモデル特許
夏井高人	SHIP-Project 初年度の成果と 2000 年度の方針
岡本 真	ネット・コンテンツとしての法情報の有益性と有害性
指宿 信	法情報環境のいまと未来—壁を越えて
和田 悟	SHIP プロジェクトDBプロトタイプ(1) —改正法律とXML による
小松 弘	SHIP プロジェクトDBプロトタイプ(2) —個人情報保護と XSLT

3 資料集

小松 弘	法情報データベース・法情報検索パテントマップ ※ Web ドキュメントを著者の許諾を得て転載
------	---

* 2000年5月20日明治大学駿河台校舎リパティタワーで開催

* 下記の場所から予稿・資料集PDF版をダウンロードすることができます。

<<http://SHIP.mind.meiji.ac.jp/lib/symp3d-ag.pdf>>

SHIP プロジェクトメンバーリスト

プロジェクトリーダー

夏井高人（明治大学法学部教授、弁護士）

共同研究者

新美育文（明治大学法学部教授）
石前禎幸（明治大学法学部助教授）
田中規久雄（大阪大学法学部講師）
和田悟（明治大学政治経済学部助教授）
石川幹人（明治大学文学部助教授）
小松弘（弁護士）
阪井和男（明治大学法学部教授）
大六野耕作（明治大学政治経済学部教授）
中邨章（明治大学政治経済学部教授）
森下正（明治大学政治経済学部助教授）
門昇（大阪大学法学部講師）
養老真一（大阪大学法学部助教授）
町村泰貴（亜細亜大学助教授）
岡村久道（弁護士）
藤田康幸（弁護士）
竹山宏明（弁護士）
後藤邦夫（南山大学情報管理学科教授）
中所武司（明治大学理工学部教授）
高木友博（明治大学理工学部教授）

協力研究者

指宿信（鹿児島大学法文学部教授）
三浦淳（明治大学情報科学センター）

研究補助者

指宿直子	丸橋透	石川万里子
近藤沙保子	新保史生	福島力洋
松本大和	岡野泰子	西海純子
野月美穂	吉田卓史	村上悠史
高橋良治	安竹優子	茂野健
横山大輔		

このシンポジウムの開催費用、この講演要旨集その他の関連資料等の印刷・出版費用は、明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」における研究の一部として、文部科学省及び学校法人明治大学から支援を受けています。

この講演要旨集に収録されている講演要旨及び資料等の著作物の著作権は、各著作物において著作者として表示されている者に帰属し、日本国及び関連各国の著作権法及び関連条約によって保護されています。

名 称：SHIP プロジェクト・サイバー法研究会・法情報学研究会第4回共同シンポジウム講演要旨集

発 行：2001年8月30日（改訂：2002年2月12日）

編 集：夏井高人

執 筆：Peter W. Martin, Graham Greenleaf, 山本順一, 夏井高人

協 力：指宿 信, 指宿直子, 丸橋 透, 和田 悟, 新保史生, 福島力洋, 石川万里子, 高橋良治, 松本大和, 野月実穂, 岡野泰子, 西海純子, 村上悠史, 安竹優子, 茂野 健, 横山大輔, 吉田卓史

発行者：明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」, サイバー法研究会, 法情報学研究会